

京都大学公共政策大学院

自己点検・評価報告書

第4号

2014年10月

はしがき

本公共政策大学院は、2006年（平成18年）4月1日に、京都大学大学院法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学専攻とを改組することによって、専任教員12名、学生入学定員40人を有する公共政策連携研究部・公共政策教育部として、発足した。本大学院は、教員配置・開設科目の両面において法学研究科・経済学研究科との密接な連携を維持しつつ、独立した教育・研究組織としての専門職大学院であり、その目的は、公共政策の立案・実施・評価等に関する幅広い能力をそなえた、公共的部門を担うべき高度専門職業人を養成することにある。

本公共政策大学院は、今年3月には第7期修了生を送り出したが、その後間もなく第9期生を迎える、現在在籍している学生総数は88名であり、修了生は285名にも達している。

さて、本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、「部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置く」ことを求めている。これを受け本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置し、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分について、平成20年7月に自己点検・評価を行い、同年11月に『自己点検・評価報告書』を刊行した。また、平成22年1月には認証評価機関による認証評価を受けるべく、教育に関して点検・評価を行ったうえで、平成20・21年度について、前述の認証評価に関わる点検・評価項目に、研究、財務を加えて、教育・研究活動の実績をも総括し、平成22年9月に『自己点検・評価報告書』第2号を刊行し、さらに平成22・23年度分については平成24年10月に『自己点検・評価報告書』第3号を刊行した。このたびは、第3号で実施した点検項目と比較・検証を行うこととし、平成24・25年度分についての自己点検・評価を実施し、ここに報告書を公表する運びとなった。

こうした自己点検・評価とその公表を通して大学がその教育研究水準の向上に資すること、専門職大学院が教育研究活動の状況について認証評価を受けることは、ともに法の求めるところである。しかし、それ以上に、有為の人材を育成する社会的責任を負う教育・研究組織として不斷に自らを省みることは、大学及び大学人としての本来的な道徳的義務に属すると言うべきである。そうした自覚に基づいて自己点検・評価を行うことは、自律・自治の精神を涵養し、それを体得した人材を育成し、広く社会に送り出すことは責務とする公共政策大学院の存在理由自体にも関わっているからである。

この報告書を刊行することができたのは、同僚である専任教員諸氏の協力、評価・広報委員会の尽力、とくにその主任である岡田知弘教授の献身的な作業、そして、わが公共政策大学院を支える事務部門の全面的サポートがあったからである。また日頃熱心に聴講し、鋭い質問を発する学生諸君の真摯な勉学態度が、本大学院に健全な緊張感を齎していることも、申し添えたい。

本報告書を目にされる関係各位が、本公共政策大学院の活力と成果についてご理解いただけることを切に願う次第である。

2014年（平成26年）10月

京都大学公共政策大学院長

新川 敏光

目 次

はしがき	i
1. 公共政策大学院の現状と展望	1
1) 歴史と現状	1
2) 理念と課題	2
(a) 公共政策大学院の目標 (2)		
(1) 京都大学の基本理念 (2)		
(2) 本大学院の基本目標 (4)		
(3) 目的の周知 (5)		
(b) 公共政策大学院の課題と将来構想 (7)		
2. 教育活動	8
1) 教育課程等	8
(1) 課程の修了等 (8)		
(2) 教育課程の編成 (8)		
(3) 系統的・段階的履修 (11)		
2) 教育方法等	13
(1) 授業の方法等 (13)		
(2) 授業計画・シラバス及び履修登録 (17)		
(3) 単位認定・成績評価 (17)		
(4) 他の大学院における授業科目の履修等 (21)		
(5) 履修指導等 (22)		
(6) 改善のための組織的な研修等 (22)		
3) 成果等	25
(1) 学位の名称 (25)		
(2) 学位授与基準 (25)		
(3) 修了生の進路の把握 (26)		
(4) 教育成果の測定 (28)		
3. 入学者選抜	29
1) 定員管理	29
2) 学生の受け入れ方針等	30
3) 入学試験の実施体制	30
4) 研究生・聴講生等の受け入れ	31
4. 教員組織	33
1) 専任教員数	33
2) 専任教員としての能力	33
3) 実務家教員	34
4) 専任教員の分野構成・科目配置	34

5) 教員の構成	34
6) 教員の募集・任用	34
 5. 研究活動	 36
1) 研究活動の目標	36
2) 研究活動の状況	36
3) 研究活動の展望	39
 6. 教育研究環境及び学生生活	 41
1) 教育形態に則した施設・設備	41
2) 情報関連設備及び図書設備	42
 7. 管理運営	 46
1) 部局の意思決定	46
(1) 教授会と組織管理体制 (46)	
(2) 各種委員会 (49)	
2) 事務組織	49
3) 関係組織との連携	50
4) 人権・安全管理	52
5) 情報セキュリティー	52
 8. 財務	 53
1) 予算	53
2) 外部資金	54
 9. 情報の発信・説明責任・社会との連携	 55
1) 部局の方針	55
2) 自己点検・評価	55
3) 情報の発信・公開	56
4) 社会との連携、同窓会組織	57
 10. 教員の個人活動	 59
 11. 冊子体資料（表紙のみ）	 85

1. 公共政策大学院の現状と展望

1) 歴史と現状

(1) 京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）は、京都大学における独立部局として平成18年4月に開学した。

本大学院を設立する際に土台となったのは、法学研究科および経済学研究科であるが、両研究科がともに根本精神として貫いてきたのは、時々の流行を徒らに追うことなく、学理を徹底して究明する姿勢をもって研究・教育の基本となすことであった。

研究面では、首都から離れ、長い文化的伝統を有する京都の地にあって、広く世界に目を開き、何ものにも捉われることなく、自由な対話と討議を通じて真理の追究を図る学問姿勢は、世界的に高く評価される幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。

かかる根本精神は、教育面においても貫かれてきた。現在でも法学部および経済学部は、ともに受講科目について学生の自由選択制を基調とし、狭い専門性に閉じこもることなく、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟などの基礎的能力を陶冶するべく努めている。また、自由闊達の気風を常に涵養し、学生自らの知的探求心と自発性を奨励し、少人数教育を重視することにより、学理追求を目指した自由な討究・討論を通じて、自立した人格を涵養することを重視している。その結果として、法学研究科・法学部および経済学研究科・経済学部は、法曹・政治・行政・経済など、社会のあらゆる領域において指導的な立場において活躍する、数多くの有為な人材を輩出してきたのである。

(2) 本公共政策大学院においても、こうした両研究科の伝統的精神が建学の理念として継承されている。社会の価値の多元化、未曾有の深さで進行するグローバリゼーション、多様化・複雑化・専門化する知識の構造が、日本における公共部門のあり方に対する根本的な見直しを迫っていることは明らかである。しかし、この要請への対応は、ともすれば短期的、対処療法的な方向に流れ、今日我が国において最も必要とされている、長期的な視野と深い洞察力に基づいて、個々の課題に適切に対処できる公共的役割を担う人材を十分輩出するには至っていない。

本大学院は、真理追究と自由で合理的な挑戦精神を持つ京都大学こそが、こうした人材育成の役割を担うべき社会的責務を負っていると自覚し、また「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念に資することを目指して、両研究科の支援の下に、設立された。

(3) 本大学院は、以上のような理念に基づいて、法学研究科から6名、経済学研究科から2名の教員が移籍し、これに実務経験のある教員3名（うち2名は「みなし専任」の特別教授）を新たに迎え、総数11名の専任教員を擁する組織として平成18年4月に開学した後、同年7月にさらに実務経験のある教員1名を加えることになった。以後、研究者教員にあっては、設置母体である法学研究科や経済学研究科との人事交流が、実務家教員にあっては、3年ごとの再任の可否決定が行われているが、総数12名は、維持している。

1. 公共政策大学院の現状と展望

講座編成としては、両研究科から移籍した8名の教員で構成される公共政策第一講座と、実務経験を有し、3年の任期で採用された2名の教員から構成される公共政策第二講座とから成る。そして、これに「みなし専任」の特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会が構成され、本大学院の教育全般にわ

たって責任ある体制を敷いている。

他方、本大学院の管理運営に関しては、上記の12名の専任教員に加えて法学研究科の研究科長および2名の教員と経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、意思決定を行っている。

2) 理念と課題

(a) 公共政策大学院の目標

(1) 京都大学の基本理念

京都大学は、「京都大学の基本理念」にあるように、「自由の学風」の下、常に世界最高水準の研究を維持してきた。こうした研究面の伝統に加えて、現在は「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、第1期中期目標でも「幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する」こ

とを謳っている。そして「京都大学における専門職大学院の在り方について」においても、(1)学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化、(2)他大学の専門職大学院に比しての特徴、(3)学内における他の教育研究組織との関係の3点に十分に留意することを求めている。本大学院の設置に際しても、こうした考え方を基礎に、原理的知識と実践的知識の真の融合を果たすことを基本理念として掲げている。

京都大学の基本理念

平成13年12月4日制定

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

専門職大学院の在り方について

平成17年1月11日部局長会議了承

はじめに（略）

本学における専門職大学院の在り方について

本学の使命は、学問の源流を支える基礎的研究とともに、物事を根本から深く洞察できる人材を育成することを基本としてきた。

本学は、この伝統的使命を踏まえつつ、平成5年からの大学院重点化以降、大学院研究科における教育研究に重点をおく立場をとっており、平成15年に部局長会議において了承された「京都大学の将来像・長期目標」においても、「世界最高水準の研究拠点としての機能を高め、指導的な立場に立ち、重要な働きをすることができる人材の育成」を将来像として掲げるとともに、「大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍し得るチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くす」としている。

このような本学の立場からは、既存の大学院研究科における研究教育の一層の充実を基本的に推進すべきであり、高度専門職業人養成に特化した教育課程である専門職大学院を新たに設ける場合には、その設置により本学における教育研究全体の発展に資することができるものと期待されるとともに、既存の大学院研究科における研究教育活動の質が維持されることを前提として、以下の基本的な検討事項を明確に整理した上で、本学に特に設ける必要性があると判断されたものに限定すべきである。

基本的な検討事項

1. 既存の大学院研究科とは異なる専門職大学院である必要性の明確化

本学の既存の大学院研究科は、従来から研究者養成を中心にしつつ高度専門職業人養成をも担ってきていることから、既存の大学院研究科においては、またはその改組によっては、目的とする教育の実現が困難なことが明確であること。例えば、当該専門職が特定の国家資格の資格取得を必要とする場合や、実務上際的・先端的知識を必要とする場合等の理由によって、専門職大学院における高度な専門的・実践的な教育が求められること。

2. 教育内容について

(1) 学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化

当該高度専門職業人の養成が社会的に強く求められており、継続的な入学者の確保、修了者の社会的需要について、実証的なニーズ調査などをもとにした根拠があるとともに、適切な学生収容定員であること。また、その見通しを踏まえ、入学から修学、修了後の進路まで含めた全体的なキャリアプランが明確であること。

(2) 他大学の専門職大学院との差異化

他の大学が既に専門職大学院を設置している分野において設置を検討する場合、その構想が本学でなければ実現できないような特徴があり、他大学の専門職大学院との差異が明確であること。

(3) 学内における他の教育研究組織との関係

本学における他の教育研究組織の目的や事業との重複がなく、教育課程、研究内容等について、充分な調整が図られており、関係部局との円滑な連携が確保されていること。

3. 実施体制について

(1) 既存の教育研究組織における教員への負担

全学共通教育、学部専門教育、大学院教育の全てにおいて教育の質の向上が求められており、教員の教育負担が増大している中で、新たに専門職大学院を設置することにより既存の大学院研究科・学部の教員への負担が著しく増えないよう最大限配慮されていること。

(2) 實践的な教育を充実させるための優秀な実務家教員の確保と効果的な教育課程の構築・提供

職業分野の特性に応じた実践的な教育を充実させるため、当該分野における充分な実務経験及び高度の実務能力を有する実務家教員が継続的に確保できること。また、幅広い教養と学識を基礎に企業や行政、医療、福祉機関など様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成に資する効果的な教育課程が構築・提供できる教員組織であること。

4. 認証評価との関係

専門職大学院については、当該大学の教育研究等の総合的な状況について行われる認証評価のほか、別途当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について認証評価を受けることが義務づけられていることを念頭に置くこと。

今後の検討課題（略）

(2) 本大学院の基本目標

このように本大学院は、実務教育に偏ることなく研究と実務的教育の両者を架橋することを基本理念としているが、本大学院は、中央・地方の公務員等の狭義の公共的職務を目指す者のみを養成することを目標としてはいない。今日では、国際機関、ジャーナリスト、NPO や NGO はもとより、民間企業でも公共的な色彩の強い業務を行っているものもあるからである。重要なことは、いかなる組織にあっても常に公共的な視点から考える能力を涵養することであり、この意味でも、基礎的・原理的な知識を教授する本大学院の基本目標は重要である。狭い職業的知識にとどまらず、国家・社会・国民経済の全般にわたる原理的な知識を身につけることは、いかなる職務に従事しようとも公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感を養う上で、大いに裨益するからである。

本大学院の最高意思決定機関は教授会

であり、その詳細は後述の「7. 管理運営」(46-53頁) の項で記載することとするが、本大学院は、そのような観点から教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を教授会において審議・決定している。その第1項は、「我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする」ことを謳っている。これは、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成という専門職学位制度の趣旨に沿つたものである。

京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について

平成19年9月20日連携研究部教授会決定

- 1 京都大学公共政策大学院は、我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 2 京都大学公共政策大学院は、京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授することを目標とし、高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力などを、適切な教育課程を通して十分に涵養することを、教育上の理念とする。
- 3 京都大学公共政策大学院は、そのような能力を効果的に涵養しうる教育課程を確保するため、多様な人的資源を擁する指導的な公共政策大学院として、法学・政治学・経済学・経営学を有機的に結合した科目、実務経験者による具体的事例を素材とした科目、公共的世界を原理的・歴史的視点から展望する科目などを提供するだけでなく、一般的知識を習得する基本科目から公共政策専門家としての基礎知識を共有する専門基礎科目を経てスペシャリストとしての能力を育成するクラスター科目にいたる体系的な履修システムを整備するとともに、学生ひとり一人に履修及び進路に関する指導教員を配置して履修・進路決定上の相談に応ずる個別指導体制を設けるなど、きめ細かな学修上の対応に努める。

(3) 目的の周知

京都大学通則第35条の2は、当該大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表することを求めている。そこで、本大学院でも、先に述べたように、教育理念と目標を謳つた「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を審議・決定し、当大学院の便覧・シラバス（資料5）に掲載するほか、ホームページや紹介パンフレット（資料1）にも掲載して、その周知徹底を図っている。

また、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等において、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関して素案を検討し、それに基づき学生募集要項（資料2～資料4）、紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容を検討し、これらの原案を教育部教授会

で慎重に審議・決定した上で、各種の学生募集要項や案内を作成して配布とともに、ホームページでも公表している。これらの事項は、当大学院を構成する教員全員が参画する教授会で決定されているので、教職員への周知は徹底している。

目的の周知が適切に行われていることは、年2回開催する入試説明会の参加者が年々増加していることからも明らかであり（平成25年度は一般選抜対象を平成25年6月27日に、職業人選抜・外国人特別選抜対象は11月10日に開催）、また隔年開催している本大学院の外部評価委員会（資料6）（25年度は平成25年5月31日に開催）でも、確認されている。なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクしているので、広報の範囲が広がっていると言つてよい。

京都大学通則(抄)

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

別表第2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	90	180	180
総計		324	808	808

[特色ある取組み]

本大学院の特色は、第一に、正規の教育課程とは別に各種の講演会・セミナー等を活発に行っていることがある。その目的は、第一線で活躍している実務家と接して現場の臨床的知識を学習させるとともに、学生の公共的分野への関心を高め、公共的分野に従事する上で必要な倫理感を体得させることにあり、現に下表に示す通り、多くのゲストスピーカーや

講師を招聘している。第二に、本大学院は学生の自主的な研究会・ゼミなど自発的な活動を重視し、これを積極的に支援している。なかでも、学生自身が編集し、実質上本大学院の広報誌を兼ねている『公共空間』(資料8)の発行を支援することによって、企画立案や共同作業の分担管理などについてトレーニングを積ませている。

平成25年度ゲストスピーカー一覧

所 属 機 関 等	氏 名	招聘責任者	実施日
地方独立行政法人大阪府立病院機構 理事兼本部事務局長	中野 時治	小西 敦	H25.10.8
大阪市北区区長	中川 暢三	岡田 知弘	H25.10.19
東京大学大学院医学系研究科教授	渋谷 健司	岡田 知弘	H25.10.22
神戸市副市長	久元 喜造	小西 敦	H25.10.26
世界エイズ結核マラリア対策基金戦略 投資効果局長	國井 修	岡田 知弘	H25.11.7
農林水産省農林水産技術会議事務局 研究総務官	西郷 正道	岡田 知弘	H25.11.5
経済産業省商務情報政策局 サービス政策課長	白石 重明	佐伯 英隆	H25.11.15
ジャパンシステム株式会社公共事業本部 ビジネス推進室担当部長	松村 俊英	岡田 知弘	H25.11.26
神戸市副市長	久元 喜造	岡田 知弘	H25.12.3
淡路市長	門 康彦	岡田 知弘	H25.12.13
浜松市長	鈴木 康友	岡田 知弘	H25.12.13
水産庁漁政部企画課長	新井 ゆたか	岡田 知弘	H26.1.14
株式会社リンクアソシエイツ代表取締役	大川 潤	佐伯 英隆	H26.1.24
NPO法人地方自立政策研究所理事長・ 前志木市長	穂坂 邦雄	岡田 知弘	H25.10.8
財務省主計局主計企画官	堀内 齊	岡田 知弘	H25.10.19
復興庁復興大臣	根本 匠	岡田 知弘	H25.10.22
京都大学 IPS 細胞研究所顧問	阿曾沼 慎司	岡田 知弘	H25.10.26
総務省行政評価局長	渡会 修	小西 敦	H25.11.7
静岡県知事公室長	山口 重則	小西 敦	H25.11.5
東京財団上席研究員	加藤 創太	岡田 知弘	H25.11.15
共同通信社ニュースセンター整理部 委員部長	島貫 裕之	佐伯 英隆	H25.11.26
日本経済新聞社経済解説部編集委員	清水 真人	岡田 知弘	H25.12.3
仙台市長	奥山 恵美子	小西 敦	H25.12.13
市民団体「海をつくる会」事務局長	坂本 昭夫	岡田 知弘	H25.12.13
神戸学院大学学際教育機構非常勤講師	金芳 外城雄	岡田 知弘	H26.1.14
財務省主計局調査課長	小宮 義之	岡田 知弘	H26.1.24
近畿経済産業局総務企画部長	宮本 明彦	佐伯 英隆	H25.10.8

[点検・評価（長所と問題点）]

目的の適切性については、前記(1)、(2)で述べた通り、専門職学位制度の趣旨に沿ったものであると判断できる。また、目的の周知についても、前記(3)で述べた通り、あらゆる機会を通じて行つており、目的の周知は徹底されているものと判断できる。

また、平成21年7月に本大学院学生の協力によりホームページを大きく改訂し、活用しやすくしたことは、(3)で述べたように、入試説明会への参加者及び入学志願者が大幅に増えたことに寄与している。

セキュリティ管理の問題から平成25年度からホームページの管理は専門業者に委託している。本大学院の活動、その他様々な情報を発信し、フィードバックを得る場として、今後さらに内容を充実させたい。

なお、平成24年度より国家公務員試

験の抜本的見直しが行われ、専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験が導入された結果、本大学院で学ぶことが広い視野と深い理解力を獲得するだけでなく、高度な専門職に就く可能性に直結するようになったといえる。

また、学部新卒者を対象とする一般選抜入学試験の場合、これまで法経学部・経済学部出身の受験者が多く、内部からの進学率が高かった。このことは公共政策大学院として、とりわけ法学研究科と経済学研究科を母体とする本大学院の場合、自然な成り行きであったが、入学者の多様性の確保という点から、広報活動を積極的に展開してきた結果、近年では他大学出身者の受験生が増え、法学・政治学あるいは経済学以外を専攻した受験生の数も増えている。

(b) 公共政策大学院の課題と将来構想

わが国における専門職大学院としての公共政策大学院の歴史は浅く、本大学院の場合は、設置されて8年が経過したにすぎず、現時点でその課題と将来構想を明確かつ具体的に語るだけの十分な資料、経験は不足しているといわざるを得ないが、他方において時代と社会情勢に応じた公共政策大学院の在り方を見直す時期に差し掛かっているとの認識もある。

高い公共倫理と高度な専門性を兼ね備えた職業人育成という観点からみて、今後国際性がますます要求されるようになるため、国際関係の理解や英語コミュニケーション能力向上のためのカリキュラムを今後一層充実させる必要があるであろう。

またこれまで社会に送り出してきた卒

業生に対してアンケート調査を実施し、彼らの現場経験に基づいた本大学院への意見、さらには彼らの職場での実績や評価に関する情報を集め、それらのデータを慎重に分析し、今後の教育課程改革に反映させる必要があると考えている。

そのほかに現在全国に7つを数える公共政策大学院は、お互いの抱える問題について意見交換する場を設けており、そのような場を通じて共通する課題について相互理解を深め、今後の方向性を確認する作業を続ける必要があると考えている。

本大学院では、これまで通り、新入学に対するオリエンテーションのみならず、学生募集要項、広報用パンフレット並びにホームページ、年2回開催する入

2. 教育活動

試説明会等並びに同窓会「鴻鵠会」のホームページを通じて、広報活動に努めるとともに、各種の講演会・セミナー等の機

会を活用して、なお一層、本大学院の目的の周知徹底を図ることとしたい。

2. 教育活動

1) 教育課程等

(1) 課程の修了等

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与することを定め、本大学院教育部規程第12条では、課程の修了の認定は、教授会で行うことを定めている。これをうけて本大学院では、教授会での学位授与の決定に先立ち、教務委員会で修了要件を精査したうえ、教授会に諮り、修了の可否を決定している。

また、本大学院は、履修規程第16条において進級要件を課し、1年以上在籍し、公共政策論4単位、並びに基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を修得した者に限って2年次に進級しうること、また同第17条において修了要件を課し、2年以上在籍し、第5条に定める科目区分による26単位及び第6条に定めるクラスター科目12単位を含む48単位以上を修得した者は、課程を修了したものとすることを定めている。

なお、在籍期間については、京都大学

通則第53条の2に短縮規定が設けられており、これをうけて本大学院教育部履修規程第18条は、職業人選抜者であって、かつ、他の大学院で公共政策系の科目を履修し、本大学院において当該科目の単位認定により、本大学院の課程の一部を履修した者とみなされる場合は、在籍期間が短縮できる旨を定めている。この特例措置によって、教授会の議を経て1年で本大学院を修了した者は、平成19年度に2名あった。

こうした修了要件や進級要件等の詳細については、便覧・シラバスに掲載しており、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明しているので、十分に周知されているもの、と判断している。

(2) 教育課程の編成

本大学院では、開設当初から、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養と、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げ、平成21年11月19日の

京都大学公共政策大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

平成21年11月19日 教育部教授会決定

1. 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の下で、広い視野と深い洞察力をもって公共的な役割を担う高度専門職業人を養成する。
2. 公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力を、体系的な教育課程を通して育成する。
3. 歴史的・原理的視野で社会的変化を考察する知的能力、多元的価値の中で公共的利益を判断する洞察力、公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、政策・制度を冷静に分析する評価能力を涵養する。

教育部教授会においては、次のカリキュラム・ポリシーを決定している。

この方針に則ってカリキュラムの編成方針では、概ね1年次において公共的な色彩の強い業務に従事する高度専門職業人に共通に求められる能力を全ての学生に修得させた上で、1年次後期のはじめに三つのクラスターからひとつを選択させ、学生がゼネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとなるように指導教育を行っている。三つのクラスターは、政策分析・評価クラスター、行政組織間交渉クラスター、地球共生クラスターから成り、各々は、今日公共的部門においてとりわけ必要としているされる能力を育成するための履修モデルとして設定されている。

開講科目群としては、①基本科目（必修4単位+選択必修8単位）、②専門基礎科目（選択必修8単位）、③実践科目（選択必修6単位）、④展開科目、⑤事例研究の5つがあり、①と②がゼネラリストとしての教養と知識を提供し、③、④、⑤がスペシャリストとして能力を開発するためのクラスター科目群である（選択必修12単位）。以下、各科目群について説明する。

① 基本科目（必修4単位+選択必修8単位）

これは、既修分野の相違に応じて未修の知識の獲得を目的として、法学・政治学・経済学・経営学のバランスを考慮して設定された科目群であり、全員必修の「公共政策論」の他に、主に法律学・政治学を学んできた学生は「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済政策」等を、主に経済学・経営学を学んできた学生は「統治システム」「行政システム」

「私法秩序論」等を受講することを想定している。

その趣旨は、未修分野を修得させるところにあるが、学部レベルの授業とは比較にならない少人数の授業であり、適宜質疑応答を交えることによって、学生の理解を助け、勉学意欲を向上させるように配慮している。また予習・復習を前提とした密度の濃い授業を展開している。これらの科目は、主に1年次前期に配当され、研究者教員が担当する。この科目群を修得することによって、学生がより専門的・実践的な科目を受講するために必要な共通の知識を身につけることができるよう配慮している。

② 専門基礎科目（選択必修8単位）

主として1年次の前期・後期に配当している専門基礎科目群は、公共的な部門で働く人材に共通に求められる知識を提供するものである。政策の企画・立案能力を育成する「政策決定過程論」「立法政策・技術」、公的部門に民間手法を導入し活用する、いわゆるNPM（新しい公共管理）に対応する能力を育成する「公共管理論」、情報化社会に対応する能力を育成する「情報管理論」、危機管理能力を育成する「危機管理論」、そして社会の国際化に対応する能力を育成する「グローバルガバナンス」の6科目からなり、大半は本大学院専任教員が担当している。

これらの専門基礎科目は、今日はゼネラリストとして求められる必須の知識ではあるが、その授業内容は大学院において初めて教授可能なレベルに設定している。

③ 実践科目（選択必修6単位）

政策実務を行うための各種の基本的な技法や技術、そして今日必須である国際コミュニケーション能力を涵養するための科目であり、2年間にわたって隨時学生の希望に即して選択できるように配置している。そうした科目としては、「英語情報分析」「外国報道の分析」「統計調査手法」「交渉術」「政策企画立案の技術」「行政と情報化」等に加えて、英語による読み解き・作文・プレゼンテーションの能力を研磨するために外国人教員による科目がある。

なお、実践科目は、以下に述べる展開科目、事例研究とともに、修得すべき能力に応じて選択必修となるクラスター科目群を構成している。

④ 展開科目

これは、公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とする科目であって、専ら研究者教員が担当する歴史的・原理的分析に関する科目、例えば「政治哲学古典講読」「国際法」「政策分析の方法」「国際政治経済分析」等や、研究者教員や実務家教員が担当する政策関連科目、例えば「金融政策のマクロ経済分析」「通商産業政策」「厚生労働政策」「政策評価・行政評価」等から構成されている。

⑤ 事例研究

これは、具体的な政策事例に基づいて、ケースメソッド方式等により知識の実践的応用能力の修得を目的とする科目である。少人数で、場合によっては、シミュレーション、ロールプレイング等の手法を採用している。主として2年次後期に配当され、

多くは実務家教員が担当し、①～④から得られた知識の有機的な総合を図っている。具体的には、「ケーススタディ金融政策分析」「ケーススタディ予算と政策分析」「ケーススタディ省庁間関係」「ケーススタディ地方行政分析」等の科目がある。

また、実務現場を体験するために、希望する学生にはインターンシップ（2単位）を認定している。そのため、派遣先の確保等の便宜を図るとともに、特に人事院が主催する「霞が関インターンシップ」終了後の意見交換会には専任教員が参加し、成果の確認を行っている。

⑥ クラスター科目群（選択必修12単位）

本大学院では、特に政策分析・評価能力、行政組織間交渉能力、地球共生能力の涵養を目的として、各々に対応する三つのクラスターを設定し、1年次後期のはじめに進路志望に適ったクラスターを学生に選択させ、選択したクラスターの科目群から選択必修12単位を取得することを求めている。

各クラスター科目群は、当該能力の涵養に特に必要であると考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成されており、ある科目の単位をクラスター科目群の選択必修単位とそれ以外の修了必要単位のいずれに数えるかは、学生の希望に添って決定している。

なお、クラスター所属の変更を希望する学生については、教育部教授会で承認した上で、既修の単位を可能な限り新たなクラスター科目群の単位に読み替える措置をとっている。

これらの科目配置と前述した本大学院の教育課程の基本方針との関係について説明すると、まず、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養という点から、本大学院では、「公共政策論」以下の基本科目、「政策決定過程論」以下の専門基礎科目及び公共的性格の強い職務に相応しい展開科目を配置している。また、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋という面から、本大学院では、実践科目を配置するとともに、「日本政治外交」「現代アメリカ政治」「ヨーロッパ政治」「厚生労働政策」等の、より特化した基礎的・原理的知識の修得を求める展開科目を配置している。なお、主に研究者教員が担当するこれらの科目の他に、8単位まで認められる法学研究科・経済学研究科等の授業を選択することにより、学生は、客観的で複眼的な思考、歴史的・文化的背景を考慮しつつ事象を考察する態度や、高い倫理感と豊かな人間性を基礎にした自由かつ合理的な挑戦的精神等を修得することができる。

他方、実務教育との架橋という面からとくに重要なのは、専門基礎科目・展開科目・事例研究に属する多くの開講科目であるが、展開科目・事例研究としては、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員とが意見を交換しながら進める共同授業も開講している。これらは、小人数の演習形式で実務と研究を架橋することに貢献している。

(3) 系統的・段階的履修

本大学院では、履修登録について、履修規程第3条第2項に定めるように、「学期毎に18単位、学年毎に36単位まで」と限定すると同時に、同規程第16条に定めるように、「1年以上在籍し、公共政策論4単位、並びに基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を修得した者に限り2年次に進級するもの」としている。また第6条において、事例研究から4単位を取得し、そのなかには「2年次に履修し習得するケーススタディ2単位が含まれなければならない」とし、段階的・体系的な学修の実現を図っている。これらについて入学時の履修指導等で学生に周知を図っていることは、言うまでもない。

[特色ある取組み]

(1) 高度専門職業と実務教育

本大学院では、教育課程の編成方針で述べたとおり、少人数教育を通じた公的使命感の涵養と高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げている。

そのため、専門職大学院として、実務教育を重視し、専任・非常勤の優れた実務家教員による多彩な授業を開講しているが、とくに少人数の学生を対象にした事例研究において多様な分野に関する臨床的な知識を教授している。併せて実務家教員と接することを通して、公共的性格の強い職務に携わる上で必須の高い倫理感を直接的に体得させることをめざすとともに、希望する学生にはインターンシップを通じて実務の現場を直接的に体験することも可能にしている。

また、本大学院では、国際的視野をもつ

た国家公務員や国家的・国際的視点を備えた地方公務員の養成に重点的に取り組むこととしている。そのため、国際経験の豊かな中央官庁等の実務家を専任教員や非常勤講師として迎え、事例研究その他の授業科目を通して、学生に一国家・一自治体を越えた広い視点に立って政策を立案・判断する能力を涵養することとしている。さらに、国際化の進展が著しい実務の現場で要求される英語能力の向上を図るために、外国人教員による実践的な授業を行っているが、これは、単なる会話能力ではなく、国際会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を研磨することを重視したものである。

(2) 他大学院等との連携

現在、当大学院の相当数の学生が受講している相応の授業科目を、法学研究科・経済学研究科・法科大学院、経営管理大学院に提供し、またこれらの研究科から授業科目の提供を受けている。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、専門職大学院として求められている基準、すなわち、(1)課題発見・整理、政策判断、政策立案、政策実施、政策分析・評価等の政策過程全般、コミュニケーション等に係る高い専門的能力、高い倫理観および国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から、体系的に編成され、(2)法学、政治学、経済学の3分野に経営学を加えた幅広い科目をバランスよく学べるように

編成されると同時に、(3)基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等の科目を段階的に履修しうるように編成されている。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」においても、教育の実施体制の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育内容が適切に計画され、実施されている旨の判定を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の教育課程のあり方については、設置準備の段階で入念な検討を重ねた結果であり、軽々に変えるべきではないとして、当分の間、大幅な見直しには慎重な意見がある一方、公共政策大学院として専門性や実務との連携をより強化するため、開講科目の見直しを求める意見もある。

この問題については、本公共政策大学院の基本理念を見失うことなく、しかし他方においては社会的要請変化を見据えた方向性を打ち出すことが肝要である。そのためには、毎年行われる学生による授業評価や外部評価委員会の評価なども参考に、意見の集約に努める。

また、本大学院外部評価委員会の指摘事項でもある「プレゼンテーション能力」を伸長させるような教育課程の編成については、日本語のみならず、英語でのコミュニケーション能力を伸長するよう鋭意努力と工夫を行っていきたい。

2) 教育方法等

(1) 授業の方法等

各授業科目の内容は、実務経験のある教員を中心に最先端の議論を紹介するものとすると同時に、クラスター科目の配置により公共的な分野における喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。上述のように、キャップ制の導入によって段階的な履修と単位の実質化にも配慮している。これに加えて、他研究科の単位を8単位まで認定するほか、インターンシップの単位化、実務家による講演会や授業への参加を通して、多様なニーズに応えるとともに、少人数による事例研究の充実によって学生と教員の双方向的な実務的な知識の教授を可能としている。

このように、授業については、双方向的な授業、複数の教員による共同授業、インターネットの活用、インターンシップなどの方法を採用するとともに、実学教育の重視を掲げているが、これらを説明すると以下の通りである。

① 双方向型の授業

展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が少人数の演習形式の授業としていることから、教員と学生の間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資するものといえる。

② 複数の教員による共同授業

必修科目「公共政策論」を法学・政治学・経済学・経営学を専門とする4名の教員のリレー授業としているほか、「グローバルガバナンス」や「地方行政実務」等について2名又はそれ以上の教員による共同授業としている。また、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPO の理念と

活動分析」のように、研究者教員と実務家教員が意見を交換しながら進める特筆すべき授業も開講している。これらはいずれも、少人数の演習形式で実務と研究を架橋することが求められる専門職大学院にとって、重要な意義を有している。

③ インターネットの活用

「Professional Writing」、「Contemporary Issues 2」、「文教科学政策」といった科目では、インターネットを活用して、授業を進めている。そうした科目のほかにも、学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室で予習・復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

インターンシップは、専門職大学院においてきわめて重要な科目である。本大学院では平成18年度に試行し、その結果を教授会で慎重に検討した後、平成19年度から本格的に実施している。これ以後、とくに人事院等主催の「霞が関インターンシップ」には、一般選抜入学の学生が積極的に参加している（19年度10名、20年度10名、21年度10名、22年度15名、23年度13名、24年度12名、25年度20名）。そして、インターンシップ受け入れ先省庁の担当課長より、評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）を求めている。単位認定には概ね2週間以上の実習期間であること、および終了後10日以内に5000字程度の研修報告書の提

2. 教育活動

出を義務付けている。同委員会において、この報告書と研修先省庁の評価書を基に単位認定の成績評価を行っている。

なお、平成23年9月、世界銀行法務部・法学研究科・公共政策大学院の三者でインターンシップに係る協定を締結し、25年度までに1名が応募したが、採用には至っていない。

⑤ 実学教育の重視

専門職大学院として、理論と実践との架橋又は理論知と実践知の融合という観点からしても実学教育を行うことは当然であり、本大学院でも正規の科目としての展開科目や事例研究などにおいてその方向を打ち出しているが、これを具体的に実地で行うことも、学生に強い自覚を促す契機として重要である。

本大学院としては、公共政策系大学院が外部資金を獲得することの困難な状況の下、平成20年度下期に本学の総長裁量経費——課題名：地域再生・活性化政策の比較予備調査——の申請を行い、その採択をまって、学生と教員による計6班（東北、関東、中部・北陸、四国、九州）に分かれて国内調査を行うとともに、教員による海外調査を実施した。参加した学生はすべて、この調査により各地方が抱えている様々な問題を再認識し、実地調査の重要性を自覚したようであり、これを実施した意義はきわめて大きい〔その内容は『地域再生・活性化政策の比較予備調査報告書』として纏めてある〕。また、平成23年度上期には総長裁量経費——課題名：大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業——が採択され、主とし

て夏季休業と冬季休業を利用して、18名の学生が仙台市・気仙沼市・石巻市などの被災地でのフィールドワーク等を実施し、教員も数名が被災地を調査した。その報告会として、平成24年3月にシンポジウムを開催し、いくつかの提言を行った〔その成果は『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めている〕。

公共政策系の専門職大学院が少ない現状では、本大学院での日々の教育活動それ自体が教育手法の開発と結び付く実験的な意味を有している。こうした意味を帯びる特徴的な教育活動は、1年次生・2年次生を合わせても約100名弱という規模の利点を生かしたかたちで行われているが、その概要を述べると以下の通りである。

平成25年度の開講科目に対する履修登録状況は次表に示すとおりであるが、前期科目についてみると、必須科目「公共政策論」が44人、選択科目の中では、「政策決定過程論」の45人、「財政システム」42人、「現代規範理論」34人、「経済政策」33人、「統計調査手法」32人、「グローバルガバナンス」31人、「会計学」30人であり、以下、履修登録人員20～29人が5科目、10～19人が9科目、10人未満が29科目となっている。

他方、後期科目では、選択科目のうち、「公共管理論」の54人が最も多く、次いで「危機管理論」41人、「立法政策・技術」36人、「行政と情報化」35人、「統治システム」の30人であり、以下、履修登録人員20～29人が3科目、10～19人が12科目、10人未満が31科目となっている。本大学院の特徴である少人数教育の実践は、こうしたデータから充分に裏づけられると考える。

なお、平成25年度から、読売新聞大阪本社、大和リースの協力を得て、寄付講義「メディア・ポリティックス」「公民提携論」を提供している。ジャーナリズムや地域再活性化の第一線で活躍している専門家の視点と経験は、学生に新たな

知見をもたらしている。

また、本大学院では少人数による双方向型教育を重視しているため、多様なメディアを利用した遠隔授業及び通信教育による授業は、いずれも実施していない。

平成25年度 前期・後期 科目別履修登録者数

(前期)

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
公共政策論	浅田・待鳥・岡田・久本各教授	44	44
現代規範理論	小野教授	34	31
行政システム	真渕教授	12	10
私法秩序論	山本教授	7	7
ミクロ経済学	小島教授	5	0
マクロ経済学	遊喜准教授	28	13
財政システム	諸富教授、川勝非常勤講師	42	31
経済政策	岡田教授	33	29
会計学	草野准教授	30	20
政策決定過程論	新川(敏)教授	45	40
グローバルガバナンス	中西教授、濱本教授	31	23
Contemporary Issues 1	マスワナ非常勤講師	8	7
English Presentation	木村(じ)非常勤講師	10	9
英語情報分析	島田教授	17	17
統計調査手法	小田教授	32	29
統計基礎理論	松井教授	25	17
政治哲学古典講読	森川教授	6	5
現代の行政法制	原田准教授	2	2
地方自治法制	小西特別教授	6	2
現代民事法政策	山本教授	0	0
競争法総論	川濱教授	3	2
国際企業法務	増田准教授	3	2
社会保障法政策	稻森教授	2	1
国際法	浅田教授	13	12
国際法・人と活動	濱本教授	3	2
日本政治外交	伊藤教授	7	7
国際政治経済分析	鈴木(基)教授	5	2
公会計	宮本非常勤講師	6	5
リーダーシップ論	木村(東)教授	7	6
政策分析の量的方	建林教授	5	3
省庁間関係	佐伯特別教授、秋月教授	19	16
国際政治と日本外交	梅田客員教授	12	11
国際緊急・人道援助と我が国の役割	河原・山口各非常勤講師	6	6
金融政策	翁教授	13	7
厚生労働政策	久本教授	5	5
日本の医療政策	岩渕客員教授	1	1
農業政策論	新山教授	0	0
農林水産政策	大杉非常勤講師	20	17
通商産業政策	佐伯特別教授	25	19
競争政策	依田教授	1	1
公民連携論	森田・反町・松村各非常勤講師	28	26
都市・地域計画	古倉非常勤講師	17	12
環境政策	大森教授、植田教授	10	5

2. 教育活動

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
資源経済論	佐藤准教授	5	1
日本財政の経済分析	鈴木（将）准教授	0	0
日本の財政政策	中澤准教授	0	0
社会的病理の解決手法	佐分利准教授	6	5
医療政策・マネジメント	今中教授	1	1
健康政策・行政管理学	中原教授	0	0
CS 日本経済分析	翁教授	5	5
CS 地方行政分析	小西特別教授	9	9

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみを示す。

(後期)

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
統治システム	大石教授	30	25
中央銀行と金融市場	翁教授	26	17
政策分析のための統計基礎	金子非常勤講師	17	13
立法政策・技術	橘非常勤講師	36	36
公共管理論	吉田非常勤講師	54	47
情報管理論	毛利教授、仲野教授	14	7
危機管理論	林教授、牧准教授	41	37
Contemporary Issues 2	マスワナ非常勤講師	10	4
Professional Writing	リーバース非常勤講師	7	7
外国報道の分析	ヤルナゾフ教授	14	12
交渉術	仁木非常勤講師	21	21
行政と情報化	松井教授	35	31
政治外交古典講読	伊藤教授	3	2
租税論	諸富教授	2	2
企業制度論	前田教授	7	7
労使関係と法	鎌田非常勤講師	0	0
労使関係論	久本教授	3	3
国際安全保障法	淺田教授	6	6
国際行政制度	濱本教授	4	4
政党と選挙	建林教授	5	5
ヨーロッパ政治	唐渡教授	5	3
現代アメリカ政治	待鳥教授	7	6
安全保障論	中西教授	15	14
政策分析の方法	新川（敏）教授	12	9
政策評価・行政評価	小西特別教授	6	6
刑事司法・警察行政	勝丸・安田各非常勤講師	9	4
教育政策学	高見教授	15	14
文教科学政策	惣脇教授	8	6
中小企業政策	桑原・本多・松永・立見各非常勤講師	14	13
エネルギー資源政策論	手塚教授	18	14
環境政策評価論	大森教授	9	7
地方行政実務	小西特別教授	10	10
メディアポリティックス	井手・鈴木・安部・笹森各非常勤講師	19	17
市民参加論	新川（達）非常勤講師	24	17
持続可能性と政策	佐藤准教授	2	2
租税政策分析	鈴木（将）准教授	3	3
財政金融政策の経済分析	中澤准教授	3	2
イノベーション政策	佐分利准教授	5	5
医薬品政策・行政	川上教授	0	0
健康政策学	中原教授	2	2
国際保健学	中原教授	4	3
環境・感染論	西渕教授	1	1

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
CS 金融・政策分析	翁教授	4	4
CS 環境政策実務－企画立案・実施・評価	大森教授	3	3
CS 国際文化交流	斎木非常勤講師	7	7
CS NPOの理念と活動分析	吉田・深尾各非常勤講師	9	9
CS 省庁間関係	佐伯特別教授	4	4
CS 予算と政策分析	中江非常勤講師	8	8
CS 国際通商政策	佐伯特別教授	15	14
CS 自治体の行政過程と人材育成	小西特別教授	5	5
CS 経済政策	金京非常勤講師	4	4

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみのを示す。

(2) 授業計画・シラバス及び履修登録

本大学院では、毎年度、教務委員会により、全教員から次年度の授業計画・希望時間帯等について意見を聴いたうえで、教授会で開講科目・授業担当等を審議・決定している。その際、授業科目表（平成25年度便覧・シラバス 65-67頁）が示すとおり、法学研究科、法科大学院、経済学研究科、及び経営管理大学院にも授業を提供している関係から、これらの大学院と密接な連携を取りつつ、授業計画・時間割等を作成している。

また、便覧・シラバスは、大学院設置当初から作成しており、具体的な授業の内容、方法、使用教材、参考図書、年間の授業日程を明示し、学生が予習・復習可能なように最大限配慮するとともに、毎年度末に、非常勤講師を含む全教員に対して、教務主任から次年度シラバスの作成上の注意を促している。

なお、便覧・シラバス巻末（平成25年度は68-70頁参照）には、全教員のメールアドレスも掲載して、学生がいつでも質問ができる体制を整えている。

また、平成21年秋には京都大学教育制度委員会が「京都大学シラバス標準モデル」を作成し、全学的にシラバス統一に向けた作業を進め、本大学院もこれに則っている。現在、さらに全学的な改正

作業が進められている。

また、履修登録のWeb化、シラバス閲覧など学生の利便を図るために、クラシス（KULASIS： Kyoto University's Liberal Arts Syllabus Information System）が稼働しており、本大学院でも利用している。

(3) 単位認定・成績評価

本大学院では、単位の認定及び成績評価に際して、評価の公正性及び厳格性を担保するため、原則として「筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により、成績を評価して行う」ものとし、その成績は、履修規程第12条及び第13条の基準に基づいて評価することとしている。そして、成績評価のアンバランスを無くすため、教授会の議を経て策定した成績評価基準を『教務事項に関する手引き』（資料9）に「成績評価の基準について」として明記し、学年初めに非常勤講師を含む全教員に配付するとともに、学期末の成績評価に際しても教務委員会主任の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。さらに、履修規程第14条は、評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こ

2. 教育活動

うした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みである。また、履修規程第16条では進級要件を、同第17条には課程修了要件を、それぞれ規定している。これらの要件を定めた履修規程は便覧・シラバスに掲載し、学生への周知を図っている。

なお、リサーチ・ペーパー、インターンシップを正規の選択科目として取り扱い、リサーチ・ペーパーの合格者には6単位を、インターンシップの合格者には

2単位を、それぞれ与えることとしている。これらの成績評価については、教授会での合否判定によるが（履修規程第12条第2項・第3項）、その判定の透明性を確保するため、リサーチ・ペーパーについては公開の場における発表を要件とし、また、インターンシップについては派遣先の評価に基づくインターンシップ等実施委員会の議を経ることとしている。

リサーチ・ペーパーについて

平成19年5月17日公共政策教育部教授会決定
平成21年3月11日公共政策教育部教授会一部改正
平成26年3月6日公共政策教育部教授会一部改正

- 1 リサーチ・ペーパーを作成し単位を取得しようとする者は、履修指導教員の同意を得た上で、7月末までに、リサーチ・ペーパーの課題名を明記して、所定の様式により、予備登録を行わなければならない。
- 2 予備登録を行った者は、9月末日までに、リサーチ・ペーパーの課題名、概要（2,000字程度）等を記入して、所定の様式により、本登録を行わなければならない。
- 3 リサーチ・ペーパーの提出期限は、1月末日とする。
- 4 リサーチ・ペーパーは、原則として20,000字（脚注や参考文献含む）を超えないこととし、4部を提出しなければならない（A4用紙1枚の図表は800字とカウントする）。
- 5 リサーチ・ペーパーは、口頭試問を行う。
- 6 単位の認定の可否は、調査委員の審査に基づいて、教育部教授会が決定する。

リサーチ・ペーパーに関する申し合わせ

平成19年5月17日公共政策教育部教授会決定
平成21年4月9日公共政策教育部教授会一部改正
平成23年2月18日公共政策教育部教授会一部改正

- (1) リサーチ・ペーパーの本登録を行った者（以下、「登録者」という。）に対して、10月の教育部教授会（以下、「教授会」という。）において本大学院専任教員の中から1名のアドバイザーを指定する。
- (2) 指定されたアドバイザーは、リサーチ・ペーパーを作成しようとする登録者に対し、継続的に指導を行うものとする。
- (3) 指定されたアドバイザーは、指導する登録者に対し、1月上旬までに、リサーチ・ペーパー提出の意思について確認する。
- (4) 教育部長は、リサーチ・ペーパーを提出する意思が確認された者に対し、1月下旬までにその正式題目の届出を行わせる。
- (5) 提出されたリサーチ・ペーパーを審査するため、1月下旬の教授会において、教務委員会が作成する原案に基づいて3名の調査委員を選定する。
- (6) リサーチ・ペーパーの審査に当たって、2月末までに公開の発表会を開催するものとする。発表会の日程及び発表者の発表順序その他必要な事項は、教授会において決定する。
- (7) 公共政策大学院に所属するすべての教員及び学生は、教授会の定めるところに従い、発表会に出席し、リサーチ・ペーパーの内容について質問することができる。
- (8) 発表会において調査委員3名が出席し、発表者との間で質疑応答を行ったときは、当該リサーチ・ペーパーに関する口頭試問を実施したものとみなすことができる。
- (9) 登録者が発表会に出席することができない場合及び口頭試問の結果により合否の判定を下すことができない事情がある場合の取扱いについては、別に教授会の定めるところによる。
- (10) リサーチ・ペーパーの単位の認定は、3名の調査委員を代表する主査の報告に基づいて、2月又は3月の教授会において行う。

- (11) 9月修了予定者に本申し合わせを適用するときは、(3)中「1月上旬」、(4)及び(5)中「1月下旬」とあるのは「7月上旬」に、(9)中「3月」とあるのは「9月」に、それぞれ読み替える。
- (12) この申し合わせは、平成21年4月の入学者から適用する。

平成24年度リサーチ・ペーパー合否判定

平成24年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」(2012年度版)にまとめられ、公表されている。

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	経済成長は紛争を抑え込めるのか ～サブサハラ・アフリカの事例を中心に～	唐渡 晃弘	唐渡 晃弘 伊藤 祐丈 竹澤	合格
2	地域活性化策としてのカジノ構想	佐伯 英隆	佐伯 英隆 待鳥 聰知 岡田 弘	合格
3	行政評価制度の政策過程	小西 敦	小西 敦 眞土 浩井	合格
4	量的緩和が銀行貸出に与える効果について ～ゼロ金利政策以前の理解と現実の展開～	翁 邦雄	翁 邦雄 竹澤 山本	合格
5	ブロードバンドインフラの構築と普及要因	竹澤 祐丈	竹澤 祐丈 翁 邦雄 山本 豊	合格
6	「義務付け・枠付けの見直し」の効果と課題	眞渕 勝	眞渕 勝 西岡 知弘	合格
7	日本の「パブリック・ディプロマシー立国」としての可能性 ～国内広報との融合を中心に～	竹澤 祐丈	竹澤 祐丈 唐渡 晃弘 伊藤 祐之	合格
8	現代民主主義の再構築 ～ソーシャルメディアの役割と市民の熟慮～	待鳥 聰史	待鳥 聰史 唐渡 晃弘 伊藤 祐之	合格
9	日本の国際支援によるタイの地方開発 ～JICAの自治体行政能力向上プロジェクトの事例～	土井 真一	土井 真一 小西 敦 眞渕 勝	合格

平成25年度リサーチ・ペーパー合否判定

平成25年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」(2013年度版)にまとめられ、公表されている。

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	政策決定過程における女性の参画拡大について	新川 敏光	新川 敏光 小西 久本 久本 憲夫	合格
2	日本のエネルギーシフト ～自立分散型電源の拡大に向けて～	岡田 知弘	岡田 知弘 佐伯 建林 佐伯 建林	合格
3	市民の政治参加に地方行政は影響を与えるか ～中核市における投票率の比較から～	小西 敦	小西 敦 岡田 伊藤 岡田 伊藤	合格
4	中央銀行の透明性が金融政策の決定に及ぼす影響について	翁 邦雄	翁 邦雄 新川 建林 新川 建林	合格
5	大型公共事業の地域経済への影響 ～中部国際空港（セントラ）と常滑市を例に～	久本 憲夫	久本 憲夫 小西 建林 小西 建林	合格
6	グローバリゼーションと我が国の発展 ～TPPが及ぼす影響について～	佐伯 英隆	佐伯 英隆 岡田 浅田 岡田 浅田	合格
7	民間人の大使任用の可能性を探る	浅田 正彦	浅田 正彦 伊藤 邦雄 伊藤 邦雄	合格

2. 教育活動

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
8	90年代の国会改革論議 —新聞ジャーナリズムが論じた改革論の性向を探る—	建林 正彦	建林 正彦 翁待鳥 邦雄 翁待鳥 聰史	合格
9	道州制導入後の社会資本の地域的配分の効率化による経済効果の分析	佐伯 英隆	佐伯 英隆 久本 建林 翁待鳥 邦雄	合格
10	日本の金融市場の変化と邦銀の貸出行動に対する影響 —金融機関のプロシクリカリティの観点から—	翁 邦雄	翁 山本 浅田 邦雄 翁 山本 浅田 豊彦	合格
11	「民家」の経験 ～日常生活における自律的な生活様式の再考	伊藤 之雄	伊藤 岡田 待鳥 之雄 伊藤 岡田 待鳥 知弘史	合格
12	補正予算から考える財政健全化と歳出の課題	待鳥 聰史	待鳥 新川 翁 翁待鳥 聰史 翁待鳥 光雄	合格
13	政策評価制度の変遷 —予算との関係を題材にして—	小西 敦	小西 山本 待鳥 敦 小西 山本 待鳥 豊史	合格
14	自然災害をめぐる国際緊急人道支援の体制構築 —東日本大震災による日本の支援の受け入れ方について—	浅田 正彦	浅田 山本 小西 正彦 浅田 山本 小西 豊敦	合格
15	ラスキンの芸術教育論から導かれる初等芸術教育政策への示唆	待鳥 聰史	待鳥 伊藤 新川 聰史 翁待鳥 邦雄 翁待鳥 光雄	合格

平成24年度インターンシップ合否判定

整理番号	受入先	日程	合否判定
1	防衛省大臣官房秘書課	8月27日～9月 7日	合格
2	防衛省防衛政策局国際政策課	8月20日～8月31日	合格
3	財務省関税局関税課	8月20日～8月31日	合格
4	防衛省大臣官房秘書課	8月27日～9月 7日	合格
5	厚生労働省年金局国際年金課	9月 3日～9月14日	合格
6	経済産業省	9月 3日～9月 7日	合格
7	総務省（大学経由）	9月10日～9月14日	
8	防衛省大臣官房秘書課	8月27日～9月 7日	合格
9	防衛省大臣官房秘書課	8月27日～9月 7日	合格
10	文部科学省（大学経由）高等教育局専門教育課	8月 6日～8月17日	合格
11	農林水産省（大学経由）経営局金融調整課	8月 6日～8月17日	合格
12	経済産業省（大学経由）	9月10日～9月14日	合格
13	国土交通省（個人応募）大臣官房人事課	8月 6日～8月10日	
14	農林水産省（大学経由）食料産業局新事業創出課	9月18日～9月28日	合格
15	大阪府庁（大学経由）福祉部高齢介護室介護支援課	8月20日～8月31日	合格
16	JIAM教務部・調査研究部	9月18日～9月28日	合格
17	三重県議会事務局企画法務課	9月18日～9月28日	合格
18	大阪市立美術館学芸課	ほぼ1年間	合格

*6、7及び、12、13は、短期実習の2件をまとめて報告書を作成。合否判定も2件を対象とする。

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

19	総務省	9月 3日～9月 7日
20	総務省自治財政局財政課	8月 6日～8月10日
21	国土交通省大臣官房人事課	8月 6日～8月10日
22	経済産業省	9月 3日～9月 7日
23	経済産業省（大学経由）	9月24日～9月28日
24	環境省（個人応募）	8月22日～8月23日

整理番号	受入先	日程
25	経済産業省（大学経由）	9月24日～9月28日
26	厚生労働省（大学経由）	8月20日～8月31日
27	文部科学省（大学経由）生涯政策局調査企画課	7月30日～8月10日
28	経済産業省（大学経由）	9月10日～9月14日
29	国土交通省（個人応募）大臣官房人事課	8月6日～8月10日

1～6、8、9、19～22は霞ヶ関インターンシップ。

平成25年度インターンシップ合否判定

整理番号	受入先	日程	合否判定
1	総務省	9月2日～9月13日	合格
2	文部科学省高等教育局専門教育課	8月5日～8月16日	合格
3	三重県議会事務局企画法務課	9月17日～9月27日	合格
4	JIAM教務部	9月12日～9月27日	合格
5	防衛省大臣官房秘書課	9月2日～9月13日	合格
6	財務省	8月19日～8月30日	合格
7	農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課	9月2日～9月13日	合格
8	国土交通省（個人応募）	8月5日～8月9日	合格
9	NPO法人 まちづくり役場	8月26日～8月30日	
10	総務省	8月19日～8月30日	合格
11	防衛省大臣官房秘書課	9月2日～9月13日	合格
12	外務省総合外交政策局国連政策課	8月26日～9月6日	合格
13	文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課	9月2日～9月13日	合格
14	人事院人材局研修調整課	9月2日～9月13日	合格
15	防衛省大臣官房秘書課	9月2日～9月13日	合格

* 8、9は、短期実習の2件をまとめて報告書を作成。合否判定も2件を対象とする。

（参考）単位認定の対象にならないインターンシップ

16	経済産業省	8月12日～8月16日
17	経済産業省（大学経由）	8月12日～8月16日
18	総務省	9月2日～9月6日
19	総務省	8月19日～8月30日
20	総務省	9月9日～9月13日
21	国土交通省（個人応募）	8月5日～8月9日
22	国土交通省	8月5日～8月9日
23	厚生労働省政策統括官（労働担当）付労政担当参事官室	9月2日～9月13日
24	警察庁刑事局刑事企画課	8月12日～8月16日
25	総務省	9月2日～9月6日
26	防衛省大臣官房秘書課	9月2日～9月13日

1～2、5～7、10～16、18～20、22～26は霞が関インターンシップ。

(4) 他の大学院における授業科目の履修等

京都大学通則第53条の7は、京都大学の他の研究科等の科目履修ができること、

同第53条の8は、他大学の大学院で履修した科目を、同第53条の9は、本大学院入学以前に履修した科目を、それぞれ当大学院で履修した科目に読み替えること

2. 教育活動

ができる旨を定めている。これをうけて本大学院の履修規程第9条は、他の研究科等の科目履修を規定するとともに(8単位を限度とする)、同第10条は本大学院入学以前の修得した科目の読み替えの制度を設けている(24単位を限度とする)。こうした規定により、毎年、入学者の数名が本学修学以前の既修得単位の認定を申し出ており、教務委員会による検討を経て、教授会において当該大学のシラバス等と照合しながら単位認定を行っている。

(5) 履修指導等

本大学院では、4月開講当初に、教務主任による履修指導を実施しているほか、履修規程第4条に定めた「履修指導教員」制度に基づき、基礎学力の異なった学生へのきめ細かな履修指導を行うため、学生の出身学部や自己申告書などを参考に、教授会で履修指導教員を決定し、教員が担当する学生と個別に面接を行い、詳細な説明を行っている。また、後期開講前には、職業観に応じて別途、クラスター

選択の方法と、事例研究とターム・ペーパーの関係について、詳しい説明を行っている。

また、原則として一般選抜入学者の進路に関しては、教授会において実務家教員を「進路指導教員」として配置し、各学生の特性や希望進路に応じた個別的指導を行うという「進路指導教員」制度を設けている。

こうした制度を通じて、各教員が、学生の求めに応じて、隨時、履修指導を行うだけでなく、普段から面談やメールを通じて院生の学習相談に乗り、助言を与える体制を、組織的に整備している。なお、便覧・シラバス巻末には各教員のメールアドレスを掲載し、また、教員によつてはオフィスアワーを設定するなどして、学生が、當時、各教員と連絡を取り、学習相談ができるように配慮している。

(6) 改善のための組織的な研修等

本大学院では、平成20年度より、学生による授業評価については、すべての授業科目について、前期・後期とも授業

公共政策大学院履修指導担当者・進路指導担当者と受持人数

履修指導教員一覧(研究者教員担当)

区分	24年度	25年度
淺田正彦		6[7]人
伊藤之雄	6[8]人	6[5]
唐渡晃弘	5[6]	
新川敏光		6[7]
建林正彦		7[6]
土井真一	6[7]	
久本憲夫		7[8]
狩鳥聰史	6[6]	6[9]
眞渕勝	6[6]	
山本豊	6[7]	6[7]
竹澤祐丈	6[8]	
計	41[48]	44[49]

[]内の数字は、2年次学生数を示す。

進路指導教員一覧(実務家教員担当)

区分	24年度	25年度
翁邦雄	7[8]人	12[7]人
楠壽晴	8[9]	[7]
小西敦	8[9]	12[8]
佐伯英隆	8[9]	12[8]
計	31[35]	36[30]

※ 職業人選抜入学者には、進路指導教員はついていない。ただし、申し出があれば、随时相談にのる旨、周知。また、[]内の数字は、2年次学生数を示す。

◎ 公共政策教育部履修規程（抄）

第4条 各学生に履修指導教員を付し、計画的履修、志望形成、その他の履修指導に当たらせるものとする。
2 学生の進路選択及び実務研修等に関し必要があるときは、進路指導教員を付し、その指導に当たらせるものとする。

の最初3週目と終了時点の2回にわたって行い、授業の難易度、予習・復習、教員の授業の進め方・話しかけ方、講義が有意義であったか否かなど1回目6項目、2回目9項目を調査してきた。

しかしながら初回のアンケートは講義開始間もないため学生が評価しがたいこと、また15週の講義予定を途中で大きく変更することは困難こと、さらに本大学院における講義はほとんどが少人数であり、学生とのコミュニケーションを密にとっていることなどから、紙媒体によるアンケートは1回に絞り、その結果のフィードバックについて従来以上に明確な指針を示すこととし、現在その制度化を進めている（資料10）。

また、平成21年度より少なくとも年1回、全教員が参加する「FD会議」を開催している。平成24年6月21日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②科目別評価割合の分析、③学生による授業評価時の学生からの要望事項（授業で改善して欲しい点など）、④第5期生有志からの提言について検討、⑤修了生の進路先における評価（アンケート）の実施について検討、平成25年3月6日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②科目別評価割合の分析、③修了生に対するアンケート結果について報告、平成25年6月20日開催のFD会議では、①外部評価委員会からの指摘事項について検討、②公共政策大学院将来構想について意見交換、平成26年2月14日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②科目別評価割合の

分析、③機関別評価の課題について対応を検討、④社会連携を進める方法について提案があった。

なお、本大学院は、実務家教員を加えても専任教員12人という少人数規模の大学院であり、日々の教育・研究に時間を割かれるところから、独自に研修会等を開催することが難しい状況にある。そのため、全学主催のシンポジウム（例年9月初旬）に関係教員が参加するほか、全学委員会であるFD研究検討委員会にも参画し、そこでの検討内容を教授会で報告し、教員の情報共有を図っている。

〔特色ある取組み〕

本大学院には、職業人選抜や外国人特別選抜による場合はもちろん、一般選抜においても出身学部の異なる多様な学生が入学してくる。しかし、入学定員を40名に抑えたこと及び社会人や外国人も含むこの共同体に身を置くことによって、多元的な価値の並立を前提にして、それを尊重しつつ公共的な利益を勘案して合意を形成すること、つまり公共的に考えることの意義が、自ずと体得される。これは、複数のコースに分けて運営される大規模プログラムでは望みえない本大学院の特徴である。

そして、社会人と学部新卒者の相違、既修の学問分野、将来の志望職種等に対応して、入学時に教務主任による緊密なガイダンスを行うと同時に、履修規程第4条に基づき、教育部教授会の決定により入学時に学生一人づつに履修指導教員を配置して、隨時教育上の相談に応じ、

2. 教育活動

場合によっては生活指導にも対応している。また、とくに一般選抜合格者に対しては、1年次後期から、同じく教育部教授会において修了後の進路に関して実務経験のある専任教員を個別に進路指導教員として決定し、助言する体制を敷いている。このいわばマンツーマンの指導体制は、本大学院の大きな特徴の一つであり、高度専門職業人の教育に要請される学生の個性の尊重に適うとともに、京都大学の伝統である自学自修の精神を涵養する上でもきわめて有益である。

加えて、学期毎に修得できる単位数に上限を設けるキャップ制を設けることによって、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

このように、履修指導教員・進路指導教員を個別に配置することにより、日常的に学生の学習・進路相談等に対してきめ細かく対応する体制を整備しているほか、正規の教育課程とは別に、第一線で活躍中の実務家と直接接し、現場の臨床的な知識を学習させるために、隨時、ゲストスピーカーによる講演会（6頁参照）やセミナーを開催することにより、公共的分野等の関心を高めさせ、かつ必要な倫理観を体得させている。

また、本大学院履修規程第14条は、成績評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みであり、特色ある取り組みと言える。

さらに、本大学院にとってインターンシップのもつ教育的意義は大きい。平成25年度まで多くの学生を人事院主催の「霞が関」インターンシップに参加させたほか、平成21年度より、新たに三重

県議会事務局に派遣している。更に平成24年度からは、全国市町村国際文化研修所（JIAM）も派遣先となっている。

他方、教育手法の開発という点では、実務家教員の貢献は大きく、専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）の多くの科目を担当する中で、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力し、本大学院における授業の成果を授業資料や授業評価とともに『授業記録』として各年度冊子化したりして活用している。また、専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。実務経験に基づく研究という点でも、実務家教員はそれぞれのテーマを追求し、それらの成果を研究会で報告するとともに雑誌論文等で発表しているが、さらに研究者教員を含めて審議会等で多くの委員を務めると同時に、各種研修会の講師を務めたり、一般市民向けの講演等を行ったりして、研究成果を社会に還元している。これは専門職大学院の重大な任務の一つであり、本大学院の貢献は大きい。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携して第1回セミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学と JIAM（大津市）と交互に開催することとなり、第6回となる平成26年度は本学の施設を使って開催準備（平成26年9月）を進めている。

[点検・評価（長所と問題点）]

授業の方法等については、少人数規模の利点を生かした授業を行っており、授

業計画やシラバスについても学生の予習・復習に配慮している。単位認定・成績評価についてもその基準を明確にし、非常勤講師を含む講義担当教員全員に「教務事項に関する手引き」（資料9）を配付して、公平な評価を行っている。他の大学院における授業科目の履修等についても、規程を整備し、総合大学の利点を生かして聴講可能としているほか、本大学院修学以前のものについても、教授会で慎重に審議したうえで単位認定を行っている。

履修指導等についても、全学生に進路指導教員・履修指導教員を付してきめ細かな指導を行うなど、工夫を凝らしている。また、インターンシップの単位認定にあたっては、研修先に求めた評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）をもとに、成績評価を行っている。

改善のための組織的な研修等についても、FD会議を設けるとともに、公共政

策大学院外部評価委員会による評価を受けるなどして、積極的に対応している。このことは、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、教育方法の判定は、「期待される水準を上回る」旨の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても、教育の方法に工夫がみられる旨の評価を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

インターンシップについては、その多くが中央の官庁・企業等で行われるため、参加学生の経済的負担が大きい。そこでインターンシップを充実させるためには、その負担を軽減させる必要がある。

なお、「霞が関」インターンシップにあたっては、平成21年度から、人事院によるユースホステルの斡旋を仰ぎ、大学院予算からインターンシップ参加旅費支援を行っている。

3) 成 果 等

(1) 学位の名称

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与するものとし、京都大学学位規程の第1条第5項は、「修士（専門職）の学位を授与するに当っては、次の区別（医学研究科：社会健康医学、公共政策教育部：公共政策、経営管理教育部：経営学）に従い、専攻分野の名称を付記する」としており、教育内容に合致した適切な名称となっている。

(2) 学位授与基準

京都大学学位規程第9条は、本大学院の学位授与基準を定めており、これに則つて、履修規程第17条に修了要件を定め、教務委員会で修了要件を満たしているか否かを個別に審査したのち、最終的に本大学院修了予定者の合否判定は、教授会において慎重に行っているので、適切に学位を授与している。また、平成21年11月の教授会においてこれまでの経験を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを制定し、以降、毎年2月の修了認定期にはこの方針に沿った学生を輩出している。

2. 教育活動

京都大学公共政策大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

平成21年11月19日 教育部教授会決定

1. 所定の年限を在学し、本公共政策大学院が定めた教育の目的及び理念に基づき設定した所定のカリキュラムに従った教育を受けて、必修科目及び選択したクラスター科目的必要単位を含む所定の単位を修得することが、学位授与の要件である。
2. 本公共政策大学院が定めた教育課程の下で、公共的な役割を担うのにふさわしい各種の能力を確かに具備するようになったかどうかが、課程修了の重要な基準である。
3. 本公共政策大学院の教育目的及び理念に則って、優れた教養と深い専門的知見を備え、強い倫理的責任感に満ちた高度専門職業人となることが、課程修了に際して考慮されるべき重要な点である。

(3) 修了生の進路の把握

本大学院における、修了生の進路の把握については、事務的には毎年10月に2年次学生に対し、進路状況調査を実施し、教授会で報告するとともに、修了時点では、卒業後の進路状況調査票を各学生から提出させているので、次頁の表の通り、ほぼ完全に進路状況を把握している。しかも、本大学院では各学生に履修規程第4条第2項に定める進路指導教員を配置しており、各教員が担当学生と個別に面

接を行うほか、授業の多くが少人数であるため学生の特性や希望に応じたきめ細かな個別指導を通して、学生の進路について正確に把握することができる。

修了生の進路状況については、公共政策大学院パンフレットに掲載するほか、ホームページなどでも公表している。平成19年3月に最初の本大学院修了者を送り出し、以降第8期生まで送り出したが、その修了後の進路は、次表の通りである。

修了者の進路状況一覧（復職を含む）（平成19年度～25年度）

進路先	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(人)
国家公務員	10[4]	10[4]	12[3]	13[2]	9[3] (中退者2名含む)	5[1] (中退者1名含む)	13[1]		
地方公務員	3[2]	11[7]	10[6]	10[4]	8[3]	12[5]	8[4]		
公的機関・マスメディア等	5	5[2]	11[1]	6	8	6	6		
民間会社等	12[1]	11[1]	6[1]	13[4]	12[4]	12	13[4]		
博士後期課程進学	4	2	—	1	2	1	—		
その他	1	2	3	7	1	3	1		
合 計	35[7]	41[14]	42[11]	50[10]	40[10] (中退者2名含む)	39[6] (中退者1名含む)	41[9]		

[]内は復職者数を示し、内数。

修了者の主な進路先一覧（復職を含む）（平成19年度～25年度）

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民 間 等	人 数	(人)
内閣府	2	千葉県	1	日本銀行	2	伊藤忠商事	3	
公正取引委員会	2[1]	東京都	6	日本原子力研究開発機構	1	(株)商船三井	2	
警察庁	2	富山県	1[1]	中小企業基盤整備機構	1	三菱商事	2	
金融庁	2[2]	石川県	2	海洋開発機構	1	双日(株)	1	
総務省	10[4]	福井県	1[1]	新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	丸紅(株)	1	

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民 間 等	人 数
東京地方検察庁	1[1]	長野県	1	国際協力機構	1	(株)三笑堂	2
外務省	4	愛知県	1[1]	(独)住宅金融支援機構	1	三菱東京UFJ銀行	4
財務省	7[2]	三重県	2[1]	日本政策投資銀行	2	(株)三井住友銀行	1
財務省（税関）	2[1]	滋賀県	2[1]	国際協力銀行	2	住友信託銀行	2
国税庁	1	京都府	6[1]	ゆうちょ銀行	2	中央三井トラストグループ	1
文部科学省	4[1]	大阪府	3[1]	かんぽ生命保険	1	日興コーディアル証券	1
厚生労働省	6	兵庫県	4[3]	農林中央金庫	2	メリルリンチ日本証券(株)	2[1]
農林水産省	3	和歌山県	3[3]	日本政策金融公庫	1	みずほ証券(株)	1
経済産業省	3	広島県	1	NHK	1	第一生命	1
国土交通省	5	山口県	1[1]	読売新聞社	2	日本生命	1
海上保安庁	1[1]	福岡県	5[5]	朝日新聞社	3[1]	アクセンチュア(株)	2
環境省	1	鹿児島県	1	共同通信社	2	イノベーショントラスト	1
防衛省	7[2]	いわき市	1[1]	日本経済新聞社	1	マキンゼー&カンパニー	1
会計検査院	2[2]	熊谷市	1	西日本新聞社	1	(株)ビジネスブレイン 太田昭和	1
衆議院事務局	1	敦賀市	1[1]	(株)TBSテレビ	1	(株)価値総合研究所	1
参議院事務局	1	名古屋市	1	(株)大和総研	2	(株)大成建設	1
国立国会図書館	1	大津市	1[1]	サーベイリサーチセンター	1	(株)タケソプロデュース	1
国會議員政策担当秘書	2	草津市	2[2]	西日本旅客鉄道	1	国際石油開発亭石(株)	1
韓国・企画予算処	1[1]	京都市	4	関西電力(株)	2	日本公営(株)	2
中国国家公務員	1	長岡京市	1[1]	九州電力	2	住友電気工業(株)	1
		大阪市	1	あらた監査法人	1	(株)日立製作所	1
		堺市	1[1]	あすさ監査法人	1[1]	(株)東芝	1
		枚方市	1[1]	有限責任監査法人 トーマツ	1	富士通(株)	3
		神戸市	1	(株)大阪証券取引所	1	(株)日本電気	2
		松山市	1[1]	中日本高速道路(株)	1	日本IBM(株)	1
		滋賀県議会政策秘書	1	東京大学	1	日産自動車(株)	1
		奈良県立大学	1[1]	私立甲陽学院 高等学校	1	キャタピラージャパン(株)	1
		京都府議会	1[1]	中華人民共和国 中央テレビ	1	花王(株)	1
		奈良市議会	1[1]	大韓貿易投信 振興公社	1[1]	南海電気鉄道(株)	1
						飯野海運	1
						鈴与(株)	1
						ブリティッシュ・アメリカン タバコ・ジャパン	1
						(株)高島屋	1
						イオン(株)	1
						イオンリテール(株)	1
						オンワード樫山	1
						電通ヤングアンド ルビカム	1
						(株)インデックス	1

2. 教育活動

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民 間 等	人 数
				(株)JTB西日本	1		
				(株)ベネッセコーポレーション	1		
				明光義塾(株)	1		
				(株)ライフポート西洋	1		
				中国万科(株)	1		
				上記以外	9[6]		
				松下政経塾	3[3]		
				政治家 後援会事務所	1[1]		
				自営	4[4]		
計	72[18]		62[31]		47[3]		80[15]
総 計				261[67]			

[]内は復職者数を示し、内数。

(4) 教育成果の測定

本大学院では、学生のニーズへの対応は、履修指導教員・進路指導教員の制度により個別的に学生の意見聴取を行う仕組みを探っているが、さらに22頁「(6)改善のための組織的な研修」の項でも述べた通り、学生による授業評価を全科目について、前期・後期とも各2回行い、授業の難易度、教員の授業の進め方・話しか方などの項目を調査するとともに、自由記述欄を設けて満足度や学習環境に関する意見を聴取することによって、教育成果を測定することにしている。さらに、この結果は、教育部教授会構成員が全員参加するFD会議で検討し、併せて本大学院外部評価委員会にも報告して意見を求め、指摘事項については改善しているので、適切に運用されている。

なお、修了生の進路状況という点から見ると、中央省庁、自治体から派遣され、復職した者も含めた修了者全体のうち、国家・地方公務員のほか、マスコミやシンクタンク、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者は多い。したがって、狭義の公務員のみならず公共的な職務に従事す

る高度専門職業人を養成するという本大学院の任務に十分に応えるものとなっている。

また、インターンシップでは、単位認定のため、派遣先より評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）の提出を求めており、「霞が関特別講演」、その他の特別講演会、さらには、講演会終了後の担当講師との懇談の席においても、一般選抜修了者並びに職業人選抜修了者の能力に関して高い評価が与えられており、このような評価は本大学院の教育が着実に成果を挙げていることを表しているといえる。

[特色ある取組み]

本大学院では、学生談話室に投書箱を設置しており、これまで13件の要望（『京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書 第2号』、27頁参照）が提出されたが、そのつど教授会に報告し、学生の要望・改善事項の共有化を図るとともに、迅速な対応をしていたが、平成22年度以降は、月1回程度、研究部長室で

懇談の場を設けたので、投書箱への投書はない。懇談の席で寄せられた学生の意見は、教授会等に報告するとともに、例えば、新規開講科目の要望に対しては教務委員会で検討の上、次年度のカリキュラムに反映させるなどしている。

また、第5期生から修了時（平成24年3月10日付け）に、①履修システムに関する提言、②講義内容に関する提言など数項目にわたる改善・要望事項の提案があったので、翌年度のFD会議並びに関係委員会において検討した。

さらに、平成21年1月に同窓会組織「鴻鵠会」が発足したことに伴い、研究部長・歴代研究部長、実務家教員1名が顧問となる一方、毎年、新入生歓迎レセプションや学位授与修了式後の懇談会席上には同窓会幹部を招き、近況報告が行われるなど、本大学院が修了後もそうした組織との連携を深める取組みの一つである。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院における学位の名称、学位授与基準は、それぞれ京都大学通則、京都大学学位規程に明記され、教授会の議を経て適切に授与している。修了生の進路の把握に関しても、在学中に進路調査を行うほか、修了式当日にも進路調査を実施し、ほぼ完全に把握している（26頁

参照）。このことは、入学時の教務主任による履修指導はもとより、各学生に付した履修指導教員による日常的な面接指導、一般選抜入学者に対する実務家教員による進路指導の体制が、奏功していることを示しており、満足すべきものと評価できる。

進級要件があることから、1年次から2年次への進級の度合いも問題になるが、これまでのところ、進級できなかった者は、留学その他の理由を除くと、1～2名程度であり、いずれも勤務上の理由による留年であるから、とくに問題視すべきものではないと考える。

なお、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、学業の成果の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育効果の測定は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

収容定員が多いと、修了生の進路把握が難しい場合もあるが、幸い、本大学院は、1学年40名という小規模定員の利点を活かして、これまで通り、事務部並びに進路指導教員等による積極的な活動を通じて修了生の進路の把握に努めたい。

3. 入学者選抜

1) 定員管理

本大学院の入学者の定員管理について
は、京都大学通則第35条、別表第2項に
入学定員40名、収容定員80名と規定さ
れている。これにより、毎年度はじめに
教授会において次年度の入学者定員を審

議（一般選抜30名程度、職業人選抜10
名程度、外国人特別選抜若干名）・決定
し、収容定員と入学者の増減が著しくな
らないよう定員を管理している。また、
毎年度の文部科学省の実態調査などにも
在学状況を報告しており、外国人特別選

3. 入学者選抜

抜入学者を除いた在籍学生数は、収容定員の80%以上120%未満を維持しているので、適切に管理されているものと判断できる。

2) 学生の受け入れ方針等

本大学院では、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生を対象とする「一般選抜」、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする者を対象とした「職業人選抜」、公共政策分野における高度専門職業人を目指す外国人や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする外国人を対象

とした「外国人特別選抜」を実施している。

一般選抜では、専門的な学識を問う筆記試験及び口述試験、職業人選抜及び外国人特別選抜では専門的な学識を問う筆記試験及び出願時に提出させた自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

また、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育部教授会において慎重に審議・決定した上で、いずれの学生募集要項の冒頭に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている。

京都大学公共政策大学院アドミッション・ポリシー

京都大学公共政策大学院（大学院公共政策教育部専門職学位課程）は、中央・地方レベルにおける国内行政および立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人、すなわち、優れた教養と公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた人材を育成することを教育目標とし、この教育目標を実現するために、公共政策分野における理論的知見と実務的素養を架橋し、さらに実務における総合的能力と専門的能力との結合を旨とするカリキュラムを提供する。

本大学院は、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする職業人など多様な人材を受け入れる。そのために、専門的な学識を問う筆記試験や、自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。本大学院においては、相互の刺激と切磋琢磨を通じて、公共政策に携わる使命感の共有と、今日の公共政策担当者に求められる実践的知識と長期的、総合的視点の獲得を期待する。

3) 入学試験の実施体制

本大学院では、教育部教授会で公共政策大学院入学試験規程を制定しており、教授会の下に入試委員会を設置して、出題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等について厳正かつ適切に行い、試験の円滑な実施を図るとともに、多様かつ意欲的な人材を集めるように配慮することとしている。そのため、毎年、これらについて教育部教授会の議を経るとともに、提出書類、筆答試験及び口述試験の成績等を総合的に判定して、入試委員

会で合格者の原案を作成し、教育部教授会において厳正な審議の下に決定している。

また、主な対象を一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、毎年入試説明会を実施している（平成25年度は6月27日と11月10日に実施した）。とくに後者は週末に開催して、有職者の便宜を図っている。また、平成20～26年度入学に実施した入学試験の結果は、下表の通りである。

なお、入試説明会等の内容については、

各年度の本大学院パンフレットや京都大学大学院案内などに掲載され、ホームページ

ジ上でも公表している。

京都大学公共政策大学院入学試験結果概要(平成20~26年度)

区分		出願者	合格者	入学者	合格最高点	合格最低点
平成20年度	一般選抜	107	36	32	280.5	238.0
	職業人選抜	19	11	11	150.0	124.0
	小計	126	47	43	—	—
	外国人特別選抜	10	4	3	265.0	246.0
	合計	136	51	46	—	—
平成21年度	一般選抜	138	33	32	275.5	232.5
	職業人選抜	16	12	12	152.0	120.0
	小計	154	45	44	—	—
	外国人特別選抜	13	5	5	259.0	245.0
	合計	167	50	49	—	—
平成22年度	一般選抜	159	34	23	275.5	247.0
	職業人選抜	16	12	11	145.0	122.0
	小計	175	46	34	—	—
	外国人特別選抜	12	2	2	257.0	235.0
	合計	187	48	36	—	—
平成23年度	一般選抜	155	36	32	271.5	243.0
	職業人選抜	11	7	7	142.0	120.0
	小計	166	43	39	—	—
	外国人特別選抜	9	5	5	284.0	233.0
	合計	175	48	44	—	—
平成24年度	一般選抜	127	37	29	272.0	238.5
	職業人選抜	18	11	11	145.0	120.0
	小計	145	48	40	—	—
	外国人特別選抜	5	1	1	243.0	—
	合計	150	49	41	—	—
平成25年度	一般選抜	155	40	34	289.5	240.5
	職業人選抜	14	8	8	142.0	121.0
	小計	169	48	42	—	—
	外国人特別選抜	7	3	2	262.0	244.0
	合計	176	51	44	—	—
平成26年度	一般選抜	144	37	29	278.0	238.5
	職業人選抜	11	8	7	139.0	120.0
	小計	155	45	36	—	—
	外国人特別選抜	7	3	2	284.0	253.0
	合計	162	48	38	—	—

*各年度とも、一般選抜は400点満点、職業人選抜は200点満点、外国人特別選抜は400点満点である

4) 研究生・聴講生等の受入れ

本大学院は、公共政策の専門職大学院としての特色を活かして、研究生・聴講

生・科目等履修生などを積極的に受け入れるため、特別に規定を設けているほか（教育部規程第13条・14条参照）、専任

3. 入学者選抜

教員の指導にかかる日本学術振興会特別研究員を受け入れ、法学・経済学両研究科との連携の下に、研究室を提供するなど、研究環境の整備と学生支援にも努め

ている。

平成20年度～25年度については、以下の表のとおりである。

日本学術振興会特別研究員・研究生・聴講生等の受け入れ状況

(人)

年 度	学術振興会特別研究員	研 究 生	聴 講 生	科目等履修生
20年度	2	2(2)	2	1
21年度	0	1(1)	1	1
22年度	1	1(1)	1	3
23年度	2	0	2	0
24年度	2	0	3	0
25年度	3	0	2	0

注：（）内は、外国人を示し、内数。

[特色ある取組み]

本大学院では、一般選抜（募集定員30名程度）、職業人選抜（募集定員10名程度）のほか外国人特別選抜（募集定員若干名）を実施しているので、法学部・経済学部卒業生以外に、理学部・農学部・工学部・総合人間学部・医学部・教育学部卒業生など多様な学生が入学している。

また、前述のように、大学院説明会を一般選抜と職業人選抜に区分けし、学生募集の方針等を説明しているが、その後、質疑応答の時間を設けるとともに、入学後どのような環境で勉学に励めるかの指標とするため、施設見学も実施している。なお、施設見学終了後、説明会参加者と在学生有志とによる意見交換の場が持たれていることも、特筆に値する。

一般選抜においては、いわゆる「足切り」は行わず、英語能力の素養を問う筆答試験を課した後、入学定員の2倍程度の上位得点者について口述試験を行い、入学者を決定している。また、過去に出題された問題は公表している。

加えて、本学の入学手続き時期が翌年の3月ということもあって、一般選抜の

平成22年度入試において、入学辞退者が11名あり、実質、募集人員を下回ったので、平成23年度入試より、合格者説明会を12月に東京と京都で開催し、入学に向けての準備、入学後の教育内容など説明を行った結果、23年度～25年度は定員を満たす入学者を確保できた。

[点検・評価（長所と問題点）]

上に述べたように、出題・採点、入試監督者を含めて入試委員会を中心に素案を作成し、教育部教授会に諮るという適切な実施体制を敷き、公正に試験を実施した上で、教育部教授会において合格者を決定している。

その際、筆記試験の成績に加えて、一般選抜及び外国人特別選抜の場合には口述試験において確認した目的意識や倫理観等を勘案し、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して、総合的に入学者を決定してきた。その結果、最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数と等しいものとなっている。

また、外国人特別選抜においては、受

験科目を1科目しか課していないので、科目間の得点の均衡を保つために、平成22年度入試より、受験者数の少ない科目（「経済数学」）を外すこととした。

更に、一般選抜においても、27年度入学試験より、経済系専門科目の再編を決定している。

以上の点から、本大学院における入学者選抜は、適正かつ厳格に行われているものと判断できる。

[将来への取組み・まとめ]

平成22年度の職業人選抜の入試説明会

4. 教員組織

1) 専任教員数

本大学院は、法令上、実務家教員を含めて最低10名を配置する必要があるが、研究者教員8名、実務家教員4名（うち、「みなし専任」の特別教授2名）、計12名の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

講座編成としては、現在、法学研究科及び経済学研究科から配置換えとなった8名の研究者教員を擁する公共政策第一講座、及び実務経験を有し、3年の任期で採用した2名の教員を有する公共政策第二講座から成り、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会を構成している。

現在の教員は、両研究科から移籍した研究者教員8名[教授8。公共政策第一講座に所属する]と、3年任期で採用する実務経験のある教員2名[教授2。実務家教員として、公共政策第二講座に所属する]に加えて、専門職大学院設置基準第5条第1項の定め（いわゆる見なし専任）に基づいて採用している特別教授2名の

において、参加者が募集定員とほぼ同数であり、再募集の可能性も残されたが、幸いにも、願書受付時には募集定員を超えることとなった。

なお、こうした変動が見込まれることから、職業人選抜における募集定員の表示方法を平成23年度入試より「10人程度」と付すこととした。

修了生による紹介や教員による地方自治体訪問を通じて、優秀な社会人入学者を増やす努力を続けている。

合計12名であり、設置基準の10名を超える教員を専任教員として配置している。

なお、これら12名の教員は、全て本大学院の専任教員であり、他研究科を兼任していないので、法令を遵守している。

2) 専任教員としての能力

本大学院では、教員の人事に関しては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる常設の人事委員会に付託され、人事委員会で調査委員3名が選定される。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定しているので、適切に行っている。

なお、本大学院設置以降、設置母体の法学研究科及び経済学研究科との人事交流による後任補充、あるいは退職等に伴う補充が行われているが、いずれの教員

においても、教育目的に沿った人材を確保しており、大学設置・学校法人審議会による資格審査を受けたとすれば、全員の判定が下されるものと確信している。

3) 実務家教員

他方、実務経験を有する教員の必要配置数は3名であるが、4名（特別教授2名を含む）を配置しており、基準を満たしている。その人事については、公共的部門における高度専門職業人の育成という本大学院の設置目的にそって、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者の中から、人事委員会において科目適合性等を考慮して慎重に人選した後、人事教授会において審議・決定している。その担当科目はその経験に照らして、年度ごとに、教務委員会の議を通じたうえで教育部教授会において決定している。また、これらの実務家教員4名は、本学就任以前より専任教員として京都大学、東京大学、一橋大学、中央大学等の大学院の専任教員等として大学院学生の教育に従事しており、そのうち2名については、本学就任時に大学設置・学校法人審議会による資格審査（平成17年8月）においても適格性を認められるなど、実務家教員としての能力は、十二分に有していると判断できる。

4) 専任教員の分野構成・科目配置

本大学院の教員組織をみれば、現在政治学（政治過程論、政治原論、アメリカ政治論、政治思想史）、法律学（民法、国際法）、経済学（経済政策、労働厚生政策）を専攻する研究者教員と、金融政策・予算と政策分析・通商政策・地方自治法制を専門とする実務家教員から成っている。

このように専任教員の構成は、専門職大学院において授業を担当する者として適切な専門領域と科目適合性を考慮しながら、研究及び教育の豊富な経験を求めた結果であり、科目配置も含めて適切なものとなっている。

5) 教員の構成

教員の構成としては、上に述べたように、適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討した結果であるとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果として、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、50歳未満2人、50-55歳1人、56-60歳4人、60歳以上5人の構成となっており、50歳代を多く擁する適切な年齢構成となっている。

6) 教員の募集・任用

未だ歴史の浅い公共政策系専門職大学院として適切な専門領域と科目適合性に合致した人材を公募制により確保するのは難しい。このため、前頁「2) 専任教員としての能力」の項でも述べたとおり、研究者教員の人事にあっては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる人事委員会の中に選考委員会を設置し、3名の調査委員を選定している。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定している。

他方、実務的な知識を教授する実務家教員に関しては、「公共政策第二講座の教員の任用に関する内規」、「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規」、「公共政策大学院准教授の任用に関する内規」がある。

する内規」に基づき、教育目的に沿った人材を確保するとともに、最新の知識を

教授することが可能になるように、任期制を採用している。

京都大学教員の任期に関する規程〔抄〕

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあっては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、〔中略〕雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。

別表第1（抜粋）

部局名	公共政策連携研究部
教育研究組織の名称	公共政策第二講座
任期	教授・准教授・講師 3年
再任の可否	可 ただし、2回限り

〔特色ある取組み〕

任期を付された実務家教員と研究者教員からなる専任教員は、専門職大学院における教育を適切に行うために相互に啓発し合うと同時に、学生による授業評価や外部評価委員会委員による厳しい点検・評価を定期的に受けている。

とくに研究者教員にあっては、任期制は導入されていないが、「京都大学における教員評価の実施に関する規程」に基

づいて、教育、研究、教育研究支援、組織運営、学外活動・社会貢献の各項目について、3年ごとに自己点検・評価を行うものとされ、第1回目（平成20年度）は、平成21年3月に、第2回目（平成22年度）は、平成23年10月に実施され、第3回目は27年度に行われる予定である。

なお、将来的には、自己点検・評価を処遇面に反映させるべく、検討している。

京都大学における教員評価の実施に関する規程（抄）

（教員評価の実施）

第2条 本学における教員評価は、4年ごとに、前々年度の末日を基準日として実施する。

（教員評価の対象）

第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の3年間における次の各号に掲げる活動（以下「教員活動」という。）とする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 診療
- (4) 教育研究支援
- (5) 組織運営
- (6) 学外活動・社会貢献

2 教員評価の対象となる者は、教授（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）により雇用される者で、前条の基準日を含めて3年以上その職にあるものに限る。）とする。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

平成21年4月には実務家教員4名のうち、欠員の1名を新規に補充し、2名を再任、1名を新規に任用した。平成23年9月の人事教授会において、実務家教員4名の再任を決定したが、平成25年度を

もって一名が退職し、平成26年度には同一分野から新任教員を迎えた。研究者教員についても、平成22年4月に3名、23年4月に2名、平成25年度に4名について法学研究科、経済学研究科と人事交

5. 研究活動

流を行い、教育に支障を来さない迅速かつ円滑な教員の補充・交代を行っていると考える。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、研究活動の状況並びに研究成果の状況の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教員組織は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

また、科学研究費補助金の採択件数をみても、平成24年度は「萌芽研究」1件、「基盤研究B」3件、「基盤研究C」1件、「特別研究員奨励費」2件、分担研究は「基盤研究S」1件、「基盤研究B」6件、平成25年度は「基盤研究A」1件、「基

盤研究B」2件、「基盤研究C」3件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は「基盤研究S」1件、「基盤研究A」2件、「基盤研究B」5件となっており、それぞれの学問領域での研究成果が着実に現れている。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の歴史は浅く、教員組織についてはなお試行錯誤の段階にあるが、研究者教員を中心にこれまでの専門的な研究活動を継承発展させるとともに、研究者教員と実務家教員の共同作業によって研究と実務の有機的な結合を図る。また設置母体の法学研究科及び経済学研究科との連携によって、教育効果を高める教員組織を維持することとしたい。

5. 研究活動

1) 研究活動の目標

公共政策大学院は、公共的な部門で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院であり、なによりも教育を重視している。

しかしながら、連携研究部がそれと併せて設置された理由は、以下に掲げた設置計画書の記述が示しているように、一方において、法学・経済学両研究科において推進されてきた学術研究の成果を教育に反映させること、他方において、専門職大学院において開発・教授される実務的な知識を両研究科における研究へとフィードバックすること、の2点を円滑に推進するための組織であることに存する。

2) 研究活動の状況

法学・経済学両研究科の専任教員が移籍して構成員となる連携研究部としての性格を有する本大学院では、研究者教員は、基本的にそれまでの研究活動を継続しつつ、専門職大学院としての教育活動に従事している。

他方、本大学院は、教育を主たる任務とする組織であり、連携研究部それ自体としての研究は限られた範囲で行われるが、専門職大学院という特性から、その教育手法の研究・開発が第一の課題となる。

まず、専門職大学院における教育手法の開発に関わる研究に関しては、平成18年度～21年度文科省等専門職大学院教育推進プログラムが計画されていたが、いずれのプログラムも公共政策系大学院に

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類（抄）

2. 人材養成に相応しい組織形態—教育部と連携研究部（抜粋）

「公共政策教育部」と併せて「公共政策連携研究部」を組織することは、教育及び研究の両面にわたって重要な意味を有する。京都大学における高度専門職業人の養成は、単なる職業資格を得るための実践的授業に終始することや、試験合格や日常業務のノウハウを伝授することとはまったく異なる性格をもつことは、当然である。長期的な視野に立って問題の所在を探査し、真に公共的な利益の何たるかを判断し、また履行された政策を客観的に評価する能力を備えた人材を養成・供給することこそが、本大学院に課せられた使命である。

こうした使命に応えるためには、基礎的ならびに先端的分野の双方を専攻する研究者教員の達成した研究成果を、実務家教員との密接な連携の下に、教育に反映させることが求められる。また、従来から両研究科において研究されてきた対象領域は、きわめて関係の密接な隣接学問領域であり、とりわけ今日では「法と経済」「政治経済学」「国際政治経済」「公共経営」「公共哲学」など、学際的な研究分野が急速に発展しつつある。

こうした分野における第一線の研究者を擁する両研究科にとって、連携研究部を通して本大学院の運営に関わることは、教育のみならず研究の面においてもきわめて積極的な効果を生むことが期待できるのである。京都大学における高度専門職業人養成は、研究という地盤の上にはじめて成立し、相互に発展していくものであり、本大学院の組織形態は、それを円滑に進めることを目的として設計されている。

は応募資格がなく、学内経費（総長裁量経費）によるところが大である。

「2) 教育方法等」の項でも述べたとおり（14頁参照）、平成20年度下期には「地域再生・活性化政策の比較予備調査」という表題で総長裁量経費に申請し、4,100千円が措置された。このプロジェクトでは、実務家教員を擁する利点を生かして、地域再生・活性化及び地域格差の是正等に取り組んでいる中央省庁や自治体を対象に、担当職員に対する面接調査や住民へのアンケート調査を学生参加のもと実施すると同時に、これらの組織と連携する体制を構築し、『地域再生・活性化政策の比較予備調査報告書』として纏めた。

平成23年度上期には「大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業」という表題で総長裁量経費に申請し、3,300千円が措置された。このプロジェクトでは、大学院生が主体となって、夏季及び冬季休業中を利用して、3つのテーマに絞って、仙台市・気仙沼市・石巻市で聞き取り調査を実施し、今後の課題や提案として

『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めた。

なお、全国に70余の政策系大学院・専攻・学部が設置されているが、科学研修費補助金の申請区分に「政策研究」の区分がなく、既存の社会科学分野から申請せざるを得ない状況であり、博士(政策科学)や博士(総合政策)の研究者の数も多くなってきたので、政策研究ネットワークでは、平成21年9月12日に「政策系大学院研究科長・学部長会議」を開催し、文部科学省や日本学術振興会に、新たに「政策研究」の区分を設けるよう、働きかけたところであるが、未だ実現に至っていない。

公共政策大学院は、「理論知と実践知の融合」を基本方針として、政策立案、決定、執行、評価過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成に努めている。そのためには、討論の過程を大画面で逐時表示し、さらに討論を重ねることや、同時通訳システム等の設備を備える空間で情報や意見の交換と教育を行うことが必要不可欠であると考えてきた。そ

こで、平成18年度に措置された「特別教育研究経費」により、平成19年3月に本大学院専用施設である RPG 室——政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的としたプロジェクトと AV 機器からなる設備を備えたロールプレイング室をいう——の拡充のため、平成21年度に大型設備費を要求したところ、25,104千円（目的積立金）が措置され、これにより、第2RPG 室に同時通訳サブシステム1式、多地点中継配信サブシステム1式、第1RPG 室及び第3演習室に AV サブシステム1式、第1講義室に配信サブシステム1式を導入し、これら4室（総計130席）において同時に双方向型会議が可能となった。これによって、当初予定の教育設備はほぼ整ったといえる。

専門職大学院における教育手法に関する実験的な授業として特徴的な点を列挙すると、以下の通りである（資料5平成25年度「便覧・シラバス」参照）。

① 双方向的な授業

「2) 教育方法等」の項でも述べたとおり（13頁参照）、「公共管理論」を除けば、前・後期を通じて、必須科目の「公共政策論」でも最大履修登録者数は50名以下で、選択科目の30~49人が11科目、20~29人が8科目、20~10人が29科目、10人未満が60科目である（「公共管理論」については、前年度非開講であったため、受講生が倍増した）。また、展開科目・実践科目・事例研究の多くは演習形式の授業となっており、教員・学生間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資している。

② 複数教員の共同授業

「財政システム」「省庁間関係」「地方行政実務」「グローバルガバナンス」等が2名以上の教員による授業であり、事例研究「省庁間関係」「地方行政分析」「NPO の理念と活動分析」といった研究者教員と実務家教員が相互に意見を交換しながら進める授業もある。いずれも、実務と研究の架橋が求められる専門職大学院の授業にとって重要な意義を有する。

③ インターネット活用授業

「Contemporary Issues 2」「Professional Writing」、「文教科学政策」といった科目でインターネットを活用している。学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室においてこれらの科目の予習、復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

これは専門職大学院における重要科目である。本大学院では平成18年度に試行を行い、19年度に本格的に実施、平成20年度は14名、21年度16名、22年度20名、23年度21名、24年度25名、25年度25名が参加している。派遣先の拡充が求められているが、21年度からは新たに三重県議会事務局を派遣先として開拓した。さらに、平成24年度からは、JIAM も派遣先となった。

以上の授業を通して得られた知見は、教務委員会、FD 委員会、評価・広報委員会において共有され、次年度カリキュラム作成作業に反映させている。

平成23年9月に世界銀行法務部と法学

研究科及び本大学院との三者で学術交流協定を締結し、世界銀行でのインターンシップが可能となったものの、現在のところ採用されるに至っていない。英語によるコミュニケーション能力の向上については、Professional Writing や English Presentation といったネイティヴ・スピーカーによる授業のほか、英語試験への支援等を含め、組織的取り組みを強化していく方針である。

教育手法の開発という点では、とりわけ実務家教員の貢献は大きい。専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）科目の多くを実務家教員が担当しており、これらの科目における教育手法を開発するために試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力している。

そのような成果の一例を示せば、本大学院における授業の成果を金融政策に関する浩瀚な書物がまとめられている。これは、大学院レベルにおける教科書であると同時に、研究書としても最先端の水準を示している。専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員の貢献は高い。

他方、実務経験に基づく研究という点でも、各実務家教員がそれぞれのテーマを追究しており、「金融危機と家計」「日本銀行法改正による政策形成過程の変化」「公共政策をどう学ぶか」「政策評価の活用に向けて」といった成果を研究会で報告するとともに雑誌論文、単著等で旺盛に発表している。

このような研究成果について、実務家教員は、審議会等で多くの委員を務めるだけでなく、研修所の講師として、あるいは一般市民向けの講演等において、社会に還元している。このような社会的貢

献は専門職大学院に課せられた重大な役割の一つであり、この面においても実務家教員の貢献は大きい（「10. 教員の個人活動」参照）。

3) 研究活動の展望

先にも述べたように、専門職大学院である本大学院は、基本的に教育を主たる任務とする組織であることから、連携研究部それ自体としての研究は、限られた範囲で行われるにとどまる。

しかし、そのことを前提としても、研究活動として注目すべき分野がある。それは、第一に、きわめて社会的意義の高い実践的テーマに関して、個々の教員の研究を組み合わせて本大学院が組織的に行う研究であり、第二に、歴史の浅い専門職大学院における教育手法に関する研究・開発である。

この観点から、個々の専任教員が各自担当している授業の内容に関わる研究を引き続き遂行していくことは言うまでもないが、今後は、ますます、それらを総合するとともに実務家教員の知見も取り入れながら、社会的意義の大きいテーマに関する本大学院に相応しい研究を実現していくこと、とくに原理的な思考に裏付けられた政策的提言を行うことが求められるであろう。

他方、前記のように教育手法に関して積み上げた成果を教育現場に反映させる努力を継続すると同時に、それらを専門職大学院全体に還元していく努力も必要であると考える。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、研究者教員8名と、実務家教員4名、計12名の小規模大学院ではあるが、その研究状況について主要なも

5. 研究活動

のを述べると、以下のとおりである。

すなわち、国際的な輸出管理レジームとその各国における実践状況を扱う日本で初めての本格的な輸出管理概説書の最新版である淺田正彦教授の『輸出管理』(有信堂、編著、2012年11月)、昭和天皇の思想と動向や近代天皇制を解明し、第15回司馬遼太郎賞を受賞した伊藤之雄教授の単独著『昭和天皇伝』(文藝春秋、588頁、平成23年)、東日本大震災の復興のあり方を、地域経済論の視点から政策提起した岡田知弘教授の単著『震災からの地域再生』(新日本出版社、2012年)、実務家教員である翁邦雄教授の『金融政策のフロンティア』(日本評論社、単著、2013年1月)は、平時の金融政策をベンチマークとして、いわゆる非伝統的金融政策の最先端の展開とその可能性・限界を金融市场のメカニズムとの関連で説明し、実務とアカデミズムの懸け橋となることを企図した著作である。また、新川敏光教授の『福祉国家変革の理路』(ミネルヴァ書房、2014年)は、福祉国家変容とその可能性に関する理論的検討を行い、建林正彦教授編の『政党組織の政治学』(東洋経済新報社、平成25年)は、都道府県議会議員に対するアンケート調査、自由民主党、民主党の地方組織に対する聞き取り調査などをもとに、日本の政党の組織的特徴を実証的に明らかにした共同研究である。待鳥聰史教授の『<代表>と<統治>のアメリカ政治』(講談社、2009年5月)は、現代アメリカの政党政治が、選挙制度と執

政制度という2つの基幹的政治制度に規定されていることを、議会共和党の近年における盛衰を取り上げながら論じている。そのほかにも、久本憲夫教授の「日本の企業別組合をどう認識にするか」(『日本労働法学会誌』119号、平成24年5月、6-22頁)、山本豊教授の「契約条項の内容規制における具体的審査・抽象的審査と事後の審査・事前の審査」(『民事法の現代的課題(松本恒雄先生還暦記念)』23-56頁、2012年12月、商事法務)、小西敦教授の「地方自治法改正史(1)~(42)」など、それぞれの学問領域を指導する研究成果が継続的に公表されている。

また、科学研究費補助金の採択件数にしても、平成24年度は「萌芽研究」1件、「基盤研究B」3件、「基盤研究C」1件、「特別研究員奨励費」2件、分担研究は「基盤研究S」1件、「基盤研究B」6件、平成25年度は「基盤研究A」1件、「基盤研究B」2件、「基盤研究C」3件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は「基盤研究S」1件、「基盤研究A」2件、「基盤研究B」5件、となっており、それぞれの学問領域での研究が高く評価されている。

社会的意義の高い実践的テーマへの組織的取組みに関しては、平成23年度には総長裁量経費も活用して、学生と教員によって震災復興研究会を立ち上げ、被災地での調査及び政策提言活動を行うことによって、社会的に意義のある研究教育活動も組織的に取り組んでおり、現在も継続中である。

6. 教育研究環境及び学生生活

1) 教育形態に即した施設・設備

平成18年度に設置された本大学院は、使用予定施設が耐震工事と重なったため、1年間は設置母体の法学研究科及び経済学研究科等の施設を借用する形で発足したが、工事完了に伴って平成19年4月から利用可能となった本大学院専用施設には、40名以上の授業が可能な講義室2室（うち1室は法学研究科と兼用）、演習室4室、政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的とする、プロジェクトとAV機器からなるロールプレイング設備を備えたRPG室2室、自習室2室、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム2室、履修及び進路指導等に利用できる面談室2室を設けている。

また、平成21年度には、既設のRPG室や講義室に、国際会議や高度なRPG・シミュレーション・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時通訳システム、会議録音録画システム、双方向インターフェース情報通信システムを新設し、これらは平成22年3月から利用可能となっている。

自習室については、開学当時、平日は8時から21時30分まで利用できるほか、土曜、日曜、祝日も8時から20時まで利用できることとなっていたが、学生からの強い要望に応え、平成20年7月以降は、

平日は23時45分まで利用可能とし、学習上の便宜を図っている。また、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等も随時利用可能である。

また、本大学院が管理する建物は、平成22年度に法経北館の耐震工事完了に伴い、すべてバリアフリーとなっている。さらに、建物の入り口は、すべて入退館管理システム又はテンキーシステムを導入し、教員研究室、自習室、演習室などもテンキーシステムを導入して、防犯面においても配慮している。

なお、全学の健康科学センター、保健診療所、カウンセリングセンターなどを利用することも可能である（資料11。「学生便覧2013」[健康相談]の項参照）。各種のハラスマントについては、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料12）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスマントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスマント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の掛長又は主任クラスの男女各1名）を設けている。危機管理に関しては、「京都大学公共政策連携研究部・公共政策教育部災害等危機管理計画」（平成26年度改正、連携研究部長裁定）に則り、運用している。

公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程

平成19年3月22日教育部教授会制定

第1条（管理）

公共政策大学院自習室（以下「自習室」という。）及びディスカッション・ルーム（以下「DR」という。）は、公共政策大学院が管理する。

公共政策大学院は、施設・設備委員会主任（以下「施設主任」という。）に、その管理の実施を委ねる。

施設主任は、自習室及びDRの利用に関する細則（以下「利用細則」という。）を別に定める。

6. 教育研究環境及び学生生活

第2条 (利用資格)

自習室及びDRを利用できる者は、公共政策大学院の学生、公共政策大学院に所属する教員及び公共政策大学院において当該年度に授業を担当する教員とする。

第3条 (利用)

公共政策大学院学生は、自習室及びDRを学習以外の目的で利用してはならない。

利用者は、自らの学習に必要な図書（図書室より借り出された図書を含む。）、資料等、ノート型コンピュータを持ち込み、利用することができる。

利用には、LAN接続による京都大学学内LANへのPPTP接続が含まれる。

利用者は、自らが持ち込んだ物すべてについて自己の責任において管理する。

第4条 (休室)

自習室及びDRの休室日は、次のとおりとする。

1. 12月28日から翌年1月3日まで

2. その他、施設主任が指定する日

第5条 (利用時間)

自習室及びDRの利用時間は、平日は午前8時から午後9時30分まで、土・日・祝日は午前8時から午後8時までとする。

第6条 (規程違反に対する措置)

施設主任は、この規程及び利用細則に違反した利用者に対し、自習室及びDRの利用の停止その他適当な措置をとることができる。

附 則

(略)

公共政策大学院自習室及びDR利用細則

平成19年3月22日教育部教授会制定

1. 自習室の入室については、カードキーを利用すること。
2. ノート型コンピュータ、図書、その他貴重品の管理は自ら行うこと。公共政策大学院はいかなる場合も自習室内の私物の紛失、盗難等に関して責任を負わない。閉室時にはすべて持ち帰ること。
3. 自習室及びDR内においては、喫煙、飲食を禁止する。
4. 自習室内においては静謐を旨とし、他の利用者の学習を妨げるような談話、音源再生等を慎むこと。

附 則

(略)

教室使用願

平成 年 月 日

公共政策教育部長 殿

使用責任者氏名 _____
第 学年 連絡先 _____

下記のとおり使用したいので、許可下さるようお願いします。

1. 使用日時 _____
2. 使用目的 _____
3. 使用者数とその範囲 _____
4. 使用場所〔公共第一講義室、公共第 演習室、第一 RPG 室、第二 RPG 室、その他 _____〕
5. 備考

2) 情報関連設備及び図書設備

図書に関しては、教育用の図書を並べる本大学院専用書架を法学部図書室に設け、開学後の2年間に2,000冊を超える図書を収蔵した。その際に、教科書に指定された図書については原則として3冊を購入することにしている。以後毎年100冊程度を新規に購入し、図書の充実に努めている。（平成18年度～25年度末

の購入図書数 計3,387冊）書庫内図書の貸出は、教員にあっては50冊以内・6月以内、学生にあっては、30冊以内・3月以内と定めている。また、従来禁帶出資料であった開架図書の貸出を平成26年度より実施予定であり、身分によらず一律5冊以内・1週間以内と定めている。このほかに、附属図書館（資料11、「学

生便覧2013」〔附属図書館〕の項参照)はもちろんのこと、法学研究科や経済学研究科との協議に基づき、学生は両研究科の豊富な図書(法:71万冊、経:56万冊の計127万冊が利用可能)やデータベースを、両研究科の院生と同様に利用することができる。

また、全学生が専用の机を持つができるように約94名の収容能力をもつ自習室には、自らのパソコンによってインターネットを通じて学内外のデータベースへのアクセスを可能にする無線LAN設備を施している。さらに、全学的には

学術情報メディアセンター南館にオープンスペースラボラトリーが設置されており、パソコン110台が学生用として常時(月~金:am10:00~pm 8:00、土:am 10:00~pm 6:00)使用可能のほか、附属図書館(本館)、総合人間学部図書館にも学生用PCが配置され、自由に使用可能となっている(資料11、「学生便覧2013」〔情報環境機構〕の項参照)。また、履修指導時には「違法なダウンロードの禁止」についても説明し、情報関連の適正使用に関して周知を図っている。

公共政策連携研究部図書規程

平成26年3月6日教授会改正

第1章 通 則

第1条(図書の管理及び利用)

公共政策連携研究部(以下、公共政策大学院といふ。)が所蔵する図書(以下、「図書」という。)の管理及び利用については、この規程による。

第2条(図書の分類)

図書は、次の2種に分け、図書主任がこれを指定する。

- (1) 一般図書
- (2) 基本図書

第3条(一般図書)

一般図書は法学部図書室の書庫において保管する。

第4条(基本図書)

基本図書は法学部閲覧室において保管する。

第5条(図書の利用資格)

図書は、本規程の定めるところにより、何人も利用することができる。

2 図書の利用資格区分は、次の通りとする。

- (1) 公共政策大学院の教授、准教授、専任講師、特別教授、特別准教授、特任教授、特任准教授及び非常勤講師
- (2) 公共政策教育部の学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
- (3) (略)
- (4) 公共政策大学院の名誉フェロー、元教授、元助教授及び元准教授
- (5) ~ (15) (略)
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者

第2章 図書の貸出

第6条(公共政策大学院関係者への貸出し)

次に掲げる者が借り受けることができる一般図書の合計冊数及び借受期間は、第5条第2項の区分に従い、以下のとおりとする。

第1号に掲げる者	50冊以内	6月以内
第2号に掲げる者	30冊以内	3月以内
第4号に掲げる者	30冊以内	3月以内
第6号に掲げる者	30冊以内	3月以内

2 前項に掲げる者が借り受けることができる基本図書の合計冊数及び借受期間は以下のとおりとする。

5冊以内 1週間以内

第7条(法学研究科、経済学研究科及び経営管理研究部・教育部の関係者への貸出し)

以下略

[特色ある取組み]

28頁「(4)教育成果の測定」の項で述べたとおり、定期的に院長を学生との懇談の場を設けており、常に学生の要望を聴取する体制を整えている。学生からの要望に応えて、平成19年8月には施設内に学生が自由に利用できる本大学院専用のコピー機を設置しただけでなく、前記のように自習室利用時間の延長も実現させた。また、各学生にはロッカールームを貸与し、膨大な図書の保管などに便宜を図っている。

正規のカリキュラムとは別に学生の自学自習を奨励することは本大学院の理念であるが、多くの自主的な勉強会が行われていることは、この理念が活きていることを意味し、教員も助言等を与えていている。なお、これらの勉強会には、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等隨時利用可能となっている。また、平成19年11月以来、本大学院の学生がイニシアティブをとって公共政策系大学院を横断する形で「公共政策大学院インゼミ」を開催していることも、こうした自主的な取組みに属する。

その成果は、平成22年度では、外務省主催の「大学生国際問題討論会2010」での外務大臣表彰、平成23年度および25年度では、第7回政策系大学・大学院研究交流大会において京都府知事賞、及び京都市長賞となって顕れている。

学生の生活面については、学生の申し出に基づき、個々の教員及び教務委員会委員、公共政策大学院掛が窓口となって状況を把握し、教授会・各種委員会等で処理する体制を敷いている。また、履修指導や進路指導の教員との個別的な面談は、生活支援等に関する学生のニーズを汲み上げる場としても機能している。

とくに経済的な困窮のために就学に支障のある学生に対しては、京都大学で取り扱っている奨学金が貸与又は給付されるほか、同様に、学内機関の選考により、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が与えられている（資料11.「学生便覧2013」[経済相談]の項参照）。

また、開学以来、法学研究科と協力して人事院との共催で中央官庁の第一線で活躍する若手官僚による「霞が関特別講演」を4月後半から6月前半にかけて計8回開催していたが、平成21年度から責任部局を公共政策大学院に移し、人事院と公共政策大学院との共催として、次頁の表のとおり計6回開催、実務的な知識を高い見地から学生に伝えるよう努力している。また、民間企業への進路も相応の実績があることから、法学部・法学研究科主催（春季・秋季に各2~4日、計12~18社）の「企業特別講演会」にも参加を呼び掛けるなど、院生に対する積極的な就職支援を行っている。

なお、前述の「霞が関特別講演」の際、毎回、派遣された担当講師との懇談時間を設けたり、知事による特別講演に際して懇談会を催したりして情報交換に努めているほか、人事院主催の「霞が関インターンシップ」終了後の意見交換会には、公共政策大学院長ほか数名の教員が参加している。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、とりわけ勉学に適切な環境を備えることを求められている専門職大学院として、学生数に十分に対応しうる専有の施設・設備を有している。また、学生の進路に関しては個別に進路指導教

員を、学習のみならず生活面での相談には個別に履修指導教員を配置することによって、支援体制に万全を尽くしている。

また、「霞が関特別講演」「企業特別講演会」の開催などは、進路情報の提供としての意味を持っており、これらに積極

的に参加する学生も多い。なお、本大学院の日常的な教育に関しては、支障が生じないような財政的基盤も備えている。

以上の諸点からみて、教育研究環境の整備及び学生生活への支援体制については、充分なものがあると評価できる。

平成25年度霞が関特別講演（前期）実施状況

○京都大学 吉田キャンパス 〈会場：法経学部本館法経第11教室〉

各回 前半 13:30~14:30 後半 14:40~15:40

回	月 日	テーマ及び講師	参加者数(人)	
1	4月25日 (木)	「外務省で安全保障に携わるということ」 外務省 北米局日米安全保障条約課首席事務官 大平 真嗣 氏	54	
		「防衛装備政策について」 防衛省 経理装備局装備政策課 総括班長 濱 和彦 氏	34	
2	5月16日 (木)	「ネット社会と日本のこれから～ICT分野における総務省の役割」 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 調査官 吉田 宏平 氏	37	
		「インフラ外交のススメ」 国土交通省総合政策局国際政策課 国際交渉官 仲澤 純 氏	52	
3	5月23日 (木)	「少子高齢化・グローバル化の中で、厚生労働省で働くことは～前例のない課題に取り組む～」 厚生労働省 老健局総務課 企画官 林 俊宏 氏	50	
		「温暖化国際交渉の最前線～ポスト京都議定書に向けた日本の対応～」 環境省 地球環境局国際連携課 地球環境問題交渉官 大井通博 氏	33	
S	5月30日 (木)	「経済再生・教育再生と大学改革」 文部科学省高等教育局高等教育企画課 課長補佐 大杉 住子 氏	66	
		「警察行政に携わる醍醐味～行政官、現場の指揮官の経験をとおして～」 警察庁 交通局交通規制課課長補佐 関 直樹 氏	34	
T	6月 6日 (木)	「日本を動かし、世界で戦う」 経済産業省 大臣官房秘書課課長補佐 日暮 正毅 氏	54	
		「財務省ってなに？」 財務省主計局主計官補佐（総務第一係主査） 漆畠 有浩 氏	35	
U	6月13日 (木)	「最近の農林水産行政について」 農林水産省大臣官房政策課 企画官 峯村 英児 氏	36	
		「安心して金融取引したい、という人のために金融庁はあるのです。」 金融庁 総務企画局企画課企画調整官 若原 幸雄 氏	23	
延べ参加者数（小計）			508	
1講演あたり平均参加者数			42	

[将来への取組み・まとめ]

国の事業仕分けの中で官僚のプレゼンテーション能力の不足が指摘される中、平成21年3月より利用可能となった、国際会議や高度なRGB・シミュレーション

・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時通訳システム、会議録音録画システム、双方向インターフェース情報通信システ

ムを使って、学生の日本語及び外国語によるプレゼンテーション能力の向上を図

りたい。

7. 管理運営

1) 部局の意思決定

(1) 教授会と組織管理体制

京都大学では、全学規程において、本大学院に研究部長及び教育部長を置くこと、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置き、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項を審議することを、それぞれ定めている（京都大学の組織に関する規程第16条～第18条）ほか、公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程も定められている。

これをうけて本大学院では、連携研究部長・教育部長の選出は、研究者教員（教授）のみで構成する人事教授会において、投票により決定しているほか、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、京都大学公共政策教育部規程、公共政策教育部履修規程など各種規程を連携研究部教授会で決定し、適切な管理運営を確保している。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会及び人事教授会に区別されるが、本大学院の管理運営に関しては、連携研究部として密接な協力体制を敷いている法学・経済学両研究科との関係から、12名の専任教員（特別教授2名含む）に加えて、法学研究科の研究科長および2名の教員と、経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)

組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)学生用空きスペースの利用、図書室の利用、(5)その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

専任教員のみで構成される教育部教授会は、入学者選抜をはじめ教育課程の編成など教学事項全般について意思決定を行っている。意思決定に当たっては、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等における、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関する素案の策定と、それをもとにした学生募集要項、大学院紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容の検討を基礎として、そこから提示される原案を教育部教授会で慎重に審議している。教育部教授会の決定に基づき、各種の学生募集要項や案内が作成・配布されるとともに、その内容はホームページでも公表している。

なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクし、情報発信と同窓会との連携にも努めている。

また、連携研究部教授会、教育部教授会は、原則として毎月1回、第三木曜日の午後に開催されるが、入学者選抜等の案件がある場合には、臨時の教育部教授会を開催することになっている。通例、

教授会に附議する前には、案件毎に所掌の委員会において原案が作成されるが、多くの教員が複数の学内委員会等の委員も兼務していることから、委員会は、主任の責任の下に電子メールを用いて持ち回りで開催されることも多い。

本大学院の専任教員のうち研究者教員は公共政策第一講座に、実務家教員は公共政策第二講座に所属している。非常勤講師を含めた教員の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授のみで構

成される人事教授会において審議・決定している。その要をなす連携研究部長（兼教育部長。いわゆる公共政策大学院長）及び専任教員については、人事教授会において、投票により選出しているが、非常勤講師にあっては、投票によらず決定している。なお、連携研究部長の被選挙権を有するのは、公共政策第一講座に所属する教授のみである（以上については、以下に掲げる一連の組織関係規程等を参照）。

京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程

平成18年3月29日達示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院公共政策連携研究部（以下「研究部」という。）及び大学院公共政策教育部（以下「教育部」という。）の組織等に関し必要な事項を定める。

(研究部長)

第2条 研究部に、研究部長を置く。

2 研究部長は、研究部の教授をもって充てる。

3 研究部長の任期は、2年とする。

4 研究部長は、研究部の校務をつかさどる。

(副研究部長)

第3条 研究部に、副研究部長を置く。

2 副研究部長は、研究部の教授をもって充てる。

3 副研究部長の任期は、研究部長の任期の範囲内において、当該研究部長が定める。ただし、再任を妨げない。

4 副研究部長は、研究部長の職務を助け、研究部長に事故があるとき又は研究部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(研究部教授会)

第4条 研究部に、その重要事項を審議するため、研究部教授会を置く。

2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(講座)

第5条 研究部の講座は、次に掲げるとおりとする。

公共政策第一講座、公共政策第二講座

(教育部長)

第6条 教育部に、教育部長を置く。

2 教育部長は、研究部長が兼ねるものとする。

3 教育部長は、教育部の校務をつかさどる。

(教育部教授会)

第7条 教育部に、その重要事項を審議するため、教育部教授会を置く。

2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(専攻)

第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

公共政策専攻

(事務組織)

第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究部の内部組織については研究部長が、教育部の内部組織については教育部長が、それぞれ教授会の議を経て定める。

7. 管理運営

附 則（略）

公共政策連携研究部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定
平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策連携研究部教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）
- (2) 法学研究科長及び経済学研究科長
- (3) 法学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授2名及び経済学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授1名

2 人事に関する事項は、公共政策第一講座の教授のみで構成する会議（以下「人事教授会」という。）で審議する。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 研究部長の選出
- (2) 公共政策連携研究部の専任教員の人事に関する事項
- (3) 公共政策専攻の教育課程の編成に関する重要事項
- (4) 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項
- (5) その他公共政策連携研究部の管理及び運営に関する重要な事項

第3条 教授会は、研究部長が招集し、議長となる。

2 研究部長に事故があるときは、副研究部長がその職務を行う。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができます。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を研究部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 人事教授会は、教授全員（海外にあるものを除く）の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 専任教員（第1条第1項第1号括弧書のものを除く）の候補者を推薦するには、出席教授の3分の2以上の多数を必要とする。

第8条 教授会の下に、人事委員会及び評価・広報委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第9条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

公共政策教育部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定
平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策教育部教授会（以下「教授会」という。）は、公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）で構成する。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共政策専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項
- (3) その他公共政策教育部の教育に関する重要な事項

第3条 教授会は、教育部長が招集し、議長となる。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができます。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を教育部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 前2条の規定にかかわらず、公共政策修士（専門職）の学位の授与にかかる議事は、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第9条及び第15条第3項の規定による。

第8条 教授会の下に、公共政策教育部の教育に関する特定の事項を審議するため、教務会議を置く。

2 教務会議の構成等については、別に定める。

第9条 教授会の下に、教務委員会、入試委員会、インターンシップ等実施委員会、FD委員会及び実務教育助言委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

公共政策連携研究部長選出手続

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

第1条 研究部長は、人事教授会において、公共政策連携研究部の公共政策第一講座の教授のうちから、選挙により選出する。

第2条 選挙は、研究部長の任期満了の場合は、その前3月以上4月以内に行う。その他の場合は、研究部教授会においてその時期を定める。

第3条 投票による選挙において、会議構成員の過半数を得た者を当選人とする。

2 前項による当選人がないときは、得票多数の者2名について決選投票を行う。

3 決選投票において得票数が同じであるときは、年長者を当選人とする。

第4条 この内規を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

*副研究部長に関する申し合わせ

副研究部長は、公共政策連携研究部の教授のうちから、研究部長が指名する。

(2) 各種委員会

連携研究部教授会の下に、人事委員会をはじめ、兼業・兼職審査委員会までの管理運営に関する各種委員会を、また、教育部教授会の下に、教務委員会をはじめ、実務教育助言委員会にいたるまでの教育に関する各種委員会を設置している。各委員会には主任を置くとともに、連携研究部長・教育部長が全体を統括するものとしている（委員の任期は原則として2年である）。

* 委員会の所管事項を明確にするため、平成20年10月に「委員会に関する申し合わせ」を決定した。

先に述べたように、通例、教授会に附議する案件は、所管の委員会(とくにその主任)において原案が作成され、研究部長・教育部長等との緊密な連携の下に、提案されることになっている。

なお、全学的な委員会に関しては、専任教員数が少ないために、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が本大学院委員を兼務するという形で、法学研究科の支援を仰いでいる。しかし、学生生活委員会（旧 学生部委員会）をはじめとする教務・福利厚生のような学生に関わる全学委員会には、相応数の学生が在籍する部局として責任を分担する観点から、本大学院の専任教員が委員として出席している。

* 大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部及び大学院経営管理研究部・経営管理教育部に係る全学の管理運営上の取扱いについて（平成18年3月28日 教育研究評議会承認）参照

次頁に、平成25年度における全学委員会等の構成員を示すことにする。

2) 事務組織

京都大学の組織に関する規程第53条は、各部局に事務部を置くことができる」とし、「必要に応じて数個の研究科等の

事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる」としている。これをうけて小規模大学院である本大学院には、単

7. 管理運営

公共政策大学院諸委員会

平成25年4月1日現在

名 称	教 員 名 等
全学委員会等	
評議員(連携研究部長・教育部長)	岡 田
学生生活委員会(旧 学生部委員会)	建 林
吉田キャンパス整備専門委員会	楠
点検・評価実行委員会	山 本 (任期なし)
カウンセリングセンター管理運営委員会	淺 田
FD研究検討委員会	待 鳥
教育制度委員会	久 本
部局安全衛生委員会(役職指定。任期なし) (安全衛生担当者)	*副研究部長、教務委員会主任、施設・整備委員会主任 (安全衛生担当者:待鳥、楠)

連携研究部関係

委員の任期は、原則として2年。*印は、主任を示す。

人事委員会	研究部長、副研究部長、浅田、*伊藤、待鳥
評価・広報委員会	研究部長、副研究部長、*伊藤、翁、佐伯
企画・財務委員会	研究部長、*岡田副研究部長、建林、久本、翁、楠
制度委員会	研究部長、副研究部長、*久本、待鳥
図書委員会	浅田、伊藤、*翁
施設・設備委員会	岡田、*楠、待鳥
人権委員会	研究部長、*副研究部長、教務委員会主任、佐伯 【ハラスメント相談窓口】副研究部長、事務部男女各1 (公共政策大学院掛長、法学研究科教務掛長)
部局情報公開実施委員会(役職指定)	研究部長、*副研究部長、久本制度委員会主任、待鳥教務委員会主任、山本入試委員会主任
兼業・兼職審査委員会(役職指定)	研究部長、副研究部長

※企画・財務委員会は、国際交流・涉外関係事項も所掌する。

教育部関係

委員の任期は、原則として2年。*印は、主任を示す。

教務委員会	建林、久本、*待鳥、山本、小西
入試委員会	浅田、伊藤、新川、久本、*山本、佐伯
インターンシップ等実施委員会	*浅田、翁、楠、佐伯、小西
FD委員会	*教務委員会主任(待鳥)、新川、建林、小西
実務教育助言委員会	研究部長、*教務委員会主任(待鳥)、翁、楠、佐伯、小西

独立の事務組織は置かず、文系共通事務部および法学研究科の事務部に総務・経理事務を兼務させるとともに、専門職大学院の教務事項の重要性に鑑み、とくに公共政策大学院掛を設けて、事務職員3名(掛長1名、掛員1名、時間雇用職員1名)を配置しており、運営に必要な最低限の

人員は確保している。現在のところ運営に支障は来していないが、各人の負担が極めて大きくなっていることは否めない。

以下は、参考までに、これまで述べた公共政策大学院の組織・運営のあり方を図示したものである。

3) 関係組織等との連携

本大学院では、専任教員が地方自治体

への審議会委員などに積極的に参画して

連携研究部長・教育部長 (人事教授会) (連携研究部教授会) (教育部教授会)
法学研究科事務部（公共政策大学院掛）

委 員 会	審 議 事 項
人 事 委 員 会	教員の人事に関すること
評 価・広 報 委 員 会	自己点検・評価、学生による授業評価、HP の管理及び広報活動に関するこ
企 画・財 务 委 員 会	予算・執行に関するこ、国際交流、同窓会等社会連携に関するこ
制 度 委 員 会	規定の新設・改廃等整備に関するこ
図 書 委 員 会	図書の購入・整備に関するこ
施 設・設備 委 員 会	建物の管理、設備の整備に関するこ
人 権 委 員 会	ハラスメント、人権に関するこ
部局情報公開実施委員会	情報公開の実施、方針の決定に関するこ
兼業・兼職審査委員会	兼業・兼職に関するこ
教 务 委 員 会	カリキュラム、成績の認定、修了判定等に関するこ
入 試 委 員 会	入学者選抜の実施及び入学試験合格者の判定、入試問題作成に関するこ
インターーンシップ等実施委員会	インターーンシップの実施、単位認定に関するこ
FD 委 員 会	授業評価の実施、それに基づく教授法の改善等に関するこ
実務教育助言委員会	実務家による実務教育の実施に関し、助言をすること等に関するこ

いるほか、公共的な非営利組織・企業・その他の外部機関との連携や協働を進めるために、幾つかの授業科目（国際政治と日本外交、国際緊急・人道援助と我が国の役割、文教科学政策、日本の医療政策、農林水産政策、公民連携論、都市・地域計画、地方行政実務、メディアポリティックス、ケーススタディ NPO の理念と活動分析、ケーススタディ国際文化交流など）において、第一線で活躍する実務家を非常勤講師に招聘しているほか、ゲストスピーカーも多く招聘し（6頁参照）、外部機関等との連携・協働を進めている。

また、インターーンシップについても、人事院主催の「霞が関インターーンシップ」に積極的に参加させている（20頁参照）ほか、平成21年度以降、三重県議会事務局に、24年度以降は、JIAM（全国市町村国際文化研修所）のインターーンシッ

プにも参加させている。これに加えて、同21年度から、本大学院と JIAM（全国市町村国際文化研修所）との連携セミナーを開催しており（平成25年度は9月20日）など、連携・協働先も年々広がりつつあり、今後も積極的にこの方向を進める予定である。

また、平成22年度より、京都府からの要請により京都府職員のスキルアップのための「大学ゼミ協働研究事業」を実施し、京都府の中堅職員を講義や演習に受け入れている（平成22年度4名、平成23年度3名、平成24年度0名、平成25年度3名）。

他方、本大学院では、大学院設置と同時に公共政策大学院外部評価委員会（委員：元中央省庁幹部3、大学教員1、県知事1、民間の研究機関1 計6名）を設け、隔年で本大学院の教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証

するほか、公共政策大学院の運営に関する重要事項について審議・助言を願うこととしており、平成25年度は、平成25年5月31日に開催し、概ね好意的な評価を得たところである。なお、当日の議事概要は、議事録として印刷し、公表している（資料6）。

4) 人権・安全管理

各種のハラスメントに対応するため、本大学院では、人権委員会、ハラスメント相談窓口、教務委員会などを設置し、人権問題に対応している。平成24・25年度にあっても、相談窓口に寄せられた相談はまったくなく、平成18年4月以降、1度も人権委員会が開かれていない。

本大学院における基本的人権等の擁護に関する目標は、京都大学および法学研究科の目標にならい、以下のとおりである。

- (1) 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合は迅速・適切な措置を講ずる。
- (2) さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従って、問題に応じた適切な対応をとるとともに、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料12）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の掛長又は主任クラスの男女各1名）を設けて、問題

防止のための啓発を心懸けている。

- (3) 学生の安全については、教務委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に配慮しながら、適切な措置をとっている。学生には正課中や課外活動中、あるいは通学途上の事故への補償のため、入学時に学生教育研究災害傷害保険への加入を勧めるとともに、履修指導時には、災害防止の啓発に努めている。

また、安全管理に関しては、副研究部長、教務委員会主任、施設・設備委員会主任から構成される部局安全衛生委員会を設置するとともに、2名の教員を安全衛生担当者にしている。衛生管理者および安全衛生管理担当者については、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科職員から選ばれた衛生管理者、安全衛生管理担当者が、本大学院の各施設を定期的に巡視し、設備、衛生状態に有害な恐れがないか教職員・学生の健康障害防止に努めている。

5) 情報セキュリティ

本公共政策大学院の情報セキュリティに関しては、連携研究部長・教育部長が、全学の「情報セキュリティ委員会」の構成員として責任者となっているが、その下に置かれた全学「情報セキュリティ実施委員会」委員は、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が兼任し、法学研究科情報セキュリティ技術責任者の方針の下、各教員が使用するパソコン等情報機器の管理については、当該機器使用者を技術担当者に指名し、情報の管理に努めている。また、学生には、オリエンテーション時に、学术情報メディアセンターが管理する「京都大学情報セキュリティ e-Learning」

を受講させ、情報管理に努めている。

[特色ある取組み]

本大学院は、連携研究部として設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接な協力体制を敷いており、その管理運営に関しては、12名の専任教員（特別教授2名を含む）に加えて、法学研究科の研究科長及び2名の教員と経済学研究科の研究科長及び1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

なお、学生用空きスペースの利用、図書室の利用についても、法学研究科、経済学研究科の学生と同様の取り扱いとなっているなど、法学研究科・経済学研究科の協力を得るところが大きい。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会から構成されており、本大学院の教員及び学外から招へいする非常勤講師の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授（研究者教員）のみで構成される人事教授会において審議・決定している。

なお、学内非常勤講師については、教

務委員会の議を経て、教育部教授会で審議・決定している。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院開設から丸8年を経て、部局の意思決定及び事務体制は固まり、また、連携研究部教授会の機能を通して、法学研究科・経済学研究科との協力体制は安定したものとなっている。専任教員のみで構成される教育部教授会では、教務事項のほか、学生の要望事項、生活指導、進路指導等について、実質的審議が行われており、少人数教育組織の利点が活かされていると言える。

学生へのきめ細やかな対応という点で、公共政策大学院掛の尽力は大きい。本大学院のような少人数の教育組織にあっては、教務事項を所掌し、的確に処理する独立の掛の存続は不可欠であると考える。

[将来への取組み・まとめ]

独立した教育組織である本大学院では、多くの専任教員が部局内の複数の委員会委員を務めている上に、全学的な委員会委員としての務めを果たすことも求められている。このような負担が、各教員の教育・研究に取り組む時間を制限することは事実であり、今後何らかの対策が必要であろう。

8. 財務

1) 予算

本大学院の平成24・25年度の人件費を除いた支出全体の内訳および運営費交付金の執行状況は、次表のとおりである。

なお、本大学院事務部は、公共政策大学院掛を除いて、文系共通事務部および

法学研究科事務部が兼ねていることもあるって、とりわけ中央経費については、共通経費を除き、法学研究科から一定の支援を受けている。本大学院の予算案、決算案に関しては、企画・財務委員会の審議を経た後に、連携研究部教授会で審議・

8. 財務

決定されている。教育組織としての性格が強い本大学院の予算における特徴として、教育に関わる経費の割合が比較的高くなっている。

2) 外部資金

平成19年度以降受託研究費の受入れはないものの、科学研究費補助金の採択件数が平成24年度は5件、平成25年度は6件、分担研究は平成24年度7件、平

成25年度は8件となっている。間接経費の受入れ額は、平成24年度は1,890千円、平成25年度は2,061千円と増加している。

また、奨学寄附金（研究助成に応募・採択）の受入れは、平成24年度2件（2,546千円）、平成25年度1件（2,500千円）であった。

平成25年度からは寄附講義を開講し、平成25年度は2件（6,000千円）の寄附金を受け入れた。

平成24年度決算報告

(単位：千円)

区分	24年度					23年度 決算額	差引増減額
	当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	決算額		
運営費	図書経費	500	500	151	651	543	108
	中央経費	7,200	691	△1,785	6,106	7,048	△942
	備品費	0	0	0	0	0	0
	消耗品費	300	0	300	△278	22	876
	印刷製本費	1,700	0	1,700	△374	1,326	1,850
	複写経費	300	0	300	△68	232	336
	賃金	4,200	*1	691	△1,043	3,848	3,208
	雑役務費	400	0	400	△58	342	433
	施設整備費	300	0	300	36	336	345
	情報関連費	40	0	40	△6	34	△70
	吉田地区共通経費	2,900	0	2,900	△891	2,009	2,973
	教員研究旅費等	1,235	0	1,235	△233	1,002	671
	旅費	2,380	0	2,380	1,094	3,474	2,934
	講師等旅費	2,380	0	2,380	394	2,774	2,381
基金	招へい旅費	0	0	0	65	65	69
	管理旅費	0	0	0	635	635	484
	研究部長裁量経費	97	*2	△1,187	△1,090	1,670	580
	小計	14,352		△496	13,856	0	14,923
						13,856	△1,067
他の資金	受託研究費等	0	2,225	2,225	0	2,225	1,884
	科学研究費間接経費	0	2,114	2,114	△224	1,890	1,674
	私学研修員	0	111	111		111	0
	次年度繰越		*3		224	224	210
	小計	0	2,225	2,225	0	2,225	1,884
合計		14,352	1,729	16,081	0	16,081	△726

*1 追加配分（留学生経費（前期配分）211千円、インターンシップ経費158千円、留学生経費（後期配分）322千円）

*2 追加配分（教育研究基盤経費精算分 △39千円、給与改定臨時特例法対応経費△1,148千円）

*3 科学研究費間接経費（基金分）

区分						24年度 決算額	差引増減額	
		当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	研究部内 予算調整			
運営費物件費	図書経費	1,000	0	1,000	-37	963	651	312
	中央経費	7,800	541	8,341	1,441	9,782	6,106	3,676
	備品費	0	0	0	0	0	0	0
	消耗品費	100	0	100	90	190	22	168
	印刷製本費	1,400	0	1,400	395	1,795	1,326	469
	複写経費	300	0	300	-106	194	232	-38
	賃金	5,200	*1 541	*5 5,741	812	6,553	3,848	2,705
	雑役務費	400	0	400	302	702	342	360
	施設整備費	400	0	400	-52	348	336	12
	情報関連費	40	0	40	-8	32	34	-2
	吉田地区共通経費	3,750	0	3,750	361	4,111	2,009	2,102
	教員研究旅費等	1,250	*2 1,800	3,050	-627	2,423	1,002	1,421
	旅費	4,100	0	4,100	-483	3,617	3,474	143
費用	講師等旅費	3,000	0	3,000	316	3,316	2,774	542
	招へい旅費	100	0	100	-68	32	65	-33
	管理旅費	1,000	0	1,000	-731	269	635	-366
	研究部長裁量経費	4,000	0	4,000	-2,691	1,309	580	729
予備費	予備費	4,384	*3 -1,714	2,670	-2,670	0	0	0
	特別事業	0	0	0	4,714	4,714	0	4,714
	総合研究2号館演習室等LED化							
	学生自主活動支援旅費							
その他の資金	学習室機・椅子、会議用iPad他							
	小計	26,324	627	26,951	0	26,951	13,856	13,095
	運営費(人件費)非常勤講師手当	0	1,983	*4 1,983	0	1,983	1,856	127
	科研費間接経費	0	2,090	2,090	-29	2,061	1,889	172
次年度繰越	次年度繰越				*6 29	29	225	-196
	小計	0	4,073	4,073	0	4,073	3,970	104
	合計	26,324	4,700	31,024	0	31,024	17,826	13,199

実支出(次年度繰越除いた金額) : 30,995千円

* 1 追加配分 (留学生経費541千円)

* 2 追加配分 (予備費より教員研究旅費等追加配分 プラス12名×150千円)

* 3 追加配分 (教育研究基盤経費精算分 プラス86千円、予備費より教員研究旅費等追加配分 マイナス12名×150千円)

* 4 非常勤講師手当の実支出額は2,868千円 (前年度2,118千円)。2,868千円-1,983千円=885千円は運営費／物件費の「賃金」で補填。

* 5 非常勤講師手当の予算超過分885千円 (*4) を含む。

* 6 次年度繰越分内訳：科研費間接経費29千円 (前年度225千円)

9. 情報の発信・説明責任・社会との連携

1) 部局の方針

本公共政策大学院では、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、開学当初から情報発信や社会との連携に積極的

に取り組む方針で臨んでいる。

2) 自己点検・評価

本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、部局に、

当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置くことを求めている。これを受けた本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置した。

この委員会は、外部評価委員会による隔年の評価、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検及び報告等の業務に携わってきたが、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分については、平成20年11月に『自己点検・評価報告書第1号』を、平成20・21年度分については、平成22年9月に『自己点検・評価報告書第2号』を、平成22・23年度分については、平成24年9月に『自己点検・評価報告書第3号』を刊行している（資料7）。

また、刊行した自己点検・評価報告は、

ホームページ上に掲載するとともに、本大学院の非常勤講師を含めた全構成員に配付するとともに、文部科学省をはじめ国立国会図書館等の関係省庁・機関にも送付している。

3) 情報の発信・公開

本大学院では、評価・広報委員会の所掌の下に、本大学院の専用ウェブサイトを開設して、本大学院の専任教員・カリキュラム・催し物の案内等を掲載するとともに、紹介パンフレットを作成し、情報の開示に努めている。

また、これまで入学試験成績の開示については、「京都大学における情報公開制度の実施に関する規程」、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき、保有個人情報の開示請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経て、請求者本人以外の部分を開示してきたところであるが、平成22年度入試から、「情報提供」というかたちで、本人から請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経ず開示することとした。

入試情報の開示について

京都大学公共政策大学院では受験者本人から開示請求があれば、平成25年12月2日（月）以降、以下のいずれかの方法により、平成26年度入学試験情報を開示します。

開示する入試情報は、1. 答題試験の科目ごとの成績、2. 口述試験の成績、3. 総合成績、4. 順位、です。入試情報開示希望者のうち、未受験の科目的成績は、得点欄に※※※と印字します。

いずれの場合も個人情報保護の観点から、代理人による開示申請は、理由の如何を問わず受け付けません。
開示方法には次の二通りがあります。いずれかを選択して下さい。

(1) 窓口開示

平成26年7月1日（火）から平成26年11月28日（金）の間に、法学研究科公共政策大学院掛において受験票等を提示し、受験者本人と確認された場合、窓口備え付けの「入学試験に係る個人情報開示請求願」を提出すれば、上記入試情報を開示します。

(2) 郵送

平成26年5月30日（金）までに、住所または受信場所及び受信者氏名を明記し、500円切手（郵送用切手代金）を貼った標準封筒長形3号（120mm×235mm）を封し、法学研究科公共政策大学院掛に、「京都大学公共政策大学院入学試験情報申込」と朱書して申し込んでください。親筆の書留郵便として送付します。

入学試験に係る個人情報開示願

平成 年 月 日

京都大学大学院公共政策教育部長 殿

住 所 _____
氏 名 _____ またはsign
電話番号 _____
受験番号 _____

私は、請求により本人に開示される入学試験に係る情報について、下記の添付書類を添えて開示を請求しますので、よろしくお取り計らいください。

記

添付書類（以下のいずれかを選んでください）

- 受験票
 受験者本人と確認できる書類（例、学生証・運転免許証など）

募集年度（ 年度）

受験番号（ ）

	科 目 名	成 績
受験科目 1		
受験科目 2		
受験科目 3		
口述試験成績		
総合成績		
順 位		

*平成22年度以降は、合否結果の通知の際、当該年度の年月日・曜日に修正のうえ、同封している。

なお、「3. 入学者選抜」の項でも記載したとおり、過去に出題された問題は公表しており、情報公開に積極的に対応している。

さらに、「1. 公共政策大学院の現状と展望 [特色ある取組]」の項（6頁参照）でも記載したとおり、本大学院の実質的機関誌でもある『公共空間』は、学生が主体となって、研究部長の指導下、企画・立案・取材・編集のための委員会を自主的に組織し、年2回刊行しているが、掲載される記事は、学生、教員、卒業生の寄稿、あるいは中央省庁等幹部の取材記事などであり、本大学院の活動を公表する貴重な媒体となっている。『公共空間』については、本大学院のホームページ以外に、平成23年度からは京都大学図書館機構のリポジトリにも登録され、学外から自由に閲覧することが可能となり、広報範囲が拡大した。

4) 社会との連携、同窓会組織

本公共政策大学院の修了生を構成員とする同窓会「鴻鵠会」が、平成21年1月に発足し、そのホームページは本大学院のホームページと相互リンクしており、広報の範囲が広がった。

同窓会組織は、修了生相互の親睦を深め、本大学院の対外的なプレゼンスを高め、支援体制を整備するなどの意味において、その必要性は十分に認識されており、現院長・歴代院長、専任教員1名が顧問として就任している。また、その活動状況は、教授会でも逐次報告されている。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、24頁でも述べたとおり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携してセミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり

り、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学と JIAM とで交互に開催することになり、平成23年度は JIAM（大津市）、平成24度は本学、平成25年度は JIAM で開催され、平成26年度は9月19日本学で開催予定である。

[特色ある取組み]

本大学院では、大学院開設当初から、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、情報発信や社会との連携に積極的に取り組み、各種の情報をホームページ上で積極的に公表してきたが、予算と人的制約もあって日々の更新が不可能に近く、体裁等で改善の余地があることも否めない状況であった。

そこで、院生から出された本大学院のホームページ改訂の要望を契機として、セキュリティの問題に配慮しつつ、レイアウト・掲載内容などについて平成21年7月に大幅な改訂を行った結果、アクセス数も大幅に増加し、平成22年度入学以降、志願者の増加にも貢献したものと思われるが、以後のホームページの更新についても、院生の助力に頼るところが大きかった。しかし平成25年度からは、財政事情の好転もあり、セキュリティ面を考慮し、専門業者にホームページの作成と更新を委ねることとなった。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成22年度に認証評価機関による認証評価を受審すべく、平成22年1月に教学事項について自己点検・評価を行った。他方、『自己点検・評価報告書』では、認証評価が求める評価の他に、財務状況、人権・安全管理、情報セキュリティ等に

ついて点検し、巻末には、教育活動、研究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献を含む教員の研究活動について公表し、関係機関に送付している。

今回についても、従来の点検項目について各々評価を行い、その結果は、印刷物として纏め、関係機関に送付し、併せて、ホームページにも掲載する予定である。また、過去に出題された問題の公表や入学試験結果の開示についても、個人情報保護法所定の申請手続によることなく、学部入試と同様に、平成22年度入試より「情報提供」している。

以上のように、本大学院は、積極的に情報公開を行い、説明責任を充分に果していると判断できる。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の教員は、専門性と実務経験を活かし、国や地方公共団体の各種審議会委員を務める者が多く、自らの知見を社会的に還元するところが大きく、今後も社会的貢献の要請に対して、個々人の判断で積極的に対応していくものと思われる。また学界において重要な役職を担う者も少なくなく、専門分野の学術発展にも積極的に貢献していくことが期待される。

なお、本公共政策大学院に所属する専任教員による一般市民向けの講演会等も、対外的に情報を発信し、社会との連携を強めるという観点からは有力な方法である。小規模大学院としての限界はあるが、すでに JIAM との連携セミナーを毎年開催している。このような経験を踏まえ、今後は地方自治体、さらには地場産業やNPO 団体等との連携関係を強めていくことを検討している。

10. 教員の個人活動

凡 例

- (1) 教員の配列は、公共政策第一講座／同第二講座／特別教授の順とアイウエオ読みによった。
- (2) 活動項目は、教育／研究／組織運営／学外・社会貢献活動に大別してその順に掲げ、「学外・社会貢献活動」などにおいて、年度により任期が区切られる委員等は、その年度により示した。また、教育・研究業績に関しては、最近5年間に限定した。
- (3) 「授業科目の担当」中、「法学研究科」とあるのは同研究科法政理論専攻を、「法科大学院」とあるのは同研究科法曹養成専攻を、それぞれ指す。また、「前・後」は前期・後期を表し、数字は単位を示す。

淺田 正彦（教 授）

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(25年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、国際法（前2）、
国際安全保障法（後2）

法学研究科

国際法1／国際法演習1／国際法研究1／国際法研究演習1（各通年4）

法学部

国際法第一部（前4）、法学入門II
(後2)、演習(国際法)（前2）

2) 教育実践上の主な業績

（1）作成した教科書、教材、参考書

- ・『国際法』（東信堂、2011年）

国際法の全分野をカバーした共著の教科書を編集した。多くの大学で広く教科書として利用されたため、2年で第2版を作成し、第2版も広く利用されている。

- ・『国際法（第2版）』（東信堂、2013年）

2011年の教科書の改訂版。内容を最

新なものにすると共に、各章に設問を掲載した。

- ・『軍縮問題入門（第4版）』（東信堂、2012年）

軍縮問題に関する基本的な事項を教科書的に解説した書籍の第4版（黒澤満編）。

- ・『ベーシック条約集』（東信堂、2003年～2014年）

国際法の学習に関する条約および関連文書を多数収録する条約集を毎年共同編集している。

- ・『ハンディ条約集』（東信堂、2009年）

『ベーシック条約集』に収録されている条約および関連文書のうち基本的なものを初学者用にまとめたもの。

(2) 実務教育に関する特記事項

- ・2009年10月 2日 防衛研究所一般課程講義
- ・2010年11月 18日 防衛研究所一般課程講義
- ・2011年 9月 28日 防衛研究所一般課程講義
- ・2012年11月 29日 防衛研究所一般課程講義
- ・2013年12月 4日 防衛研究所一般課程講義
- ・2011年 8月 25日 外務省専門研修講義
- ・2013年 8月 30日 外務省専門研修講義

2. 研 究

1) 研究テーマ及び目標

研究テーマとしては、核不拡散条約（NPT）および化学兵器禁止条約（CWC）を中心に大量破壊兵器の不拡散問題、自衛権を中心とした国際法における武力行使の規制、日華平和条約・日中共同声明を中心に日中間の戦後補償問題、経済制裁を中心とした国連の集団安全保障体制などを扱っている。直近の課題は、法学論叢に連載した「日華平和条約と国際法」の単行本としての出版と、2015年のハーグ

国際法アカデミーにおける核不拡散に関する集中講義である。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

＜著　書＞

- ・2009年5月(共著)『国連安保理の機能変化』(村瀬信也編)、東信堂、3~40頁
- ・2009年7月(共著)『国際立法の最前線』(坂元茂樹編)、有信堂、251~324頁
- ・2009年(共著)“Public Interest Rules of International Law: Towards Effective Implementation”(Teruo Komori and Karel Wellens (eds.)), Ashgate, 141~164頁
- ・2010年7月(共著)『日本における海洋法の主要問題』(栗林忠男・杉原高嶺編)、有信堂、50~103頁
- ・2011年5月(共著)“International Law in East Asia”(Zou Keyuan and Jianfu Chen (eds.)), Ashgate, 313~337頁
- ・2012年3月(共著)『現代国際法の思想と構造Ⅱ』(松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編)、東信堂、282~324頁
- ・2012年5月(共著)“On-Site Inspections: A Major Arms Control Verification Tool”(Edward Ifft, Masahiko Asada, Anthony Aust et al.), Geneva Centre for Security Policy, 141頁
- ・2012年11月(共著)『輸出管理』(浅田正彦編)、有信堂、48~100頁、124~152頁、153~177頁
- ・2012年(共著)“What Is War: An Investigation in the Wake of 9/11”(Mary Ellen O’Connell (ed.)), Nijhoff, 51頁~67頁
- ・2012年(共著)“Arms Control Law”(Daniel H. Joyner (ed.)), Ashgate, 297~321頁
- ・2013年3月(共著)『普遍的国際社会への法の挑戦』(坂元茂樹・薬師寺公夫編)、信山社、821~858頁
- ・2013年8月(共著)『アジアの安全保障 2013-14』(西原正監修・平和・安全保障研究所編)、朝雲新聞社、31~41頁

＜論　文＞

- ・2009年5月(共著)“Post-War Reparations between Japan and China and Individual Claims: The Supreme Court

Judgments in the Nishimatsu Construction Case and the Second Chinese ‘Comfort Women’ Case”(Masahiko Asada and Trevor Ryan), Journal of Japanese Law (Vol.14, No.27), 257~284頁

- ・2009年6月(単著)「憲法9条と国際法－自衛権と武力行使をめぐって－」、『自由と正義』(第60巻6号)、22~31頁
- ・2009年9月(単著)「誰が核軍縮・不拡散を進めるのか—G8の可能性と限界－」、『外交フォーラム』(第254号)、67~71頁
- ・2009年9月(単著)「核軍縮・不拡散の課題－オバマ大統領のプラハ演説を手がかりに－（上）」、『軍縮問題資料』(第346号)、18~27頁
- ・2009年10月(単著)「核軍縮・不拡散の課題－オバマ大統領のプラハ演説を手がかりに－（下）」、『軍縮問題資料』(第347号)、26~37頁
- ・2009年(単著)“Confronting the Challenges to the Nuclear Non-Proliferation Treaty: A Legal Appraisal of Recent Proposals”, Japanese Yearbook of International Law (Vol.52), 67~100頁
- ・2009年(共著)“Post-War Reparations between Japan and China and the Waiver of Individual Claims: Japan’s Supreme Court Judgments in the Nishimatsu Construction Case and the Second Chinese ‘Comfort Women’ Case,”(Masahiko Asada and Trevor Ryan), Italian Yearbook of International Law (Vol.19), 207~232頁
- ・2010年5月(単著)「北朝鮮の核問題と国連安保理の対応－制裁を中心に－」、『法学セミナー』(第665号)、38~39頁
- ・2010年10月(単著)「クラスター弾の国際的規制とオスロ条約」、『法学セミナー』(第670号)、49~53頁
- ・2010年10月(単著)「「核兵器のない世界」と核不拡散の課題－追加議定書の普遍化をめぐって－」、『国際問題』(第595号)、14~33頁
- ・2011年冬(単著)“A Solution in Sanctions: Curbing Nuclear Proliferation in

- North Korea”, Harvard International Review (Vol.32, No.4), 18~21頁
- ・2011年1月(单著)「国連の北朝鮮制裁と輸出管理」、CISTEC Journal (No.131)、14~24頁
 - ・2011年春(单著)"The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and the Universalization of the Additional Protocol", Journal of Conflict and Security Law (Vol.16, No.1), 3~34頁
 - ・2012年3月(单著)「イランの核問題と国際社会の対応」、『法学論叢』(第170巻4・5・6号)、106~166頁
 - ・2012年7月(单著)「軍縮条約における「不遵守手続」—化学兵器の最終廃棄期限不遵守をめぐってー」、『法学教室』(第382号)、40~48頁
 - ・2012年8月(单著)「非国家主体の行為の国家への帰属—包括的帰属関係と個別帰属関係をめぐってー」、『国際法外交雑誌』(第111巻2号)、1~28頁
 - ・2013年6月(单著)「北朝鮮の核開発と国連の制裁—三つの制裁決議をめぐつてー」、『海外事情』(第61巻6号)、100~118頁
 - ・2013年7月(单著)「日華平和条約と国際法(六)」、『法学論叢』(第173巻4号)、1~56頁
 - ・2013年8月(单著)「日華平和条約と国際法(七)」、『法学論叢』(第173巻5号)、1~50頁
 - ・2014年1月(单著)「日華平和条約と国際法(八・完)」、『法学論叢』(第174巻4号)、1~79頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-26.3.31 人事委員会
 H25.4.1-26.3.31 図書委員会
 H25.4.1-26.3.31 入試委員会
 H25.4.1-26.3.31 インターンシップ等実施委員会(主任)

全学における寄与

- H25.4.1-26.3.31 学生総合支援センター管理運営委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

国際法学会(理事)、世界法学会(理事)、日本安全保障貿易学会(理事)、日本軍縮学会(理事、会長)、アジア国際法学会(日本協会理事)

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H21.4- 防衛省防衛施設中央委員会委員
 H24.10-12 内閣府原子力委員会の見直しのための有識者会議委員
 H21.3- 外務省専門職員採用試験委員(H22年度は辞退)
 H24.11- 人事院国家公務員採用総合職試験専門試験(記述式)試験専門委員
 H16.6- 日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会委員長

伊藤之雄(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

日本政治外交(前2)、政治外交古典講読(後2)

法学研究科

日本政治外交史／日本政治外交史研究(各通年4)

法学部

日本政治外交史(前4)、同演習(後2)

(25年度)

公共政策大学院

日本政治外交(前2)、政治外交古典講読(後2)

法学研究科

日本政治外交史／日本政治外交史研究(各通年4)

法学部

日本政治外交史(前4)、同演習(後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 作成した教科書、教材、参考書

公共政策大学院「日本政治外交」の
教科書

(平成21年度)

・『伊藤博文－近代日本を創った男』
(講談社)

(平成22年度)

・『京都の近代と天皇－御所をめぐる
伝統と革新の都市空間1868～1952』
(千倉書房)

(平成23年度)

・『昭和天皇伝』(文藝春秋)

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

19世紀から20世紀の東アジアの国際
環境の変化の中で、日本がどのように自
立を維持してきたのかを、憲法などの法
律とその運用慣行の差異を踏まえ、内政
と外交の関連に留意しながら研究して
いる。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著 書>

・『伊藤博文－近代日本を創った男』(单
著) 平成21年11月、講談社、606頁

・『伊藤博文と韓国統治－初代韓国統監
をめぐる百年目の検証』(李盛煥氏と
共編著)、平成21年6月、ミネルヴァ書
房、336頁

・京都市編『京都市政史・第1巻・市政
の形成』(編著、京都市) 平成21年3月、
750頁

・『京都の近代と天皇－御所をめぐる伝
統と革新の都市空間1868～1952』(单
著) 平成22年9月、千倉書房、334頁

・『日本の歴史 近世・近現代編』(藤井
讓治氏と共編著) 平成22年5月、ミネ
ルヴァ書房、413頁

・『昭和天皇伝』(单著) 平成23年7月、
文藝春秋、588頁

・『伊藤博文をめぐる日韓関係－韓国統
治の夢と挫折1905～1921』(单著) 平
成23年9月 ミネルヴァ書房、279頁

<論 文>

・「第一次世界大戦後の都市計画事業の

形成－京都市を事例に・1918～1919」

(単著) 平成22年3月、京都大学法学会、『法学論叢』166巻6号、1～34頁

・「若き原敬の動向と国家観・自由民権
観－郵便報知新聞記者の明治十四年
政変」(単著) 平成24年3月、京都大学
法学会、『法学論叢』170巻4・5・6号、
33～105頁

・「若き原敬の国制観・外交観－『大東
日報』主筆の壬午事変－」(単著) 平
成24年3月、大石眞先生還暦記念『憲
法改革の理念と展開』下巻、信山社、
曾我部真裕・赤坂幸一編、617～648頁

・「第一次世界大戦後の都市計画事業と
景観問題の登場－京都市を事例に・
1920年の転換」(単著) 平成24年4月、
5月、6月、京都大学法学会、『法学論
叢』171巻1号・2号・3号、1号1～23頁、
2号1～32頁、3号1～26頁

・「京都市都市計画事業の一九二一年前
半－河原町通抜築か木屋町通か」(上)
・(下) (单著) 平成24年9月、12月、京
都市政史編さん委員会、『京都市政史
編さん通信』43号・44号、43号1～4頁、
44号1～6頁

・「大正デモクラシーと都市計画事業の
確定－京都市を事例に・1921年後半
～1922年前半」(単著) 平成25年3月、
京都大学法学会、『法学論叢』172巻4
～6合併号、1～45頁

・「伊藤博文の『メモ』は真筆の『メモ』
の翻刻だ－水野直樹氏の所説への反
論」(单著) 平成25年7月、日本史研究
会、『日本史研究』611号、41～55頁

<その他>

・「昭和天皇の決断と責任」(古川隆久氏
と対談、司会・御厨貴氏) 2012年8月、
『中央公論』平成24年9月号、108～120
頁

・「明治天皇とその時代」(单著) 平成24
年11月、明治聖徳記念学会、『明治聖
徳記念学会紀要』復刊49号、331～348
頁

・「明治天皇」の項目 (单著) 平成25年1
月、『明治時代史大辞典』第3巻、吉川
弘文館

- ・吉田清成文書研究会編『吉田清成関係文書』第5巻（共編）平成25年2月、思文閣出版、567頁
- ・「司馬遼太郎が描いた人物と明治時代像」（講演）平成26年3月、姫路文学館、『姫路文学館紀要』17号、4頁～21頁
- ・「私の司馬遼太郎」（上田正昭氏と対談）平成26年3月、姫路文学館、『姫路文学館紀要』17号、22頁～42頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-26.3.31 評価・広報委員会
 H23.4.1-25.3.31 企画・財務委員会
 H23.4.1-25.3.31 インターンシップ等実施委員会（主任）
 H23.10.1-26.3.31 入試委員会

4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動
 日本政治学会、史学研究会、日本史研究会
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動
 H20.4.1～京都市歴史資料館非常勤嘱託員（京都市市政史編さん委員会代表）

岡 田 知 弘（教 授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

- 公共政策論（前4）、経済政策（前2）
 地域開発政策（後2）

経済学研究科

- 地域産業分析1、2（前2、後2）、
 政策基礎B（前2）

経済学部

- 地域を科学する（前2）、地域産業論（前2）、演習（前4、後4）

(25年度)

公共政策大学院

- 公共政策論（前4）、経済政策（前2）

経済学研究科

- 地域産業分析1、2（演習）（前2、後2）

経済学部

- 地域開発論（後2）、演習（前4、後4）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫

- ・毎回、講義レジュメ及び図表を作成し、配布。
- ・毎回質問シートを配布し、次回講義においてフィードバックを実施。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・初心者向けの地域調査の入門書として『行け行け！わがまち調査隊』（共著）、自治体研究社を2009年に出版した。
- ・中小企業論・中小企業政策論のテキストとして『現代中小企業の新機軸』（共著）、同友館を2010年に出版した。
- ・農林水産・農山漁村政策に関する入門書として『自然資源経済論入門3』（共著）、中央経済社を2013年に出版した。

(3) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

- ・「公共政策大学院と震災復興研究」『公共空間』第8号、2012年春号

(4) 実務教育に関する特記事項

・2011年度～2013年度

自治大学校「特別課程」における講義
 地方自治体職員向けの研修講義「地域産業政策」を担当した。

・2010年度～2013年度

京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナーにおける講演

地方自治体職員・公共政策大学院生向けの連携セミナーで講師、コメンテーターを担当した。

(5) その他教育活動上特記すべき事項

・2012年度～2014年度

大和リースからの寄附金を基に寄附講義「公民連携論」の設置と運営にあたった。

・2012年度～2014年度

読売新聞大阪本社からの寄附金を基に寄附講義「メディアポリティックス」の設置と運営にあたった。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

- ①研究テーマは、グローバル化と地域経済の構造変動、自治体再編と地域経済、農村経済再生・地域づくりの理論創造、都市形成史
- ②研究成果を、著作、論文、学会報告、政策提言という形で発表していくことを目標とする。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

＜著　書＞

- ・2009年7月（単著）『一人ひとりが輝く地域再生』、新日本出版社、204頁
- ・2009年7月（共著）『行け行け！　わがまち調査隊－市民のための地域調査入門－』（品田茂）、自治体研究社、3～4頁、8～28頁、30～117頁のコメント部分、120～121頁
- ・2009年10月（共著）『地域再生のリズム』（唯物論研究協会編）、青木書店、8～31頁
- ・2009年12月（共著）『新自由主義か　新福祉国家か』（渡辺治・後藤道夫・二宮厚美）、旬報社、233～314頁
- ・2010年2月（単著）『増補版　道州制で日本の未来はひらけるか』、自治体研究社、161頁
- ・2010年8月（共著）『中小企業振興条例で地域をつくる』（高野祐次、渡辺純夫、西尾栄一、川西洋史）、自治体研究社、3～6頁、13～77頁
- ・2010年8月（共著）『「地域主権」改革と地方自治』、自治体研究社
- ・2010年10月（共著）『「地域主権」と國家・自治体の再編』（渡名喜庸安、行方久生、晴山一穂 編著）、日本評論社、153～181頁
- ・2010年11月（共著）『地域調査は地域づくり』（地域循環型経済・地域づくり研究会）、自治体研究社、9～24頁、132～133頁
- ・2010年12月（共編著）『高度成長の時代2 過熱と揺らぎ』（大門正克、大槻奈巳、佐藤隆、進藤兵、柳沢遊）、大月書店、1～52頁
- ・2010年12月（共著）『TPP反対の大義』

（農山漁村文化協会）、農山漁村文化協会、92～98頁

- ・2011年4月（共著）『TPPで暮らしと地域経済はどうなる』（伊藤亮司、にいがた自治体研究所 編）、自治体研究社、139～156頁
- ・2011年4月（共著）『TPPと日本の論点』（農山漁村文化協会）、農山漁村文化協会、39～47頁
- ・2011年5月（共著）『人間にとての都市と農村』（総合人間学会）、学文社、19～32頁
- ・2011年6月（共著）『現代中小企業の新機軸』（永山利和）、同文館、233～248頁
- ・2011年9月（共著）『3. 11を生きのびる』（小森陽一）、かもがわ出版、117～145頁
- ・2011年11月（共著）『21世紀への挑戦2 グローバル化・金融危機・地域再生』（伊藤正直、藤井史朗 編）、日本経済評論社、115～141頁
- ・2011年11月（共著）『市場原理の呪縛を解く』（唯物論研究協会）、大月書店、200～225頁
- ・2012年5月（単著）『震災からの地域再生』、新日本出版社、252頁
- ・2012年5月（共著）『脱原発の大義』（農山漁村文化協会）、農山漁村文化協会、17～26頁
- ・2012年5月（共著）『震災・核被害の時代と歴史学』（歴史学研究会）、青木書店、193～208頁
- ・2012年9月（共著）『地域の再生8 復興の息吹』（田代洋一）、農山漁村文化協会、17～59頁
- ・2012年11月（共著）『シリーズ戦後日本社会の歴史 1 変わる社会、変わる人々』（安田常雄）、岩波書店、156～182頁
- ・2013年1月（共著）『自然資源経済論入門3 農林水産業の未来をひらく』（寺西俊一・石田信隆編）、中央経済社、85～108頁
- ・2013年2月（共著）『農林資源開発の世纪－「資源化」と総力戦体制の比較史』

- (野田公夫)、京都大学学術出版会、123~174頁
- ・2013年4月(共著)『原発に依存しない地域づくりへの展望』(川瀬光義、にいがた自治体研究所編)、自治体研究社、7~67頁
 - ・2013年5月(共著)『「生存」の東北史:歴史から問う3・11』(大門正克、川内淳史、河西英通、高岡裕之)、大月書店、2~52頁
 - ・2013年5月(共著)『お母さん町長奮闘記:京都・与謝野町共生と循環のまちづくり』(太田貴美)、自治体研究社、109~148頁の対談部分
 - ・2013年5月(共著)『福祉国家型財政への転換:危機を開拓する真の道筋』(二宮厚美、福祉国家構想研究会編)、大月書店、253~295頁
 - ・2013年7月(共著)『「地域歴史遺産」の可能性』(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編)、岩田書院、63~78頁
 - ・2013年11月(共著)『震災復興と自治体』(自治体問題研究所編)、自治体研究社、1~4頁、13~40頁
 - ・2013年12月(共著)『講座教育実践と教育学の再生. 4』(教育科学研究会編)、かもがわ出版、29~51頁
 - ・2014年2月(共著)『新自由主義大学改革:国際機関と各国の動向』(細井克彦編者代表;石井拓児、光本滋編)、東信堂、301~313頁

<論文>

- ・2009年7月(単著)「地域からの経済再生と中小企業の役割」、『中小商工業研究』第100号、72~82頁
- ・2009年7/8月(単著)「国土政策における『選択と集中』を問い合わせ直す」、『建築とまちづくり』第379号、36~39頁
- ・2009年10月(単著)「経済危機下の地域経済と雇用問題」、『農村と都市を結ぶ』第696号、29~39頁
- ・2009年7月(単著)「『昭和の合併』の受容過程~滋賀県彦根市の事例~」、『生駒経済論叢』第7巻第1号、57~76頁

- ・2009年冬(単著)『地域から持続可能な社会・経済システムをつくるために』、『季刊 にじ』第628号、3~15頁
- ・2010年冬(単著)「『平成の大合併』は地域に何をもたらしたか」、『季刊 家計経済研究』第85号、46~55頁
- ・2010年3月(単著)「大都市における地域経済政策の方向性」、『阪南論集』第45巻第3号、45~60頁
- ・2010年3月(単著)『1980年代以降の大坂大都市圏の構造変化』、『セミナ一年報 2009』関西大学経済・政治研究所、123~134頁
- ・2010年5月(単著)「グローバル化と國家・地域の再編」、『歴史評論』第721号、15~30頁
- ・2010年5月(単著)「道州制導入で命や暮らしは守れるのか」、『月刊保団連』第1034号、24~29頁
- ・2010年5月(単著)「地域内の再投資力高める六次産業化を」、『AFCフォーラム』第57巻第14号、3~6頁
- ・2010年7月(単著)「地域再生に何が必要か」、『POSSE』第7号
- ・2010年8月(単著)「ポスト構造改革期における地域づくりと歴史の再認識」、『LINK』第2号、6~25頁
- ・2010年11月(単著)「地域経済再生の戦略」、『地方自治職員研修』第609号、14~16頁
- ・2011年3月(単著)「民主党政権下の経済政策・地域主権改革」、『Int'l ecowk 国際経済労働研究』第1008号
- ・2011年5月(単著)「東日本大震災からの復興の視座」『現代思想』第39巻7号、212~217頁
- ・2011年6月(単著)「現代日本の地域再生を考える」『部落問題研究』第197号、4~25頁
- ・2011年6月(単著)「TPPで日本の地域は救われるのか」『現代思想』第39巻8号、109~121頁
- ・2011年9月(単著)「東日本大震からの復興をめぐる二つの道」『農業・農協問題研究』第47号
- ・2011年11月(単著)「『人間の復興』の

10. 教員の個人活動

- ために一大震災からの復旧・復興の視点」、『月刊保団連』第1078号、4~9頁
- ・2011年12月(単著)「東日本大震災からの復興をめぐる対抗軸と『人間の復興』、『文化連情報』第405号、32~36頁
 - ・2011年12月(単著)「東日本大震災からの復興をめぐる対抗軸」、『法と民主主義』第464号、4~8頁
 - ・2012年1月(単著)「地域循環型経済の構築と農商工連携」、『中小商工業研究』第110号、14~24頁
 - ・2011年12月(単著)「大阪都・中京都構想の背後にあるもの」、『経済科学通信』第127号
 - ・2012年3月号(単著)「『創造的復興』論の批判的検討」、『現代思想』第40巻4号、147~151頁
 - ・2012年4月(単著)「昭和前期・東北振興事業の歴史的教訓」、『経済』第199号、33~36頁
 - ・2012年4月(単著)「どんな復興であつてはいけないか」、『世界』第829号、110~118頁
 - ・2012年3月(単著)「東北の地域開発の歴史と新たな地域づくり」、『社会システム研究』第24号、15~32頁
 - ・2012年4月(単著)「大震災の被害構造と地域社会再建の課題」、『歴史と経済』第215号、3~15頁
 - ・2012年12月(単著)「農山漁村の復旧・復興のあり方」、『農林業問題研究』第48巻第3号、355~364頁
 - ・2013年4月(単著)「社会科学に問われるもの」、『季論21』第20号、30~42頁
 - ・2013年5月(単著)「世界一の原発サイトはいかにつくられたのか」、『史創』第3号、50~65頁
 - ・2013年6月(単著)「現代道州制論の歴史的位置—『グローバル国家』論と関西州・大阪都構想」、『歴史科学』第213号、3~19頁
 - ・2013年9月(単著)「TPPで侵害される地域経済・地方自治」、『農業と経済』第79巻第8号、34~42頁
 - ・2013年9月(単著)「震災復興に何が求

められているのか」、『にじ』第643号、4~12頁

- ・2013年10月(単著)「グローバル経済下の震災復興をめぐる対立構図と位相」、『歴史学研究』増刊号、190~199頁
- ・2013年10月(単著)「震災からの地域再生と復興事業の課題」、『学術の動向』第18巻第10号、9~13頁
- ・2013年12月(単著)「TPPが日本の地域社会・経済に与える影響」、『経済』21号、80~95頁

<その他>

- ・2009年7/8月(単著)「国土政策における『選択と集中』を問い合わせ直す」、『建築とまちづくり』第379号
- ・2009年11月号(単著)「なぜ、今、地域調査が必要とされるのか」、『おおさかの住民と自治』第372号
- ・2009年冬(単著)「地域から持続可能な社会・経済システムをつくるために」、『季刊 にじ』第628号
- ・2010年1月(単著)「どう変わる? 地方自治と私たちの暮らし」、『クレスコ』第106号
- ・2010年1月11日号(単著)「2010年 経済展望」、『全国商工新聞』
- ・2010年2月8日(単著)「ポスト構造改革時代の地域再生と基礎自治体の役割」、『町村週報』第2708号
- ・2010年3月(共著)「久我・久我の杜・羽束師地域の総合まちづくりの推進に係る調査報告書」京都市伏見区委託調査
- ・2010年3月(単著)「1980年代以降の大坂大都市圏の構造変化」、『セミナ一年報 2009』関西大学経済・政治研究所
- ・2010年4月(単著)「民主党政権下の『地域主権改革』と地方自治、暮らしのゆくえ」、『季刊 人権問題』第20号
- ・2010年9月3日号(単著)「大切なのは『国のかたち』よりも『国の中身』づくり」、『自治日報』
- ・2010年10月(共著)「都市農業地域における『農住共存』の可能性と課題 - 京都市伏見区久我・羽束師地域実態調査報告書」、『経済論叢 別冊 調査と

研究』第37号

- ・2010年11月26日号(単著)「地域再生と自治体を繋ぐ視点」、『自治日報』
- ・2010年12月(単著)「研究室発信 京都市伏見区久我・久我の杜・羽束師地域調査とまちづくりビジョン策定」、『地域農業と農協』第40巻第30号
- ・2011年1月(単著)「『地域主権改革』の危険性と新しい地方自治への展望」、『住民と自治』第573号
- ・2011年3月(単著)「『地域主権改革』は、何をもたらすか」、『全国保険医新聞』第2503号
- ・2011年4月29日・5月6日合併号(単著)「基礎自治体を中心とした『人間の復興』を」、『自治日報』第3582・3号
- ・2011年5月(単著)「地方中小企業 輸入と購買力低下が直撃」、『季刊 地域』第5号
- ・2011年6月(単著)「公務員増員で住民と行政の『協同』を図れ」、『リベラルタイム』第11巻第6号
- ・2011年6月25日(単著)「『創造的復興』ではなく『人間の復興』を」、『宮城保険医新聞』第1433号
- ・2011年7月20日(単著)「人間らしい生活ができる協同の空間づくりを」、『農業協同組合新聞』第2140号
- ・2011年9月(単著)「東日本大震からの復興をめぐる二つの道」、『農業・農協問題研究』第47号
- ・2011年9月(単著)「被災者の『人間の復興』を最優先した復興を」、『住民と自治』第581号
- ・2011年秋(単著)「被災者の生存権を保障する『人間の復興』を」、『治安維持法と現代』第22号
- ・2011年11月(単著)「『人間の復興』のために一大震災からの復旧・復興の視点」『月刊保団連』第1078号
- ・2011年12月(単著)「東日本大震災からの復興をめぐる対抗軸と『人間の復興』」『文化連情報』第405号
- ・2011年12月(単著)「大阪都・中京都構想の背後にあるもの」、『経済科学通信』第127号
- ・2012年1月(単著)「大震災下の『地域主権改革』とTPP参加問題」『民医連医療』第473号
- ・2012年春(単著)「公共政策大学院と震災復興研究」、『公共空間』第8号
- ・2012年3月(共著)「東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書」、京都大学公共政策大学院・震災復興政策研究会
- ・2012年3月(共著)「別海町の中小企業振興および地域内再投資力強化に関する調査報告書」、北海道別海町委託調査
- ・2012年3月9日(単著)「被災地の産業復興 地域循環型の経済支援を」、『京都新聞』
- ・2012年6月(単著)「農林水産業を軸とした地域経済の発展戦略」、『JA教育文化』
- ・2012年8月(単著)「持続可能な地域社会をつくるために」、『ACADEMIA』第135号
- ・2012年8月(単著)「大飯原発再稼動はどうして『容認』できるものではない」、『季刊 地域』第10号
- ・2012年9月25日(単著)「今こそ、農山漁村に生産的投資を」、『土地改良新聞』第2154号
- ・2012年10月25日(単著)「土地改良投資と地域再生をつなぐ」、『土地改良新聞』第2157号
- ・2013年3月(共著)「公共調達における官公需適格組合のあり方研究会調査報告書」、京都府官公需適格組合協議会委託調査
- ・2013年4月15日(単著)「TPPの問題点」、『全国商工新聞』第3067号
- ・2013年6月10日(単著)「むなしく響く政治的空文句－農業・農村の所得倍増は可能か？」、『農業協同組合新聞』
- ・2013年7月(単著)「地方自治体の次世代に対する責任」、『地方自治職員研修』第649号
- ・2013年9月(単著)「TPP(環太平洋経済連携協定)と中小企業」、京都府中小企業団体中央会『協同』

10. 教員の個人活動

- ・2013年12月(単著)「主権と自治の危機」、『現代思想』2013年12月号
- ・2014年3月(共著)「事業報告書 左官の塗り壁によるエコ施工を提案」、京都左官協同組合委託調査
- ・2014年3月(単著)「グローバル人材を地域の視点で考える」、『公共空間』2013年秋号

3. 組織運営

部局における寄与

- H24.4.1-26.3.31 人事委員会
H24.4.1-26.3.31 評価・広報委員会
H24.4.1-26.3.31 企画・財務委員会
H24.4.1-26.3.31 制度委員会
H24.4.1-26.3.31 施設・設備委員会
H24.4.1-26.3.31 人権委員会
H24.4.1-26.3.31 部局情報公開実施委員会
H24.4.1-26.3.31 兼業・兼職審査委員会
H24.4.1-25.3.31 入試委員会
H24.4.1-26.3.31 実務教育助言委員会

全学における寄与

- H24.4.1-26.3.31 公共政策大学院長
H24.4.1-26.3.31 京都大学部局長会議、研究科長部会委員
H24.4.1-26.3.31 京都大学評議員

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本地域経済学会(会長)、政治経済学・経済史学会(理事)、

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H21.9 基礎経済科学研究所理事
H18.6- 自治体問題研究所理事長
H21.10- 日本学術会議連携会員
H24.2- 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会産業振興・就業支援分科会委員
H17年度- 姫路市史編集専門委員
H17年度- 三重県史編集委員
H4年度- 京都府農業会議専門員
H20-24年度 京都府里力再生アクションプラン検討会議委員・座長

- H17年度- 京都市東山交通対策研究会学識委員
H22年度- 京都市「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議副議長
H24年度- 京都市 東大路通歩行空間創出推進会議議長
H22-25年度 京都府 与謝野町産業振興会議オブザーバー¹
H25年度- 農林水産省近畿農政局 農業農村整備事業等事業評価 技術検討会委員
H25年度- 香川県丸亀市産業振興推進会議会長
H24-H25年度 公益財団法人大学基準協会 公共政策系専門職大学院基準委員会委員
H24-H25年度 兵庫県立大学 大学院地域資源マネジメント研究科(仮称)設置準備委員会委員

新 川 敏 光 (教 授)

1. 教育

- 1) 授業科目の担当
(25年度)

公共政策大学院

政策決定過程論(前2)、政策分析の方法(後2)

法学研究科

政治過程論／政治過程論研究(各通年4)

法学部

政治過程論(前4)、演習(政治過程論)(後2)

- 2) 教育実践上の主な業績

- (1) 教育内容・方法の工夫
・双方向型コミュニケーション
学生に問い合わせ、考えさせながら、授業を進めている。
- (2) 作成した教科書、教材、参考書
・毎回授業内容に関するレジュメを配布
授業の進行を明確に示し、学生の理解を助ける。

- (3) その他教育活動上特記すべき事項
- ・個人面談
学生の要請に基づいて、隨時個人面談を実施している。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

グローバル化、高齢化に伴う福祉国家レジーム・政策の変容に関する比較研究および理論的体系化。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

<著 書>

- ・2009年4月(共著)『労働と福祉国家の可能性』(篠田徹共編著)、ミネルヴァ書房、1~13頁、97~118頁
- ・2009年12月(共著)『社会保障と経済』(宮島洋・西村周三・京極高宣)、東京大学出版会、29~52頁
- ・2011年6月(共著)『社会保障と福祉国家のゆくえ』(斎藤純一・宮本太郎・近藤康史)、ナカニシヤ出版、69~92頁
- ・2011年7月(共著)『福祉レジームの収斂と分岐』、ミネルヴァ書房、1~49頁、309~331頁
- ・2013年1月(共著)『リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシー』(田中浩編)、未來社、181~199頁
- ・2013年(共著)“The Politics of Structural Reforms”(H. Magara & S. Sacchi, eds.)、Edward Elgar、171~191頁
- ・2013年9月(共著)『現代日本政治の争点』、法律文化社、1~28頁

<論 文>

- ・2009年1月(单著)「嫌税の政治学」、『生活経済政策』、8~14頁
- ・2009年4月(单著)「福祉レジーム分析の可能性」(社会政策学会編)、『社会政策』、49~63頁
- ・2010年3月(单著)「カナダ多文化主義と国民国家」、『法学論叢』、35~67頁
- ・2010年6月(单著)「基本所得は福祉国家を超えるか」、『現代思想』、165~181頁
- ・2011年7月(单著)「ポスト社会民主主義政治の展望」、『思想』、32~52頁

- ・2011年11月(单著)「福祉レジーム転換と構造改革」、『民商法雑誌』、143~180頁
- ・2011年12月(单著)「ベーシックインカムと自由」、『月刊社会民主』、7~11頁
- ・2011年冬(单著)「国民年金と社会的連帯」、『季刊社会保障研究』、231~243頁
- ・2012年2月(单著)「民主党政権にみる官僚主導と選挙政治」、『国際経済労働研究』、16~19頁
- ・2012年4月(单著)「リベラル・ソーシャル・デモクラシーの彼方へ」、『未来』、22~30頁
- ・2012年4月(单著)「ヨーロッパ社会民主主義再生への道」、『DIO 連合総研レポート』、9~12頁
- ・2012年5月(单著)「増税の政治学」、『生活経済政策』、23~27頁
- ・2012年8月(单著)“Substitutes for Immigrants? Social Policy Responses to Population Decreases in Japan”, American Behavioral Science, 1125~1140頁
- ・2012年9月(单著)「労働運動の歴史的意義と展望——格差世界からの脱出」、『国際経済労働研究』、16~21頁
- ・2013年3月(单著)「福祉国家の存立構造」(新潟大学法学会)、『法政理論』、7~34頁

<書 評>

- ・2009年11月(单著)「中北浩爾著『日本労働政治の国際関係史 1945~1964』」、『大原社会問題研究所雑誌』、69~72頁
- ・2013年2月(单著)「井手英策『赤字財政の淵源——寛容な社会の条件を考える』」、『生活経済政策』、30頁
- ・(单著)「Miura Mari、Welfare through Work」、『大原社会問題研究所雑誌』、79~82頁

<報 告>

- ・2009年10月(单著)「カナダにおける多文化主義とシビック・エンパワーメント」、日本政治学会
- ・2009年11月(单著)“Beyond Familialism?: The Changing Japanese Welfare Regime”, the workshop on “Structural Reforms in

10. 教員の個人活動

- Italy and Japan Revisited,” Waseda University
- ・2010年2月(单著) “The Transformation of the Japanese Welfare Regime”, IDHEAP, Lausanne, Switzerland
 - ・2010年9月(单著) “Substitutes for Immigrants: Social Policy Responses to Population Decreasing in Japan”, the international conference on Is Immigration Necessary?, University of California, San Diego, The Weaver Center
 - ・2012年9月(单著) “Putting Japanese Healthcare in Perspective”, the annual convention of the Japan Association of Canadian Studies, Kansai University
 - ・2013年3月(单著) “Varieties of the Familial Welfare Regime: A Comparative Analysis of Japan SK, and Taiwan”, the workshop on the Economic Crises and Policy Regimes: The Dynamics of Policy Innovation and Paradigmatic Change: the 5th International Symposium, Collegio Carlo Alberto, Torino

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-26.3.31 副研究部長
H25.4.1-26.3.31 人事委員会
H25.4.1-26.3.31 評価・広報委員会
H25.4.1-26.3.31 企画・財務委員会
H25.4.1-26.3.31 制度委員会
H25.4.1-26.3.31 人権委員会
H25.4.1-26.3.31 部局情報公開実施委員会
H25.4.1-26.3.31 兼業・兼職審査委員会
H25.4.1-26.3.31 入試委員会
H25.4.1-26.3.31 FD委員会

全学における寄与

- H25.4.1-26.3.31 情報環境機構オープンコースウェア運用委員会
H25.4.1-26.3.31 部局安全衛生委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

比較政治学会(会長)

建林正彦(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当 (25年度)

公共政策大学院

政策分析の量的方法(前2)、政党と選挙(後2)

法学研究科

政治学、同演習／政治学研究、同演習(各通年4)

法学部

政治原論(後4)、演習(政治原論)(前2、後2)

2) 教育実践上の主な業績

① 教育内容・方法の工夫

少人数形式の授業科目においては、課題を読ませたうえで、報告者を特に定めることなく、学生との間で質疑応答を行ういわゆる問答法を採用している。また方法論については統計ソフトを用いた実習を行っている。

② 作成した教科書、教材、参考書

- ・2008年9月(共著)『比較政治制度論』
民主主義体制における主要な政治制度について、一貫した視点から説明した著作。多くの大学等で採用されているほか、公務員試験等の参考書としてもしばしば挙げられており、毎年版を重ねている。

- ・2011年10月(共著)『新版アクセス日本政治論』

現代日本政治のさまざまな側面について、幅広い見解を紹介した入門レベルの教科書。2009年の政権交代を踏まえて全面的に改訂された。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

日本における政治家の政策活動、政治家と官僚の関係、政党組織の特徴を各国比較の観点から明らかにすることを課題としている。最近は特に、マルチレ

ベルの政治制度の相互作用が、議員行動や政党組織に及ぼす影響に焦点を当てて研究に取り組んでいる。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

<著 書>

- ・平成25年8月(共著)『政党組織の政治学』(建林正彦編)、東洋経済新報社、323頁

<論 文>

- ・平成21年8月(単著)“Loser’s Disconsent in Korean Presidential Primary: Separation of Powers, Electoral Cycles, and Party Organization”(with Yuki Asaba, and Yutaka Onishi),『選挙学会』26巻1号、53~66頁
- ・平成23年11月(単著)「官僚」(平野浩・河野勝編『アクセス日本政治論－新版』)、日本経済評論社、71~94頁
- ・平成23年9月(共著)「政権末期における自由民主党の政策形成と議員行動の変容－2009年自由民主党所属国會議員への政治意識調査から－」(藤村直史との共著)、『法学論叢』169巻6号、1~35頁
- ・平成24年2月(単著)「マルチレベルの政治制度ミックスと政党組織」、『レヴァイアサン』51号、64~92頁
- ・平成25年3月(共著)「全国都道府県議会議員調査 調査結果報告」(品田裕・曾我謙悟との共著)、『神戸法学雑誌』62巻3・4号、57~98頁
- ・平成25年8月(単著)「マルチレベルの政治システムにおける政党組織」(建林正彦編『政党組織の政治学』)、東洋経済新報社、1~30頁。
- ・平成25年8月(単著)「日本における政党組織の中央地方関係」(建林正彦編『政党組織の政治学』)、東洋経済新報社、299~318頁

<その他>

- ・平成25年10月(単著)書評「ヨーロッパ政党政治の変動をとらえる : Airo Hino, New Challenger Parties in Western Europe, A Comparative analysis, 2012, Routledge」、『レヴァイアサン』53号、136~139頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-26.3.31 企画・財務委員会
- H25.4.1-26.3.31 教務委員会
- H25.4.1-26.3.31 FD委員会

全学における寄与

- H25.4.1-26.3.31 学生生活委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- 日本選挙学会(理事)

久本憲夫(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(25年度)

公共政策大学院

- 公共政策論(前4)、厚生労働政策(前2)、労使関係論(後2)

経済学研究科

- 社会政策論1・2(演習)(前2、後2)

経済学部

- 入門演習1(前2)、現代経済事情(前2)、社会政策論(後2) 演習(前4、後4)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

・双方向授業の実践

基本的な点について講義したのち、参加者の報告とそれに対する補足、さらには双方向の議論を心がけている。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・平成22年5月(単著)『日本の社会政策』、ナカニシヤ出版
- ・担当講義参考資料
参加者全員に印刷したものを配布。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

現代日本の雇用問題・雇用システム

10. 教員の個人活動

の解明することを1つの研究課題としている。もう1つテーマはドイツの労使関係研究である。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

＜著　書＞

- ・平成21年11月(共著)『労働市場・労使関係・労働法』(編者:石田光男・願興寺ひろし)、明石書店、92~115頁
- ・平成21年11月(共著)『大阪社会労働運動史 第9巻』(大阪社会運動協会編(企画委員:玉井金五・宇仁宏幸・高松亨・服部良子)、有斐閣、181~188頁、218~233頁
- ・平成21年12月(共著)『労使コミュニケーション』、ミネルヴァ書房、13~39頁

＜論　文＞

- ・平成22年4月(単著)「正社員の意味と起源」、『季刊 政策・経営研究』vol.2、19~40頁
- ・平成23年8月(単著)「個別労働紛争における労働組合の役割」、『日本労働研究雑誌』No.613、16~28頁
- ・平成23年(単著)「高度成長期から安定成長期における本労使関係の変化—長期安定雇用を中心にー」、『東アジア経済研究』第5号、17~34頁
- ・平成24年1月(単著)“The Functions and Limits of Enterprise Unions in Individual labor Disputes”, Japan Labor Review, Volume 9, Number 1, 44~62頁
- ・平成24年5月(共著)「外科医の特性と職務環境分析—京大病院医師アンケート調査からー」(大越香江、田邊智子、酒井義治)、『日本外科学会雑誌』第113巻第3号、334~339頁
- ・平成24年5月(単著)「日本の企業別組合をどう認識するか」、『日本労働法学会誌』119号、6~22頁
- ・平成24年6月(共著)「女性の就労に与える母親の近居・同居の影響」(福田順)、社会政策学会誌『社会政策』第4巻第1号(通巻第11号)、111~122頁
- ・平成24年6月(共著)「勤務医のワーク・ライフ・バランスとキャリアの両立を考える—京大病院医師調査よりー」(大越香江、田邊智子)、『日本医師会

雑誌』第141巻第3号、585~590頁

- ・平成25年6月(単著)「現実における正社員の多様性—画一的な認識と実際の多様性ー」、『生活福祉研究』通巻84号、4~21頁
- ・平成25年7/8月(共著) “The Ideal Working Environment Required for a successful Career Path and Work-Life Balance: Results of a survey on doctors working at Kyoto University Hospital.” (Kae OKOSHI, Tomoko TANABE, Norio HISAMOTO), “Japan Medical Association Journal”, vol.56 No.4, 246~252頁

＜その他＞

- ・平成21年4月(単著)「『中失業社会』におけるセーフティーネット」、『産政研』No.81、8~12頁
- ・平成21年4月(単著)「雇用形態の多様化と労使関係の変化」、『Int'lecowl 国際経済労働研究』Vol.64 No.4、通巻98号、7~23頁
- ・平成21年5月(単著)「正規・非正規雇用の格差問題と多様な正社員——業務限定正社員を中心に」、関西経営者協会『人事労務管理の諸課題』、44~45頁
- ・平成21年8月(単著)「ワーク・ライフ・バランスと労働組合の課題」、経営民主ネットワーク『経営民主主義』No.41、20~30頁
- ・平成22年1月(単著)「いま必要な3つの雇用政策」、(財)日本ILO協会『世界の労働』第60巻第1号、2~7頁
- ・平成22年1月(単著)「多様な雇用における職場と働き方-労働組合は何をすべきか」、『電機連合NAVI』2010年1・2月号(通巻29号)、18~19頁
- ・平成22年2月(単著)「政権交代後の連合への期待」、『Int'lecowl 国際経済労働研究』Vol.65 No.2、通巻997号、16~17頁
- ・平成22年5月(単著)「多様な正社員のモデルについて」、『エルダー』第32巻第5号通巻367号、13~18頁
- ・平成22年6月(単著)「雇用の多様化の現状と課題—正規・非正規社員の位

- 置づけと処遇の在り方を中心にー」、関西経済連合会『経済人』Vol.64、No.6、28~29頁
- ・平成22年8月(単著)「新卒採用中心主義は悪いのか?」、『Int'lecowl国際経済労働研究』 Vol.65 No.8、通巻1002号、1~2頁
 - ・平成22年12月(単著)「多様な正社員の具体化を」、『日本労働研究雑誌』No.606、1頁
 - ・平成23年3月(単著)「ドイツ労働運動の新潮流—専門職労働組合運動の表面化ー」、『生活経済政策』No.170、29~33頁
 - ・平成23年5月(単著)「能力開発における今後の企業内労使の役割」、『連合総研レポートDIO』No.260、4~7頁
 - ・平成23年5月(単著)「労働組合組織化の方向性」、『電機連合NAVI』No.37、18~23頁
 - ・平成24年1月(単著)「多様な正社員の実現に向けて—共稼ぎ正社員モデルの主流化を」、『労働の科学』2012年1月号(67巻1号)、8~11頁
 - ・平成24年2月(単著)「多様な雇用における公正な格差」、Business Labor Trend 2012年3月号、12頁
 - ・平成24年3月(単著)「社会政策」、『日本労働研究雑誌』No.621、20~23頁
 - ・平成24年7月(単著)「均等・均衡待遇と労使紛争処理」、『月刊 労委労協』No.675、36~55頁
 - ・平成24年10月(単著)「今後の高年齢者雇用を考える」、『2013年問題「高年齢者の継続雇用』、1~18頁
 - ・平成24年11月(単著)「今後の高年齢者雇用を考える」、『OSAKA 雇用開発REPORT』Vol.27、5~15頁
 - ・平成25年2月(単著)「WLBを踏まえた正社員制度—勤務地限定正社員制度を中心にー」、『エルダー』第35巻第2号通巻400号、13~18頁
 - ・平成25年4月(単著)「従業員代表をめぐる論点—過半数代表制の実質化を求めてー」、『Int'lecowl 国際経済労働研究』 Vol.68 No.4、通巻1029号、7~12頁

- 平成25年5月(単著)「企業からみた限定正社員の活用実態」、JILPT労働政策研究報告書No.158『「多様な正社員」に人事管理に関する研究』、25~46頁
- ・平成25年10月(単著)「就職専念期間の必要性—せっかちな日本社会の見直しを—」、社会政策学会誌『社会政策』第5巻第1号(通巻第14号)、1~3頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-26.3.31 企画・財務委員会
 H25.4.1-26.3.31 制度委員会(主任)
 H25.4.1-26.3.31 部局情報公開実施委員会
 H25.4.1-26.3.31 教務委員会
 H25.4.1-26.3.31 入試委員会

全学における寄与

- H25.4.1-26.3.31 教育制度委員会

4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動
 社会政策学会(幹事)
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動

H11.5-	京都地方最低賃金審議会委員(厚生労働省)
H14.7-	京都府参与
H20.10-	日本学術会議連携会員
H21.4 -	(公益)財団法人関西生産性本部評議員
H22.6-	日本労使関係研究協会理事
H23.6-	京都地方最低賃金審議会長
H23.6-24.12	日本学術会議・大学教育の分野別質保証推進委員会委員
H25.2-	日本学術会議・経済学委員会「経済学分野の参考基準検討分科会」委員

待 烏 聰 史 (教 授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、現代アメリカ政治（後2）

法学研究科

アメリカ政治、同演習／アメリカ政治研究、同演習（各通年4）

法学部

アメリカ政治（前4）、演習（アメリカ政治）（後2）

(25年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、現代アメリカ政治（後2）

法学研究科

アメリカ政治、同演習／アメリカ政治研究、同演習（各通年4）

法学部

アメリカ政治（前4）、演習（アメリカ政治）（前2、後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 作成した教科書、教材、参考書

- 平成20年9月（共著）『比較政治制度論』有斐閣

民主主義体制における主要な政治制度について、一貫した視点から説明した著作。多くの大学等で採用されているほか、公務員試験等の参考書としてもしばしば挙げられており、毎年版を重ねている。担当科目において使用している。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

現在の研究テーマは、比較政治学における理論枠組みである比較政治制度論の立場から、執政・議会関係および政党についての検討を加えることにある。具体的な対象としては、アメリカと日本を中心に扱っているが、比

較のために必要な範囲で他の先進民主主義国についても研究を進めている。その作業を通じて、現代アメリカ政治を特殊な概念や固有名詞で認識しすぎないようにすること、すなわちアメリカもまた先進民主主義国の1つの例であることを明らかにすることが、研究上の目標である。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著 書>

- 平成20年9月（共著）『比較政治制度論』（建林正彦・曾我謙悟）、有斐閣、340頁（分担執筆ではない）
- 平成21年5月（単著）『<代表>と<統治>のアメリカ政治』、講談社、216頁
- 平成24年5月（単著）『首相政治の制度分析』、千倉書房、214頁

<論 文>

- 平成22年10月（単著）「アメリカにおける政権交代と立法的成功」、『レヴァイアン』（第47号）、40～64頁
- 平成26年3月（単著）「アメリカ政治にとつての選挙」、『アメリカ研究』（第48号）、63～76頁

<書 評>

- 平成23年10月（単著）「吉野孝・前嶋和弘編著『オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか』」、『選挙研究』（第27巻2号）、129～130頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H24.4.1-26.3.31 人事委員会
H24.4.1-25.3.31 企画・財務委員会
H25.4.1-26.3.31 制度委員会
H25.4.1-26.3.31 施設・設備委員会
H25.4.1-26.3.31 人権委員会
H25.4.1-26.3.31 部局情報公開実施委員会
H24.4.1-26.3.31 教務委員会
H25.4.1-26.3.31 FD委員会
H25.4.1-26.3.31 実務教育助言委員会
全学における寄与
H24.4.1-25.3.31 学生生活委員会
H25.4.1-26.3.31 FD研究検討委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本比較政治学会（理事）、日本アメリカ学会（理事）

山 本 豊（教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

私法秩序論（前2）、現代民事法政策
(前2)

法学研究科

民事法特別演習(通年4)

法科大学院

民事法文書作成（通年2）、民法総合
2-①、②（後4）

(25年度)

公共政策大学院

私法秩序論（前2）、現代民事法政策
(前2)

法学研究科

民事法特別演習(通年4)

法科大学院

民法総合2-①、②（後4）

法 学 部

演習（民法）（前2、後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

平成24年度・平成25年度に公共政策大学院で担当した「私法秩序論」において、非法学部出身者向けの授業であることを踏まえて、講義素材を厳選し、具体的事例を基に私法の基本原理・制度が正確に身に付くよう、講義形式と対話方式を適切に組み合わせる等の工夫をこらして授業を行った。両年度の授業について学生に対するアンケートを実施し、「講義形式を維持しつつ、学生にも発言を求め、双方向のやりとり

があり、集中力を欠くことなく、授業が進行されている」、「非法学部出身者向けに分かりやすく、説明が過不足なく、すばらしい」、「予習課題が事前に示され、きちんと勉強できた」、「レジュメが詳しくて、説明も分かりやすい」等の評価を得た。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

「私法秩序論」の授業に用いるため毎回詳細なレジュメを作成した。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

現代契約法の中心課題である「契約の内容規制」、「消費者契約」、「電子契約」の問題につき、一般法である民法との関わりを意識しつつ検討する作業を取り組むほか、団体訴権の制度設計や具体的運用に関する研究を進めている。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著 書>

- 平成22年3月（共著）『コンメンタール借地借家法〔第3版〕』（稻本洋之助ほか）、日本評論社、96～109頁、115～119頁、179～192頁、258～264頁、354～356頁、361～362頁
- 平成22年5月（共著）『民事法Ⅱ担保物権・債権総論（第2版）』（鎌田薰ほか）、日本評論社、162～175頁
- 平成22年6月（共著）『民事法Ⅲ債権各論（第2版）』（鎌田薰ほか）、日本評論社、21～30頁
- 平成23年9月（共著）『消費者契約紛争ハンドブック（第3版）』（村千鶴子ほか）、弘文堂、1～10頁
- 平成24年9月（共著）『情報法』（宇賀克也ほか）、有斐閣、161～194頁

<論 文>

- 平成21年5月（単著）「契約責任論の新展開（その2）——履行請求権」、『法学教室』344号、120～127頁
- 平成21年6月（単著）「契約責任論の新展開（その3）——追完請求権と追完権」、『法学教室』345号、83頁～134頁
- 平成21年8月（単著）「契約責任論の新展開（その4）——損害賠償請求権の

10. 教員の個人活動

- 要件」、『法学教室』347号、65~69頁
- ・平成21年9月(単著)「契約責任論の新展開(その5)——損害賠償の範囲」、『法学教室』348号、60~65頁
 - ・平成21年10月(単著)「契約責任論の新展開(その6)」、『法学教室』349号、91~99頁
 - ・平成22年1月(単著)「債務不履行・約款」、『ジャーリスト』1392号、84~92頁
 - ・平成22年2月(単著)「事情変更の原則・再交渉義務」、『法学教室』353号、76~84頁
 - ・平成22年3月(単著)「売主の瑕疵担保責任」、『法学教室』354号、81~92頁
 - ・平成22年6月(単著)「情報ネットワークと消費者法制の課題」、『情報ネットワーク・ローレビュー』9巻1号、118~131頁
 - ・平成22年(単著)“Mechanisms for consumer redress in Japan-consumer contract law and consumer organizations action (Verbandsklage)”, Journal of the Japan-Netherlands Institute, Vol.10., 127~135頁
 - ・平成23年6月(単著)「借家の敷引条項に関する最高裁判決を読み解く——中間条項規制法理の消費者契約法10条への進出」、『NBL』954号、13~22頁
 - ・平成23年6月(単著)「適格消費者団体による差止請求」、『法律時報』83巻8号、27~34頁
 - ・平成23年8月(単著)「消費者契約法10条の生成と展開——施行10年後の中間回顧」、『NBL』959号、10~26頁
 - ・平成24年2月(単著)「売主瑕疵担保責任」、『ジャーリスト』1437号、61~65頁
 - ・平成24年9月(単著)「消費者撤回権をめぐる法と政策」、『現代消費者法』16号、4~12頁
 - ・平成24年9月(単著)「消費者撤回権の正当化根拠」、『現代消費者法』16号、77~93頁
 - ・平成24年12月(単著)「契約条項の内容規制における具体的審査・抽象的審査と事後的審査・事前の審査——生

命保険契約における無催告失効条項を検討素材として」、『民事法の現代的課題(松本恒雄先生還暦記念)』、23~56頁

- ・平成25年8月(単著)「消費者撤回権をめぐる法と政策」、『消費者法』5号、3~7頁
- ・平成25年8月(単著)「消費者撤回権の正当化根拠」、『消費者法』5号、36~46頁
- ・平成26年1月(単著)「約款」、『法律時報』86巻1号、30~38頁

<その他>

- ・平成21年11月(単著)「人身傷害保険金の支払と損害賠償請求権の縮減の有無(最判平成20年10月7日)」、『判例タイムズ』1305号、38~47頁
- ・平成22年2月(単著)「フランチャイズ・チェーン運営者の加盟店に対する報告義務(最判平成20年7月4日)」、『私法判例リマーカス2010(上)』、42~45頁
- ・平成23年10月(単著)「税理士の締結した電話機等リース契約とクーリング・オフ(大阪地判平成21年10月30日)」、『民事判例III』、140~143頁
- ・平成24年2月(単著)「数社を介在させて順次発注された工事の最終受注者に対する請負代金の支払時期合意の解釈」、『私法判例リマーカス2012(上)』、14~17頁

3. 組織運営

部局における寄与

H24.4.1-26.3.31 入試委員会

H25.4.1-26.3.31 教務委員会

H25.4.1-26.3.31 部局情報公開実施委員会

全学における寄与

H24.4.1-26.3.31 点検・評価実行委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

信託法学会(理事)、日本消費者法学会(理事) 仲裁ADR法学会(理事)

- 2) 学外の委員会・審議会等の活動
- H15.6-25.6 内閣府独立行政法人評価委員会
 - H19.3- 消費経済審議会会長
 - H24.11- 消費者庁参与
 - H10.8- 産業構造審議会臨時委員
 - H24.9- 「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」委員
 - H25.11- 国民生活センター紛争解決委員会委員
 - H18.4- 公益財団法人交通事故紛争処理センター審査員

翁 邦 雄(教 授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

金融政策（前2）、ケーススタディ日本経済分析（前2）、中央銀行論と金融市场（後2）、ケーススタディ金融・政策分析（後2）

(25年度)

公共政策大学院

金融政策（前2）、ケーススタディ日本経済分析（前2）、中央銀行論と金融市场（後2）、ケーススタディ金融・政策分析（後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

・「中央銀行と金融市场、金融政策」

平成21年4月8日～：これらのコースでは、今後さまざまに展開しうる政策現場への分析の応用を念頭において、分析枠組みの現時点のフロンティアの解説だけでなく、その発展を促した歴史的経験、これに触発された・政策当局者・分析者の問題意識の展開を解説し、分析対象の変化に照らして分析を応用できるように努めている。

講義にあたっては各回の講義ノート（中央銀行論、金融政策の場合、A4

30～50枚程度）を書き込み可能なハンドアウトとして配布し、講義時の理解・復習が容易となるようにしている。

また、講義の最終段階で演習問題を配布し、講義の全般的な習得度を確認したうえで、期末試験に臨めるように工夫している。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・平成25年1月『金融政策のフロンティア』、日本評論社

本書は、2012年夏現在の先進国の金融政策の基本的な枠組みと中央銀行が置かれている状況とこれらを巡る議論の状況を中央銀行関係者サイドの関心に沿って整理し、金融政策に影響を受ける市場関係者や政策当局者、経済学研究科や公共政策大学院などで金融政策に関心をもっている人たちなどの理解の足掛かりを提供することを企図したものである。

本書の特色としては、平時の金融政策をベンチマークとして、いわゆる非伝統的金融政策の狙いと限界を金融市场のメカニズムとの関連で説明し、検討している点があげられる。

(3) その他教育活動上特記すべき事項

- ・宮古・大船渡震災復興調査（平成23年9月21日・22日）

公共大学院生の東日本大震災被災地の支援・調査活動と連携し、調査日本銀行仙台支店長・福田一雄氏のヒアリングに同行して宮古・大船渡の経済状況調査を行った。面談調査は、岩手県下において東日本大震災において、きわめて甚大な津波被害を受けた宮古・大船渡の復興状況と今後の展望について、宮古・大船渡両商工会議所の中核メンバーからのヒアリングにより有用な情報を得、出張報告を学生の資料とともに冊子にまとめた。

- ・京都大学春秋講義における講義（平成23年5月18日）

1980年代後半以降の日本経済におけるバブルとその崩壊、そして2000年

代後半の米国経済における金融危機など、近年の世界経済はバブルの生成と崩壊に激しく攪乱されてきたが、資産価格バブルとはどのようなものか、なぜ起きるのか、なぜ破裂するのか、なぜ防ぎにくいのか、全て悪いものと言えるのか、などについて、歴史的な事例やら最近のアメリカの住宅価格バブルなどの実例に照らしながら一般市民にも分かり易い解説を行った。

・最高裁判所・司法研修所での講義（平成24年6月29日、平成25年6月26日）

最高裁判所・司法研修所の総括裁判官研究会で中堅クラス判事を対象に、日本の社会経済の現状と課題を、人口問題・財政危機を中心に、国際比較、歴史的経験を交えながら、その全般的な状況について、経済理論の知識が前提できない司法の専門家でも鳥瞰できるように工夫した講演を行った（平成24年度）。司法研修所からの要望で25年度にも、やや視点を変えて同様の講演を行った。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

おもに先進国の事例に即しながら、金融政策の枠組みの変容、その背景、今後のありうべき帰結とリスクについて研究している。とくに、金融政策と財政政策の相互作用が大きくなりつつある現状にかんがみ、現在の金融政策が今後の財政の持続性のどのような影響を与えるかについての解明に注力する方針である。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

＜著書＞

- ・2011年5月（編著）『金融業と人口オーナス経済』（翁邦雄・北村行伸）、日本評論社
- ・2011年6月（単著）『ポスト・マネタリズムの金融政策』、日本経済新聞出版社
- ・2013年1月（単著）『金融政策のフロンティア』、日本評論社
- ・2013年7月（単著）『日本銀行』、筑摩

書房

＜論文＞

- ・2009年5月（単著）「資産価格と金融政策—clean up the mess と leaning against the wind—」、「証券アナリストジャーナル」、16～27頁
- ・2009年9月（単著）「金融危機と家計」、「生活協同組合研究」、6～18頁
- ・2009年10月（単著）「バブルの生成・崩壊の経験に照らした金融政策の枠組み—FED VIEW と BIS VIEW を踏まえてー」、吉川洋編『デフレ経済と金融政策』第1章、慶應義塾大学出版会、3～38頁
- ・2009年10月（共著）「グローバリゼーションとインフレーション—BIS VIEW・FED VIEWを巡ってー」（村田啓子）、吉川洋編『デフレ経済と金融政策』第2章、慶應義塾大学出版会、39～78頁
- ・2009年12月（単著）「日本銀行法改正による政策形成過程の変化」、御厨貴編『変貌する日本政治』勁草書房、261～287頁
- ・2011年5月（単著）「金融政策の出発点—だれが・何を・どのように決めるか」、「経済セミナー」88～97頁
- ・2011年7月（単著）「金融調節と短期金利の誘導—中央銀行は短期金利を目標水準にどのように誘導するのか」、「経済セミナー」102～111頁
- ・2011年9月（単著）「金利の期間構造と金融政策—政策金利の誘導と金利の期間構造」、「経済セミナー」74～84頁
- ・2011年11月（単著）「金融政策と為替レート—為替レート決定理論とソロスチャート」、「経済セミナー」74～84頁
- ・2012年1月（単著）「金融政策とリスク・プレミアム—連邦準備制度の金融政策による事例研究」、「経済セミナー」84～95頁
- ・2012年3月（単著）「金融政策とその他の経済政策—ポリシー・ミックスと政策協調を巡って」、「経済セミナー」101～112頁

- ・2013年7月（単著）「グリーンスパンの金融政策」、『金融依存の経済はどこへ向かうのか』（池尾和人・21世紀政策研究所編）日本経済新聞出版社、第2章、73～114頁
- ・2014年1月（単著）「金融政策で物価はコントロールできるか」、『月刊 統計』、2～8頁
- ・2014年6月（単著）「ゼロ金利制約下では金融政策で物価はコントロールできない」、『検証アベノミクス』（原田泰・齋藤誠編）中央経済社、第1章、3～24頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-26.3.31 評価・広報委員会
 H21.4.1-26.3.31 企画・財務委員会
 H21.4.1-26.3.31 インターンシップ等実施委員会
 H21.4.1-26.3.31 実務教育助言委員会
 H22.4.1-26.3.31 図書委員会（主任）

4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動
日本経済学会
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動
H17.4- 東京大学大学院経済学研究科・日本経済国際研究センター顧問
H18.4- 東京大学経済学会評議員
H20.11-26.3 一橋大学経済研究所共同研究委員会委員

楠 壽 晴（教 授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

- 政策企画立案の技術（前2）、
 ケーススタディ暮しと財政（前2）、
 ケーススタディ政策の立案（後2）、
 ケーススタディ予算と政策分析（後2）

(25年度)

公共政策大学院

病気休職のため担当なし

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

①平成19年度授業から「政策課題にどのように取り組むか—政策案の企画立案・決定」を担当授業科目の共通テーマとするとともに、各授業科目にサブテーマを設定。これら授業科目の履修により、直面する問題・政策課題に対し政策案の企画立案や政策決定を行うことはどのようなことを院生が体験し、政策立案・決定についての基本的な能力を習得することを目標として担当科目の授業を行っている。

②院生教育の具体策としては次のような基本的枠組みを策定。

i. 公共政策論、行政学など関係学問分野でのこれまでの研究成果と、わが国の中央省庁における政策企画立案の実際や財務省などでの私自身の経験などを融合する形で、その時々に直面する問題・政策課題に対応するための適切な政策案の企画立案や政策決定を行うための作業の実際の流れ、基本的な取り組み方などをパターン化、チャート化、ポイント化することにより分り易く定式化する。

ii. 定式化された政策案の企画立案を行うための取り組み方などを活用しそれらに沿ってわが国が現実に直面している種々の問題・政策課題に院生が実際に取り組み、政策の企画立案を実習することにより、政策課題に対する政策案の企画立案・決定を行う能力を院生が身につけることとする。

③開学の平成18年度と次の平成19年度の2年間の授業経験を踏まえ、平成20年度より「実践科目 政策企画立案の技術」、「ケーススタディ 政策の立案」を新規科目として開講するなど担当

科目の大幅な見直しを行った。

④各年度とも授業終了後に授業内容や授業結果を整理・分析した授業記録を作成するとともに、院生の授業評価なども踏まえ教育内容・方法について再検討を行い、その成果を次年度の授業に反映させている。また、授業評価については、公共政策大学院共通の授業評価に加え、シラバスに明記した授業の目標・狙いが達成されたかについての補足調査を実施している。

授業記録は実際の授業で配布・使用した授業資料・教材や授業課題についての院生作成ペーパーなどとともに冊子化して、同僚教官、他の公共政策大学院教官など関係方面に配布している（2010年度分まで）。

⑤2011年度にこれまでの授業での経験や評価などを踏まえ、「政策企画立案の技術〔2011年度版テキスト〕」を作成し、受講の院生にPDFで配布するとともに冊子化し、同僚教官、他の公共政策大学院教官など関係方面に配布した。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

・平成18年度～22年度

担当の授業科目は各科目ともオリジナルな教材を開発・作成して授業を行っており、授業内容や授業結果は授業記録として冊子化している（2011年度分まで）。

・平成23年度

担当の授業科目は各科目ともオリジナルな教材を開発・作成して授業を行っており、また、教科書として、「政策企画立案の技術〔2011年度版テキスト〕」を作成し、受講の院生にPDFで配布するとともに冊子化し、同僚教官、他の公共政策大学院教官など関係方面に配布した。

(3) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

・平成21年度、「公共政策をどう学ぶか」（「公共空間」2009秋号所収9～12頁）

(4) 実務教育に関する特記事項

- ・平成19年2～4月：人事院・総務省・財務省・国土交通省などを訪問し、人事担当者と公共政策大学院での教育や院生採用について意見交換し、その結果を報告会を開催して院生に周知（今仲教授、佐伯教授と共に）。
- ・平成21年2月25日～27日：愛媛県庁、松山市役所、内子町役場、今治市役所、今治商工会議所、今治市商店街連合会等に学生を率引し、「地域再生・活性化政策の比較」の課題を与え、訪問調査を実施。
- ・平成21年度～24年度 4月～6月：公共政策の形成や実施についての理解を深めることを目的に中央省庁の課長・課長補佐クラスを講師とするリレー形式の霞が関特別講演を開催。あわせて講師と教官との懇談会を開催（翁教授、小西教授、佐伯教授などと共に）。
- ・院生向けに政策現場である国際機関や独立行政法人幹部などによる国際ワークショップ（2回）やブラウンバッグセミナーを以下のとおり隨時開催している。

国際ワークショップ

①平成18年5月31日、「開発ファイナンスに関する最近の課題－世界銀行の立場から－」、フランソワ・ブルギニヨン世界銀行上級副総裁、大久保良夫世界銀行理事

②平成19年6月7日、「これからの国際開発支援のあり方－援助現場の視点から－」、上田善久独立行政法人国際協力機構理事

ブラウンバッグセミナー

①平成18年12月14日、「国際交渉－外国当局とどう向き合うか－」、式部透財務省近畿財務局長

②平成19年5月31日、「アジアへの知的支援、現場からの報告－国際貿易の安全確保と円滑化へ向けて」、西村尚剛大阪税関長、北浦眞喜大阪税関業務

③平成19年11月29日、「国際空港を経営する」竹嶋孝育関西国際空港株式会社常務取締役

- ④平成21年5月22日、「国際文化交流を考える－相互信頼の構築に向けて－」、高橋毅国際交流基金参与
- (5) その他教育活動上特記すべき事項
進路指導担当として2006年度9人、2007年度10人、2008年度12人、2009年度10人、2010年度6人、2011年度9人、2012年度8人の院生の進路指導を担当。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

公共政策大学院での院生教育、特に政策課題に対する政策案の企画立案・決定についての院生教育の具体策

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<その他>

- ・平成21年3月（単著）「2008年度授業記録（第2分冊）展開科目 予算と政策分析 ケーススタディ政策の立案 ケーススタディ予算と政策分析」
- ・平成22年3月（単著）「2009年度授業記録 実践科目政策 企画立案の技術 ケーススタディ経済政策 ケーススタディ予算と政策分析 ケーススタディ政策の立案」
- ・平成23年3月（単著）「2010年度授業記録 実践科目政策 政策企画立案の技術 展開科目 予算と政策分析 ケーススタディ予算と政策分析 ケーススタディ政策の立案」
- ・平成24年2月（単著）「政策企画立案の技術〔2011年度版テキスト〕」

3. 組織運営

部局における寄与

H20.4.1-25.3.31 企画・財務委員会

H20.4.1-25.3.31 施設・設備委員会（主任）

H20.4.1-25.3.31 人権委員会

H20.4.1-25.3.31 インターンシップ等実施委員会

H20.4.1-25.3.31 FD委員会

H20.4.1-25.3.31 実務教育助言委員会

H20.4.1-25.3.31 部局安全衛生委員会

H20.4.1-25.3.31 部局安全衛生担当者

H23.4.1-25.3.31 評価・広報委員会

全学における寄与

H20.4.1-24.9.30 吉田キャンパス整備専門委員会

小 西 敦（特別教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

地方自治法制（前2）、政策評価・行政評価（後2）、地方行政実務（後2）、ケーススタディ地方行政分析（前2）、ケーススタディ自治体の行政過程と人材育成（後2）

法科大学院

地方自治法制（前2）

(25年度)

公共政策大学院

地方自治法制（前2）、政策評価・行政評価（後2）、地方行政実務（後2）、ケーススタディ地方行政分析（前2）、ケーススタディ自治体の行政過程と人材育成（後2）

法科大学院

地方自治法制（前2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

可能な限り、院生・教員間の双方向性を確保するため、資料の事前配布、読み込み指導、コメント発表、レポートへのコメントなどを行なった。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

担当授業について、毎回、レジュメ、参考資料集を作成し、配布した。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・「地方行政実務」以外の担当各授業において、1学期に現職公務員2～3人をゲストスピーカーとして招聘し、実務の現状と課題等について、講義をいただいた。

10. 教員の個人活動

- ・「地方行政実務」において京都市及び京都府の課長等各6人、計12人に、実務の動向の講義をいただいた。

2. 研究

1) 研究テーマ

現在の主な研究テーマは、①地方自治法の変遷と運用、②政策評価・行政評価、③救急医療と法である。目標は、①については、①については『地方自治法改正史』の刊行、②については自治体評価の課題と対応策の論文発表、③については救急医療の法的根拠と医師等の義務の論文発表。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

<著書>

- ・2013年1月（共著）『自治体政策法務講座第2巻執行管理』（高橋滋）、ぎょうせい、222～273頁

<論文>

- ・2010年3月（単著）「地方分権推進期（1）[1993-2000年]」、政策研究大学院大学・財団法人自治体国際化協会「我が国の地方自治の成立・発展」（第9期分）、1～36頁
- ・2010年3月（単著）“The Promotion of Decentralization (1) [1993-2000]”, Historical Development of Japanese Local Governance 9, National Graduate Institute for Policy Studies, 1～53頁
- ・2011年3月（単著）「地方分権推進期（2）地方分権と政権交代 [2001-2009年]」、政策研究大学院大学・財団法人自治体国際化協会「我が国の地方自治の成立・発展」（第10期分）、1～43頁
- ・2011年3月（単著）“The Promotion of Decentralization (2) - Decentralization and a Change of Government [2001-2009]”, Historical Development of Japanese Local Governance10, National Graduate Institute for Policy Studies, 1～59頁
- ・2012年9月（単著）「救急時医療行為における法的課題の整理」、『医療の広場』52巻9号、22～25頁
- ・2012年10月（単著）「政策評価と『選

択の科学』、『評価クオータリー』23号、1頁

- ・2013年9月（単著）「地方自治法改正史（1）～（42）」、『自治実務セミナー』49巻2号～52巻9号連載
- ・2013年5月（単著）「地方公共団体の金銭債権・債務の消滅時効についての再検討（1）～（3）」、『自治研究』89巻3～5号連載

<その他>

- ・2009年7月24日、ラオス国別研修（地方行政）講義「近年の地方行政改革と地方自治法改正」、JICA
- ・2009年11月26日、政策評価に関する統一研修（仙台会場）講演「国の出先機関の『政策評価』」、総務省東北管区行政評価局
- ・2009年11月30日、政策評価マネジメント研修講義「政策評価の活用に向けて」、文部科学省
- ・2009年12月5日、憲法史研究会報告「戦後地方自治法改正史」、同研究会（代表大石眞京都大学公共政策大学院院長）
- ・2010年1月31日、「危機管理士養成プレ講座」講義「危機管理計画」、日本自治体危機管理学会
- ・2010年7月17日、招聘講演「公共政策」、地域社会振興財団「健康福祉プランナー養成塾」
- ・2010年8月16～18日、研修講義「地方自治法」、福岡県市町村職員研修所
- ・2010年10月9日、招聘報告「『平成の大合併』に関する国の施策の変遷」、日本政治学会
- ・2010年10月31日、シンポジウム「どうする？地域の活性化－〈新しい公共〉と公務員の役割－」パネリスト、京都産業大学
- ・2011年1月28日、招聘講演「これからの地方自治のあり方」、自治医科大学
- ・2011年2月16日、ラオス国別研修（地方行政）講義「近年の地方行政改革と地方自治法改正」、JICA
- ・2011年7月27日・8月3日、研修講義「自治体経営とこれからの自治体職員」、

鳥取県市町村振興協会

- ・2011年8月10～12日、研修講義「地方自治法」、福岡県市町村職員研修所
- ・2012年1月18日、「公共政策における法律の役割」シンポジスト、常葉学園
- ・2012年2月26日、招聘講演「横浜市の大都市問題を考える」、横浜市港南区民協議会

3. 組織運営

部局における寄与

- H21.4.1-26.3.31 インターンシップ等実施委員会
H21.4.1-26.3.31 実務教育助言委員会
H23.4.1-25.3.31 入試委員会
H25.4.1-26.3.31 教務委員会
H25.4.1-26.3.31 FD委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本行政学会

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H21.4- 全国市町村国際文化研修所調査研究部長
H23.4-H26.3 群馬大学「多文化共生推進士」養成ユニット評価委員会委員
H24.4-H26.3 兵庫県総合事業等審査会委員
H24.7-H25.6 地域公共人材開発機構「地域公共政策士の資格教育プログラムの社会的認証（質保証）」評価員
H24.11-H25.3 兵庫県特別職報酬等審議会委員
H25.3-H26.3 兵庫県「広域行政体制のあり方研究会」委員
H25.3-H26.3 大学基準協会公共政策系専門職大学院認証評価分科会第一群委員

佐 伯 英 隆（特別教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(24年度)

公共政策大学院

通商産業政策（前2）、
省庁間関係（前2）、
ケーススタディ国際通商政策（後2）、
ケーススタディ省庁間関係（後2）

(25年度)

公共政策大学院

通商産業政策（前2）、
省庁間関係（前2）、
ケーススタディ省庁間関係（後2）、
ケーススタディ国際通商政策（後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

・平成18年～：授業教材に関しては、①毎回、自主制作のプリントを配布する方式と、②学生の自主発表の段階に至るまでの数回は講義形式のガイドラインとし、毎回、自主制作のプリントを配布している。これらの教材は、すべて教務で保管している。③実務家教員である利点を活かし、一講座あたり平均して3回程度、実務に携わる社会人（知事、市長、行政官、外国政府外交官、実業家など）をゲストスピーカーとして招き、学生との討議の機会を設けている。

・平成18年から平成23年前期：『省庁間関係』において秋月教授とともに共同担当講義（co-teaching）の方法を実践、改善

(2) 作成した教科書、教材、参考書

・講義毎にプリントを作成、配布している。

(3) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

・平成21年9月19日：京都大学医学部にて「医療産業の将来展望」につき講演

・平成24年3月21日：自民党内閣部会・国土交通部会合同会議にて「カジノを含めた統合型リゾートの創設に向け

10. 教員の個人活動

- て（第二回）につき講演
- ・平成24年11月12日：秋田国際教養大学にて「FAT/EPAの利害得失」につき講義 同日、一般市民向け講演会にて同一テーマにつき講演
 - (4) 実務教育に関する特記事項
 - ・平成22年2月20日：京都大学市民講座「通商交渉の実際」講演
 - ・平成23年11月：著作「カジノの文化誌」（中公選書）出版
 - ・平成24年2月28日：自由民主党国土交通部会にて「カジノ議論に関する基礎知識」について講演

2. 研究

1) 研究テーマ

通商産業政策と国際通商メカニズムの探求、公共政策系大学院における教育手法・組織運営のありかたの調査

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

＜著　書＞

- ・平成23年11月（共著）『カジノの文化誌』（大川潤）、中公選書

＜その他＞

- ・平成22年8月～（単著）山陰中央新報

コラム「談論風発」（これまで12回）

3. 組織運営

部局における寄与

- H20.4.1-26.3.31 評価・広報委員会
- H20.4.1-25.3.31 教務委員会
- H25.4.1-26.3.31 入試委員会
- H20.4.1-26.3.31 インターンシップ等実施委員会
- H20.4.1-26.3.31 実務教育助言委員会
- H25.4.1-26.3.31 入試委員会
- H25.4.1-26.3.31 人権委員会

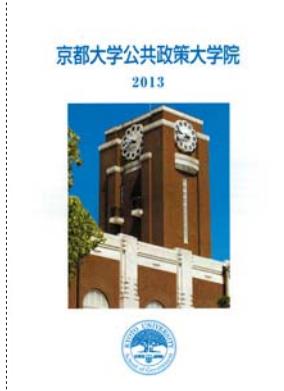
4. 学外・社会貢献活動

学外の委員会・審議会等の活動

- H19.4- (独)農業・食品産業技術総合研究機構／民間実用化研究促進事業評価委員
- H20.4- 社会福祉法人日本国際社会事業団評議員
- H20.9- 特定非営利活動法人国際安心安全協会理事
- H18.4- 協同組合 日本映像事業協会顧問

11. 冊子体資料

資料 1



資料 2



資料 3



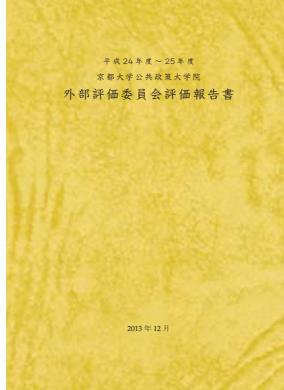
資料 4



資料 5



資料 6



資料 7



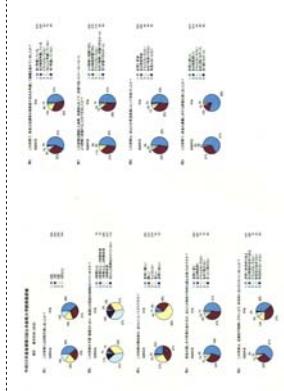
資料 8



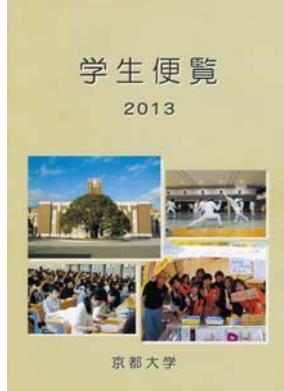
資料 9



資料10



資料11



資料17



京都大学大学院公共政策連携研究部（公共政策大学院）
自己点検・評価報告書 2014(第4号)

発行日 2014年（平成26年）10月
発行人 京都大学公共政策大学院
606-8501 京都市左京区吉田本町
Tel. 075-753-3126